「教科等の構成と開発に関する
調査研究」研究成果報告書（15）

音楽のカリキュラムの改善に関する研究

-諸外国の動向-

平成１５(2003)年１０月

国立教育政策研究所

はしがき

２１世紀の入り口に立つ今日、これまでの学校教育の成果を引き継ぎながら、きたるべき時代と社会における学校教育の在り方を展望することが緊要の課題となっている。また、変化する社会を生きる子供たちに求められる資質や能力を明確にし、それを具現化する教育内容の在り方について、中長期的な視野から検討することも重要な課題といえる。

本調査研究はこのような問題関心から、教育内容編成の具体的な形態としての教科等の構成や開発について、本研究所の共同研究として平成９年度から進めてきた研究である。

本調査研究のねらいは、我が国における教育課程の研究開発動向やその歴史的変遷、諸外国における教育課程の動向、及び各教科等のカリキュラムの改善等について調査研究を行うことにより、将来における教科等の構成の在り方を検討するための基礎的な資料を得ることにある。このねらいを実現するため、(1) 教育課程の改善と開発に関する研究、(2) 各教科等のカリキュラムの改善に関する研究、(3) 教育課程の開発動向や実施状況等の調査分析の三つの研究課題を設けて、研究を進めてきた。

この報告書は、研究課題(2) における音楽系教科の諸外国におけるカリキュラムの動向を調査したものである。

本研究の成果が、今後教科等の構成の在り方を検討する際の基礎資料として、また各教科等のカリキュラムの改善のための資料として生かされることを願うものである。

平成１５年１０月

国立教育政策研究所長

遠　藤　昭　雄

「教科等の構成と開発に関する調査研究」の概要

１．研究の目的

小学校･中学校及び高等学校における教科等の構成や各教科等のカリキュラムの課題を把握するとともに､我が国における教科構成の歴史的変遷や諸外国のカリキュラム構成の動向等について調査･分析することによって､今後における教育課程の改善並びに将来における教科等の構成の在り方に関する基礎資料を得ることを目的とする。

２．研究課題

ア．教育課程の改善と開発に関する研究

幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教育課程の接続と構成の在り方、及び教育内容の「総合」的編成の原理と意義、その特質等について検討するため、我が国及び諸外国における教育課程の歴史的変遷と現状､文部省研究開発学校における研究開発内容などに関する調査・分析を行う。

イ．各教科等のカリキュラムの改善に関する研究

教育課程における各教科等の役割やその内容構成の在り方等について検討するため、我が国及び諸外国における各教科等のカリキュラムの歴史的変遷及び動向等に関する調査・分析を行う。

ウ．教育課程の開発動向や実施状況等の調査分析

教育課程の開発動向や教育課程の実施上の課題を把握するため、小・中・高等学校における教育課程編成に関する資料を収集し分析する。

３．研究の期間　平成９年度～

４．調査研究に関わる組織

(1) 研究代表者　　小田　豊（次長）

(2) プロジェクトチーム

小田　豊　（次長）
月岡　英人（教育課程研究センター長）
三宅　征夫（教育課程研究センター基礎研究部長）
長崎　栄三（教育課程研究センター総合研究官）
西尾　典眞（教育課程研究センター研究開発部長）
水野　晴央（教育課程研究センター基礎研究部基礎研究課長）
坂口　浩司（教育課程研究センター研究開発部研究開発課長）
板良敷　敏（教育課程研究センター研究開発部教育課程調査官）
井上　一郎（教育課程研究センター研究開発部教育課程調査官）
工藤　文三（教育課程研究センター基礎研究部総括研究官）
猿田　祐嗣（教育課程研究センター基礎研究部総括研究官）
名取　一好（教育課程研究センター基礎研究部総括研究官）

水野香代子（教育課程研究センター研究開発部教育課程調査官）
谷田部玲生（教育課程研究センター基礎研究部総括研究官）
渡邊　彰　（教育課程研究センター研究開発部教育課程調査官）
渡邉　寛治（教育課程研究センター基礎研究部総括研究官）
吉川　成夫（教育課程研究センター研究開発部教育課程調査官）

(3) 各教科等の担当

各教科等ごとに所外の協力者を含めた委員会を設け、調査研究を進める。

(4) 事務局

工藤　文三（教育課程研究センター基礎研究部総括研究官）
谷田部玲生（教育課程研究センター基礎研究部総括研究官）

５．研究成果一覧（平成１１年度～平成１４年度）

・研究成果報告書(1)『文部省研究開発学校における研究開発の内容に関する分析的検討(1)』
平成12年３月
・研究成果報告書(2)『社会科系教科のカリキュラムの改善に関する研究-諸外国の動向-』
平成12年３月
・研究成果報告書(3)『技術科教育のカリキュラムの改善に関する研究-諸外国の動向-』
平成12年３月
・研究成果報告書(4)『諸外国の「総合的学習」に関する研究』　平成13年３月
・研究成果報告書(5)『社会科系教科のカリキュラムの改善に関する研究-歴史的変遷(1)-』
平成12年３月
・研究成果報告書(6)『技術科教育のカリキュラムの改善に関する研究-歴史的変遷と国際比較-』
平成13年３月
・研究成果報告書(7)『理科系教科のカリキュラムの改善に関する研究-諸外国の動向-』
平成13年３月
・研究成果報告書(8)『文部省研究開発学校における研究開発の内容に関する分析的検討(2)』
平成13年３月
・研究成果報告書(9)『国語科系教科のカリキュラムの改善に関する研究-歴史的変遷・諸外国の動向-』平成14年３月
・研究成果報告書(10)『道徳・特別活動カリキュラム改善に関する研究-諸外国の動向』
平成14年３月
・研究成果報告書(11)『道徳・特別活動カリキュラム改善に関する研究-歴史的変遷（戦前）』平成14年３月
・研究成果報告書(12)『算数・数学の教育課程-アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス-』
平成14年３月
・研究成果報告書(13)『理科系教科のカリキュラムの改善に関する研究-諸外国の動向（２）-』平成15年３月
・研究成果報告書(14)『体育のカリキュラムの改善に関する研究-諸外国の動向-』
平成15年３月

音楽のカリキュラムの
改善に関する研究

― 諸外国の動向 ―

教科等の構成と開発に関する調査研究
研究課題 イ　各教科等のカリキュラムの改善に関する研究
音楽研究班（平成 15 年 10 月現在）

【研究協力者】

奥　　忍　（岡山大学教授）
小島　律子（大阪教育大学教授）
阪井　恵　（明星大学助教授）
佐野　靖　（東京芸術大学助教授）
塩原　麻里（東京学芸大学助教授）
高須　一　（前 広島大学助教授）平成 15 年 3 月まで
滝沢　達子（愛知教育大学教授）
筒石　賢昭（東京学芸大学教授）
中島　卓郎（信州大学助教授）
西園　芳信（鳴門教育大学教授）
村尾　忠広（愛知教育大学教授）

【執筆協力】

高　仁淑（九州大学助手）
董　芳胜（東大阪市教育委員会中国帰国児童生徒教育指導協力者）
朴　成泰（山口大学助教授）

【所内委員】

新野　貴則（国立教育政策研究所研究員）
金本　正武（前 国立教育政策研究所教育課程調査官）平成 15 年 3 月まで
峯岸　創　（前 国立教育政策研究所教育課程調査官）平成 15 年 3 月まで
高須　一　（国立教育政策研究所教育課程調査官）平成 15 年 4 月から
大熊　信彦（国立教育政策研究所教育課程調査官）平成 15 年 4 月から

目　次

アメリカ合衆国 …… 1

イギリス …… 17

フランス …… 29

ド イ ツ …… 41

中　　国 …… 57

韓　　国 …… 71

シンガポール …… 85

台　　湾 …… 99

目標・内容構成等の一覧表 …… 109

＊各国の報告書で共通して掲載している「学校系統図」は文部科学省,『諸外国の初等中等教育』, 平成 14 年 1 月及び文部省,『諸外国の学校教育』, 平成 8 年 9 月から引用した。本文は可能な限り最新の情報をもとに執筆しているため, 制度や訳語等については本文と若干異なる場合がある。

アメリカ合衆国

１　教育制度及び教育課程の標準化の概要

⑴　学校制度

教育の法的性格―州の権限

アメリカの義務教育期間は，州によって異なってはいるが，おおむね 5 歳から 18 歳までの 13 年間である。幼稚園は日本と異なり，通常独立して存在せず小学校入学の準備期間としてとらえられており，小学校に併設され，義務教育の一貫として扱われている。ナーサリースクールは幼稚園に入る以前の機関で，あくまでも子どもの保育に重点を置いている。一般的に幼稚園に一年間入園した後，小学校，中学校および高校へ進学する。

アメリカでは大学を除く学校教育制度は，日本と同じ 6・3・3 制以外に，4・4・4 制，5・3・4 制，6・2・4 制，6・6 制，8・4 制などあり，それぞれの学校の呼び方も様々である。特に中学校はジュニア･ハイスクールの他ミドルスクールという呼び名も一般化している。学年制は，幼稚園を K，以後 12 年間を通じて 1 年生，2 年生，そして 12 年生と数えられている。トータルの学年で幼稚園から高校卒業まで(K-12)と表記している。

米国連邦政府も教育改革の推進には力を注ぎ，教育の課題は歴代の大統領が掲げる政策には必ず謳われている。アメリカの場合教育に関する権限は，日本のように国家ではなく憲法上各州に属することになっている。従って基本的な教育制度や教育政策は，州によって決定される。また連邦政府の財政的関与は，各州によって大きく異なっている。

州政府は，一般的教育基準，卒業要件，教師資格等を定めている。各州の法律では，住民に対して公教育を保障すべきとする条項を有している。

公立学校の運営は，州政府および市町村にゆだねられており，その運営のための財源は，主に州からの補助金と地域住民の税金により賄われている。実際には，州教育委員会の下に置かれている学校区（School District）である。学校区は，州の統制力が働いてはいるが，各州によってその程度は異なっており，むしろ，その財源の多くが区域内の住民に賦課されている税金であることから，地域住民の意志が大きく反映されている。この学校区は特に公教育の実施を目的とするもので，全米で約 1 万 5000 ある。

⑵　教育課程の基準

アメリカにおいて，教育課程の標準化に対する方向が明確に示されてきたのは，1992 年にブッシュ政権が出した「2000 年のアメリカ：芸術パートナーシップ」（The America 2000: Arts Partnership）宣言以降である。1994 年には，クリントン大統領が「2000 年の目標：アメリカ教育法」（Goal 2000: Educate America Act)」を法制化した。

この教育改革法「2000 年の目標」は州の法令による標準化・共通化と教室での教育実践という二つの面に沿った連邦の教育の枠組みの方針を示している。これは，教育成果の改善（学力の向上）のために教育システム全体が有機的に機能するような共通目標となる教育の「標準」（スタンダード）を開発することをめざした。この「標準」の意味するものは，

アメリカ合衆国の学校系統図

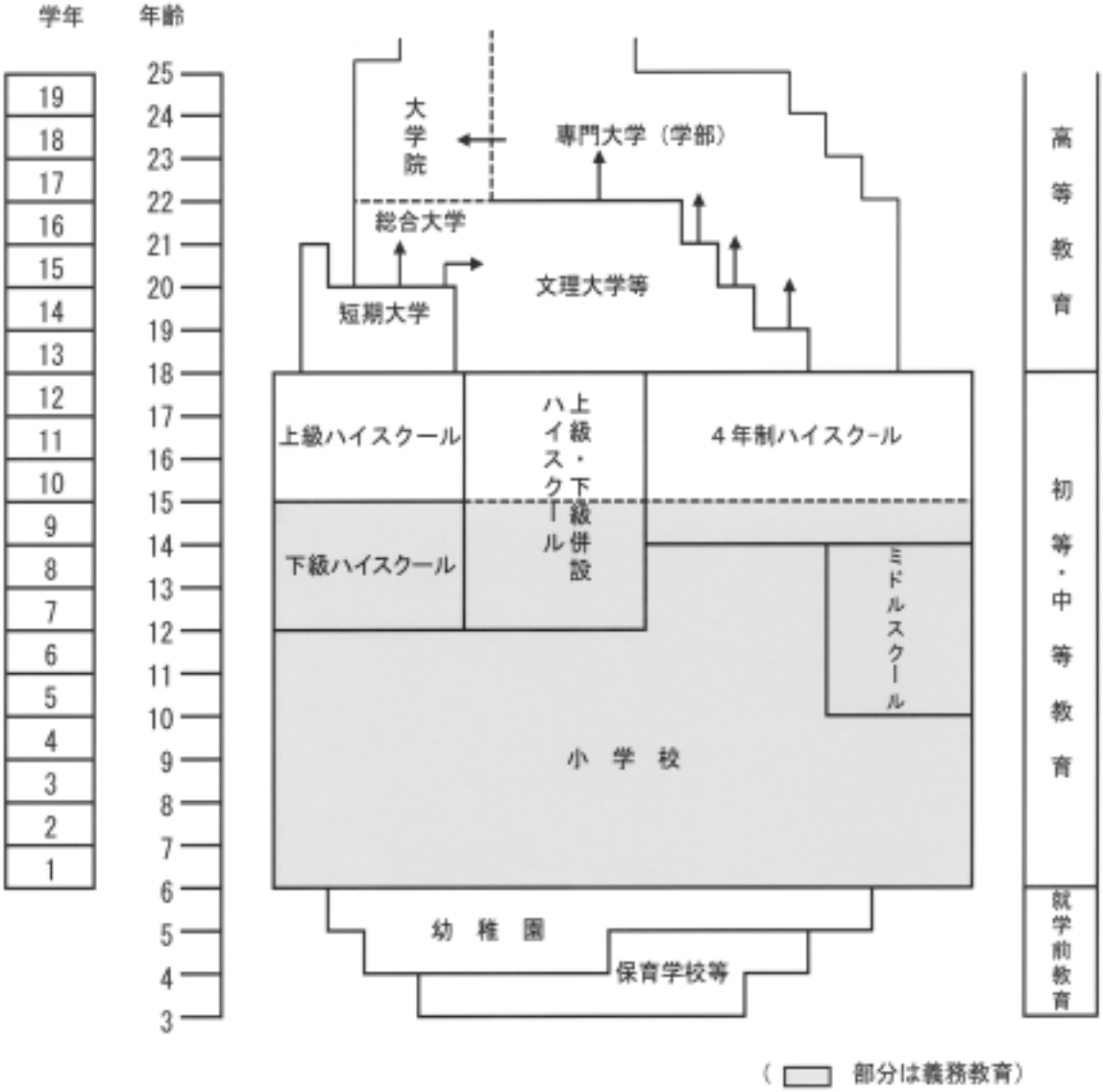

文部科学省生涯学習政策局調査企画課，『諸外国の初等中等教育』，平成 14 年 1 月より

技術と知識に基づくはっきりしたゴールであり,体系的な改革である。またこの教育法は，各州に連邦補助金を交付し，州や学区の教育改革の主体的な取り組みを促した。州の作成する独自の「標準」は，カリキュラム編成にとどまらずに，教員養成，研修，学力評価テストの実施など，州の教育システム全体を改編する際の共通目標としての役割も担った。

1994 年に初めて全米の芸術カリキュラムの標準として『全米芸術教育標準』（National Standards for Arts Education， 以下『標準』）が発表された。しかし法的な拘束力はなくあくまで自発的なもの（ボランタリー）である。

２　音楽科の教育課程における位置づけ

⑴　音楽科の位置づけと配当学年

アメリカでは，芸術教育分野を，ダンス，音楽，舞台芸術，視覚芸術４領域に分けている。この領域のカリキュラムの『標準』については，「全米音楽教育者会議」（MENC: Music Educators National Conference）の他，「全米ダンス協会：NDA」「劇場及び教育のための全米連合：AATE」「全米美術教育協会：NAEA」の民間教育団体が作成した。

この『標準』によれば，学年のシークエンスは，K-4，5-8，9-12になっている。

⑵　授業時間数

授業時数の規定，各学年の授業時数は各州の学校区に任されている。

⑶　必修・選択の別

同じく必修，選択の区別は各州の学校区に任されている。

３　音楽科の目標，内容等の理念と領域

⑴　示し方

基本的なポリシーとして，すべてのアメリカの児童・生徒（K-12）が，音楽科において知るべき事柄と出来るようになるべき事柄を重視している。

⑵　示し方のシークエンス

学年の枠組みは，K-4，5-8，9-12になっている。またその教授については，州，地方学校区，個々の教師の責任において決定する。具体的には，４の（1）で述べる九つの領域ごとにそれぞれの系統が示されている。基本的には，技能と知識のシークエンスを示している。

①　幼稚園から４学年；K-Grade 4

この学年の子どもにはすべての子どもたちに期待される技能と知識を述べている。

②　５学年から８学年；Grades 5-8

幼稚園から４学年の上に立って累積的な技能と知識をあげている。芸術作品にたいして洗練された感受性が期待される。

③　９学年から12学年；Grades 9-12

高等学校を卒業するまでに。５学年から８学年の上に立ってより高いレベルの技能や知識，さらに芸術教科の少なくとも一つの分野について洗練された芸術的反応を示すことが期待される。

『標準』は９学年から12学年において，更にそれぞれの教科で"熟達；proficient" レベルと"上級；advanced;" のレベルに分けられる。

熟達レベル・・・８学年から技能・知識とも更に１・２年を越えるレベル

上級レベル・・・８学年から技能・知識とも更に３・４年を越えるレベル

全ての生徒は高等学校を卒業するまでに少なくとも芸術の一つの分野について熟達レベルに達していることが期待される。

４　内容と構成

⑴　領域

音楽においては以下のような９領域の「内容標準」（Content Standard）と「達成標準」

（Achievement Standard）があげられている。

表１　音楽科における九つの領域と内容標準

①歌唱（Singing）様々なレパートリーを一人で，みんなと一緒に歌う
②器楽（Performing on instruments）様々なレパートリーを一人で，もしくはみんなと演奏する
③即興（Improvising）旋律，変奏，伴奏を即興する
④作曲と編曲（Composing and arranging）ガイドラインに沿って作曲・編曲する
⑤読譜と記譜（Reading and notating）
⑥鑑賞（Listening）音楽を聴取し，分析し，描写する
⑦評価（Evaluating）音楽や音楽の演奏を評価する
⑧音楽と他の芸術・芸術以外の教科との関連性の理解 （Understanding relationships between music, the other arts, and disciplines outside the arts）
⑨音楽と歴史・文化との関連性の理解（Understanding music in relation to history and culture）

⑵　内容・配列の示し方

「内容及び達成標準」における目標，内容等を領域ごとに学年の系統性をふまえて表で示す。ここでは，各領域の目標，内容，評価等が示されている。九つの標準のうち，①歌唱（表 2），⑥鑑賞（表 3），⑦評価（表 4）を示す。

表の中に示されている技術レベルは『標準』では次のように 6 段階に分けている。

レベル 1 - 非常に易しいレベル（調，拍子，リズム，限られた音域で）
レベル 2 - 易しいレベル（テンポ，調，拍子の変化，適度の音域で）
レベル 3 - 適度に易しいレベル（適度な技術的要求，音域の拡大，様々な解釈ができる）
レベル 4 - 適度に難しいレベル（良く開発された技術を持ち，フレージングや解釈に意様々な調で，いろいろな拍子やリズムを演奏できる）
レベル 5 - 難しいレベル（上達した技術を持つ；多くのフラットやシャープ系の調性，特殊な拍子，複雑なリズム，微妙な強弱の変化を含む）
レベル 6 - 非常に難しいレベル（特別の能力があり，音楽的に非常に優れた学生が表現できる）

表 2　歌唱

1. 内容標準　歌唱（Singing）：様々なレパートリーを一人で，みんなと一緒に歌う。

達成標準

K-4	5-8	9-12（熟達レベル）	9-12（上級レベル）
・音程，リズム，音色，歌詞，姿勢に注意して一定のテンポにのりながら一人で歌う。 ・表情豊かに，適切なダイナミックス，フレージングで歌う。	・一人であるいは大小編成のアンサンブルで音域内の曲を，正確に息をコントロールして歌う。 ・暗譜で「技術レベル 2」	*→ ・暗譜で「技術レベル 4」	→ ・暗譜で「技術レベル 5」

**-	で歌のレパートリーを表情豊かに歌う。（暗譜で演奏されたものも含む）	のレベル」で歌のレパートリーを表情豊かに歌う。	のレベル」で歌のレパートリーを表情豊かに歌う。
・多様な文化のジャンルや様式を表すレパートリーの中から暗譜して歌う。	・多様なジャンルや文化を表している音楽を様式に合うように歌う。		
・オスティナートをつけたり，パートナーソング，ラウンドを歌う。	・2 声/3 声の音楽を歌う。	・伴奏付きあるいはアカペラで 4 声の歌を歌う。	・4 声以上の曲を歌う。
	→		
・グループで音色や強弱を，指揮者の合図に合わせて歌う。	［合唱アンサンブル］	・良く磨かれたアンサンブルの技能を示す。	
	・暗譜して「技術レベル 3」で歌のレパートリーを表情豊かに歌う。		・小アンサンブルで重唱する。

*この印はより高く，複雑なレベルで続いていくことを示す。

**この印は右の達成標準が，このレベルではふさわしくないことを示す

表 3　鑑賞

6. 内容標準　鑑賞（Listening ）：音楽を聴取し，分析し，描写する。

達成標準

K-4	5-8	9-12（熟達レベル）	9-12（上級レベル）
・鑑賞する音楽の簡単な形式がわかる。	→	→	→
・聞こえてくる音楽に動きをつけたり，どういう音楽かの問いに答えたり，多様な文化を表す様々な様式の曲を描く。	・鑑賞曲に，適切な専門用語を使うことによって音楽が引き起こすものを描く。	→	・鳴り響いている作品の中で起こっている現象を描写することにより，音楽的な事柄を知覚し，思い出す能力を示す。
-	・多様なジャンルや文化を表す音楽で音楽の要素を分析する。	・多様なジャンルや文化を表す様々なレパートリーを音楽要素や表現の工夫を記述することによって，分析する。	→

・音楽や記譜，器楽や歌唱，いろいろな演奏を説明するにあたり，適切な専門用語を使う。	・音楽を分析するとき，基本的な拍子，リズム，調性，音程，和音，和声進行の原理を示す。	・音楽の拡大した専門用語を使って音楽を説明する。	→
・子どもの声や大人の男声，女声と同じように，オーケストラやブラスバンド，さまざまな民族楽器の音を聞き分けられる。	→	→	→
・はっきり意図した動きを通して，精選された名曲や，特別な音楽が引き起こすものに反応する。	-	・音楽作品におけるまとまりと変化，緊張と解放構成の工夫や技術を区別し説明する。同様の工夫や技術が見られる他の作品の例をあげる。	・示された音楽のサンプルの中で，音楽的な要素が扱われる方法を同じジャンル，様式における作品と比較する。
-	-	-	・ユニークで，興味深く，表現豊かな作品において音楽要素の使われ方を分析し記述する。

表 4　評価

7. 内容標準　評価（Evaluating)：音楽や音楽の演奏を評価する。

達成標準

K-4	5-8	9-12（熟達レベル）	9-12（上級レベル）
・演奏や作曲を評価するための標準を工夫する。 ・個人が気に入っている特別な音楽作品や様式を適切な音楽の専門用語を使って説明する。	・演奏や作曲を評価するために，質や効果を評価するための標準を開発し，それを個人的な鑑賞や演奏に応用する。	・演奏，作曲，編曲，即興の質や効果の特別な標準を作成したり，個人的な鑑賞や演奏に応用する。	→

-	・音楽様式に特別な標準を適用することにより演奏，作曲，編曲，即興の質や効果を評価する。個人的な鑑賞や演奏に応用する。その後改善のために建設的な提案をする。	・類似した作品を比較することによって，演奏，作曲，編曲，即興を評価する。	・提示された音楽作品を美学的な質の観点から評価し，感情や情緒を呼び起こす音楽的手段について評価する。

５　アメリカ音楽教育の新たな動き―Vision 2020（ハウスライトシンポジウム）について

MENC は『標準』以降次の 20 年間の音楽教育の未来に向けて，1999 年フロリダ州立大学でハウスライトシンポジウムを開催した。

シンポジウムの内容は，なぜ音楽に価値があるか，なぜ音楽を学ぶか，『標準』で求められている技能や知識をどのように教えるか，意義のある音楽参加を継続的にするためにどのようにしたらよいか，音楽を教えることに社会的技術的な変化はどのような影響を及ぼすのか，学校と学校外での音楽情報の関係は何か，であった。シンポジウム終了後以下の 12 の宣言を行った。それは 1 学習機会の平等・保証，2 音楽学習の統合，　3 『標準』重視，4 音楽のジャンルの拡大，5 テクノロジーの変化に対応する音楽教育，6 音楽産業，音楽機関，地域との協力，7 教師の役割と専門性の強化，8 音楽教育者のリクルート，9 音楽教育研究の発展，10 音楽作りの重要性，11 生涯にわたる音楽教育，12 より望ましい音楽教育環境作り，であった。

６　州・学校区の事例

アメリカでは教育体制が州単位になっているため，以上述べてきた MENC 等の推奨する『標準』は，あくまで目安であり，実際には州または学校区でそれぞれにカリキュラム標準を作成している。ここでは，アメリカ全土の地域的な広がりを考慮して，とくにカリフォルニア州とイリノイ州の第 46 学区の事例[1] を中心に，より具体的な音楽科の状況をみてみたい。

⑴　音楽科の教育課程上の位置づけ

①音楽科に対応する教科

カリフォルニア州では，「音楽」は，教科領域「視覚・上演芸術」（Visual and Performing Arts）の中の一教科として位置づけられ，「視覚・上演芸術」は「音楽」の他に「ダンス」「舞台芸術」「視覚芸術」を含む[2]。

「音楽」「ダンス」「舞台芸術」「視覚芸術」を一つの教科領域とするのは，それらを，他の教科では学習できない認識や意味を伝える芸術として捉えることによる。つまり，人間の判断，創意，想像に基づく一種の思考・認識の学習を担うものとして，芸術を教育課程に位置づけている[3]。その中で音楽については，人間の感情を表現するために音を組織するという人間の独特の欲求を満たすものとして捉えている[4]。

ただし，大きな教科領域としては「視覚・上演芸術」であるが，その中の個々の芸術は

それぞれ独立した教科となっている。「音楽」も一つの教科として独自の理念とプログラムをもつ。

それはイリノイ州でも同様で,「音楽」は，大きな「芸術」（Fine Arts）領域の中で「ダンス」「ドラマ」「視覚芸術」と並ぶ独立した教科となっている。

②配置されている学年

イリノイ州では小学校（幼稚園を含む）から高校まで（K-12），カリフォルニア州，フロリダ州では幼稚園の年中から高校まで（preK-12）となっている。ただしカリフォルニア州では，高校（9-12）ではそのうちの 2 年間のみに配置され，熟達コースと上級コースの二つに分けられている[5)]。

③配当時間数と必修・選択

小学校，中学校は州の中でも各学校に任されている。高校では州で修了資格に必要な選択科目の単位として定められている。

カリフォルニア州の場合,州のカリキュラムでは,小学校と中学校の「一般音楽」(general music）はすべての子どもを対象に据えた必修とし，その他に選択として，合唱や器楽アンサンブル，オーケストラ等の授業を置くようになっている。しかも，中学校以降では，それぞれについて初級,中級,上級と生徒の程度に応じたクラスをひらくようになっている。高校では「一般音楽」はなくなってすべて選択になり，一つ以上の領域を集中して深く勉強する機会を与えることが重要だとしている。選択肢としては，合唱，器楽アンサンブル，音楽鑑賞，音楽理論，音楽史，楽曲研究，キーボード，シンセサイザー，ギター，レコーディング，芸術と広くに渡っている[6)]。

ただし，以上は州からの提案であって，実際は学校の事情に応じて実施されている。

たとえばカリフォルニア州サンタ・クララ郡の場合は，小学校では「一般音楽」として必修になっており，だいたい週 1 回（1 時間）あるいは週 2 回（1 回 45 分）程度である。中学校では他にバンドとコーラスが選択になる。選択すれば，毎日 50 分で，週に 250 分程度受けることになる。高校では，コーラス，オーケストラ，バンド，マーチングバンド，ジャズアンサンブル（器楽），ジャズアンサンブル（声），音楽理論などが開かれており，1 科目 1 週間で 230 分程度受けることになる[7)]。

また，イリノイ州第 46 学区では,「一般音楽」は小学校と中学校の 7 学年までは必修，8 学年は選択科目としている。他にバンド，オーケストラが選択科目としてあり，それらは履修申請にあたっては小学校での経験年数やオーディション合格という条件が付く。バンドやオーケストラを選択した生徒は，正規の授業以外に，毎日の練習，週 1 日のパート練習，コンサートへの出演が要求される。高校では選択科目となり，バンド，合唱，オーケストラの合唱がある。

④その他

アメリカでは高校段階のコースの多様化・重点化が進んでおり,「マグネット・プログラム」という，どこかの領域に重点をかけたカリキュラムが実施されている。フロリダ州の音楽の「マグネット・プログラム」の指定を受けたデイド高校では，1 週間に 5 回の音楽の授業があり，演奏，理論，歴史，作曲等の授業が開かれている[8)]。

⑵　目標と内容構成

①目標

『カリフォルニア州公立学校のための視覚・上演芸術教科の教育内容標準』（カリフォルニア州教育省，2001）は，もともと評価の必要性から出されたものである。それで，カリフォルニアの公立学校のすべての子どもがある学年で習得しなければならない，「ダンス」「音楽」「舞台芸術」および「視覚芸術」における技能と知識と能力を提示するようになっている[9]。

したがって，目標の示し方も，評価を意識して，期待される技能と知識と能力を具体的にあげたものになっている。そして，カリフォルニア州のカリキュラムは，(1)芸術的知覚，(2)創造的表現，(3)歴史的・文化的文脈，(4)美的評価(aesthetic valuing)，(5)結合・関連・応用，という五つの項目から構成されているのだが，その五つの項目ごとに目標が書かれている（表 5 参照）。この目標は preK-12 学年を通して同じ文章で示されている。

表 5　カリフォルニア州カリキュラムの目標

内容の柱		目標
(1) 芸術的知覚	音楽に特有の用語や技能を通して，感覚的情報を処理し，分析し，反応する。	音楽用語を使って，音楽及び他の聴覚上の情報を，読譜し，記譜し，聴取し，分析し，叙述する。
(2) 創造的表現	音楽を創作し，演奏し，共有する。	音楽の幅広いレパートリーを演奏するために，声や楽器の音楽的技能を適用する。 音楽を作曲しアレンジし，旋律や変奏や伴奏を即興する。必要に応じてデジタル・電子機器を用いることもある。
(3) 歴史的･文化的文脈	音楽の歴史的・文化的次元を理解する。	世界中の，過去や現在の文化における音楽の役割を分析する。その際，音楽，音楽家，作曲家に関連づけて文化の多様性に注目する。
(4) 美的評価	音楽作品について反応し，分析し，判断を下す。	音楽作品や音楽家の演奏について，音楽の諸要素や美的特質や人間的な反応にしたがって，批判的に評価し意味を引き出す。
(5)結合･関連･応用	音楽で学んだものを，他の芸術様式や学問領域の学習や，職業に結びつけたり応用したりする。	音楽で学んだものを，教科を越えて応用する。彼らは，問題解決，コミュニケーション，時間や資料の管理における能力や創造的技能を伸ばす。それらは生涯にわたる学習および職業技能に寄与する。 音楽における職業や音楽にかかわる職業について学習する。

②内容構成

表 5 の左欄にみられる五つの項目は，カリキュラムの内容構成の柱となるものである。このような，カリフォルニア州の内容標準の(1)芸術的知覚，(2)創造的表現，(3)歴史的・文化的文脈，(4)美的評価，(5)結合・関連・応用，という五つの項目が出てきた背景には，つぎのような考え方がある。

一つは，芸術はコアとなる科目であるという考え方である。音楽を含む諸芸術は単なる気晴らしのものではなく，特有の知識と技能をもった学問的なものとされる。二つは，すべての芸術での概念を結合したり他領域を越えたりするのを助けることを目的とするという考え方である。そして三つは，文化の多様性に敬意を払うという立場である[10)]。

また，フロリダ州のカリキュラムの内容構成の柱は，(1)技能と技法，(2)創造とコミュニケーション，(3)文化的・歴史的関係，(4)美的・批判的分析，(5)生活への適用，という五つである。

この二つの州のカリキュラムは『標準』でとられた，歌唱や器楽等という音楽活動による柱立てとは異なっている。そして，これらの項目は，「視覚・上演芸術」領域もしくは「芸術」領域の，「音楽」だけでなく「ダンス」「舞台芸術」「視覚芸術」のすべての教科のカリキュラム構成に共通の柱となっている。歌ったり楽器を奏したりする音楽活動を通して，芸術としての音楽への様々なかかわり方を教育内容としていると考えられる。

他方，イリノイ州第 46 学区のカリキュラムでは，内容構成は(1)歌唱，(2)器楽，(3)即興，(4)作曲と編曲，(5)読譜と記譜，(6)鑑賞，(7)評価，(8)音楽と他の芸術・芸術以外の教科との関連性の理解，(9)音楽と歴史・文化との関連性の理解，から成っており，この柱立ては『標準』のものを適用しているといえる。ここでは，小学校から高校まで，音楽の要素の理解と技能を高めることに主眼をおいている。

⑶　内容と評価規準

①指導内容・指導事項

カリフォルニア州のカリキュラムでは，表 5 に示した全学年共通の目標を実現するため，各学年の指導内容を上げている。たとえば，内容の柱（1）芸術的知覚，および（2）創造的表現における幼稚園年中，小学校 1 学年，3 学年，5 学年，中学校 7 学年，高校熟達コースの指導内容を取り出すと以下の表 6 のようになる[11)]。

表 6　カリフォルニア州の指導事項の展開

学年	1.0　芸術的知覚		2.0　創造的表現	
	読譜，記譜	聴取，分析，叙述	声や楽器の技能	作曲，編曲，即興
年中	1.1　音楽上の音やアイデアを表示するために，類似記号や創作シンボルを使う。	1.2　幅広い多様な音源を特定する。 1.3　ダイナミクスやテンポに身体反応する。	2.1　動いたりボディ・パーカッションを使ったりして，ビートやテンポの気付きを示す。 2.2　声を使って，しゃべったり，唱えたり，歌ったりする。	2.3　歌や録音された曲やお話や詩に，単純な楽器伴奏を即興する。
1	1.1　拍，休符，分割リズムを使っ	1.2　簡単な音楽形式（フレーズ，AB 形	2.1　適切な音域を徐々に広げなが	2.4　学級にある楽器やボディ・パーカッショ

	て，リズムとピッチのある簡単なパターンを読み，書き，演奏する。	式，エコー等）を特定する。 1.3 見たり聴いたりして，様々な音楽に共通の楽器を特定する。	ら，正確に歌う。 2.2 憶えている歌で年齢にふさわしい歌を歌う。 2.3 学級にある楽器で簡単な伴奏を奏する。	ンを使って，簡単なリズム伴奏を即興する。
3	1.1 8 分音符，4 分音符，2 分音符，付点音符，全音符，全休符を使った単純なリズムパターンを読譜し，書き，演奏する。 1.2 音名でペンタトニック・パターンを読み，書き，演奏する。	1.3 教材曲で聞こえてくる旋律，リズム，ハーモニー，音色を特定する。 1.4 オーケストラ楽器の四つの族，男声と女声を目や耳で特定する。 1.5 様々な楽器で音の鳴らし方を言う。 1.6 単純な音楽の形式 (AABA,AABB,カノン)を特定する。	2.1 発達段階にふさわしい音域で正確に歌う。 2.2 カノン，パートナーソング，オスティナートを含む年齢に合った歌を，記憶を頼りに歌う。 2.3 クラスにある楽器でリズムや旋律のオスティナートを演奏する。	2.4 問答の形で，短いリズムのフレーズや旋律のフレーズを創作する。
5	1.1 ト音譜表に書かれた長調と短調の簡単な旋律を読み，書き，演奏する。 1.2 長音階と短音階を読み，書き，演奏する。 1.3 4 分音符の 3 連符とタイの付いたシンコペーションを含むリズム譜を読み，書き，演奏する。	1.4 さまざまなジャンルや文化からの音楽を耳から聴いて音楽要素の使い方を分析する。 1.5 さまざまなジャンルや文化からの器楽と声のアンサンブルを特定する。 1.6 主題と変奏，12 音ブルースを含む音楽の形式を特定し叙述する。	2.1 カノン，ディスカント，オスティナートの付いた歌，2 部のハーモニーの歌を含む，音楽のさまざまなレパートリーを歌う。 2.2 カノン，ディスカント，オスティナートの付いた歌，2 部のハーモニーの歌を含む，多様な文化での音楽の，さまざまなレパートリー	2.3 基本的であるリズミックな，旋律的な，和音的なパターンを，クラスにある楽器を使って，一人で作曲し，即興し，演奏する。

			からクラスにある楽器を使って旋律と伴奏を奏する。	

7	1.1 音程，コードのパターン，和音進行を読み，書き，演奏する。 1.2 2 拍子，3 拍子，混合拍子でリズムと旋律の楽譜を読み，書き，演奏する。 1.3 簡単な曲を聴いて，旋律の楽譜にする。 1.4 ト記号とヘ記号の旋律を視唱する。	1.5 調性と音程を強調して，様々なジャンル，様式，文化を代表する音楽の構成要素の使い方を分析し，比較する。 1.6 より大きな音楽形式（カノン，フーガ，組曲，バレエ曲，オペラ，オラトリオ）を叙述する。	2.1 様々なジャンル，様式，文化を代表する声楽曲のレパートリーを，表情，技術的正確さ，音質，母音の形，アーティキュレーションを伴って，ソロかアンサンブルかで歌う（難易度 2)。 2.2 2 パートか 3 パートで書かれた曲を歌う。 2.3 様々なジャンル，様式，文化を代表する器楽曲のレパートリーを，表情，技術的正確さ，音質，アーティキュレーションを伴って，ソロかアンサンブルかで歌う（難易度 2)。	2.4 2 拍子か 3 拍子か混合拍子の短い曲を作曲する。 2.5 伝統的な音源，あるいはデジタル・電子メディアの伝統的でない音源を使って，簡単な声や楽器のための作品を作曲し，編曲する。 2.6 旋律と和音の伴奏を即興する。 2.7 与えられたペンタトニックの旋律を，即興で，旋律やリズムの装飾を付けたり変奏したりする。
9	1.1 器楽か声楽の四つまでの譜表をもつスコアを読み，音楽の構成要素がどのように使われているのか説明する。	1.4 様々なジャンル，様式，文化を代表する音楽の幅広いレパートリーからの教材曲について，音楽の構成要素や表現記号（アーティキュレ	2.1 様々なジャンル，様式，文化を代表する声楽曲のレパートリーを，表情，技術的正確さ，音質，母音の形，アーティキュレーションを伴っ	2.6 表現効果のある音楽の要素を使って，曲を作曲する。 2.7 伝統的な音源をある程度使った上で，声やアコースティックかデジタル・電子楽器のための作品を作曲

	1.2　簡単な歌を聴いて，旋律とリズムの楽譜にする。 1.3　正確に表情豊かに視唱する。	ーション，強弱記号など）の使い方を分析し，叙述する。 1.5　教材曲を聴いて，統一性，変化，緊張，弛緩を生み出すために使われている様々な作曲上の工夫や技術を見つけ説明する。 1.6　多様なジャンル，様式，文化を代表する音楽の幅広いレパートリーにおける形式の使用を分析する。	て，ソロかアンサンブルかで歌う（難易度 4)。 2.2　3 パートか 4 パートで書かれた曲を，伴奏有り無しで歌う。 2.3　それぞれのパートが一人ずつの小アンサンブルで歌う。 2.4　様々なジャンル，様式，文化を代表する器楽曲のレパートリーを，表情，技術的正確さ，音質，アーティキュレーションを伴って，ソロかアンサンブルかで歌う（難易度 4)。 2.5　それぞれのパートが一人ずつの小アンサンブルで楽器を演奏する。	し，編曲する。 2.8　声やその楽器のために作られていない作品を，声や楽器用に編曲する。 2.9　適切な様式で，和音のパートを即興する。 2.10　与えられたコード進行の上に，独自の旋律を即興する。

つまり，五つの内容の柱の下で，指導内容と教材の範囲と程度が，学年をおってスパイラルに広がり詳細になるように作られている。示し方は指導内容を明示した具体的な活動の形になっており，それが指導事項となっている。これは学年が修了した時点で期待される子どもの姿となっている。したがって評価の規準としても，期待される姿を示した指導事項がそのまま適用される。

ここで明示された指導内容は，「一般音楽」だけではなく，選択の「合唱」「器楽アンサンブル」等もすべての科目に当てはまるとされている[12)]。したがって，選択の「合唱」「器楽アンサンブル」等も，演奏そのものを目的とするのではなく，スタンダードに挙げられた指導内容を学習するための「合唱」であり「器楽アンサンブル」であるとされている。

一方，『標準』に準拠した構成をもつ，イリノイ州第 46 学区のカリキュラムでは，指導事項は表 7 のようになっている。

表 7　イリノイ州第 46 学区のカリキュラムの指導事項

学年	指導事項
1	音楽の基礎的な要素の紹介（旋律，リズム，速度，形式，音色） 児童は，歌唱，鑑賞，身体反応を通してこれらを学ぶ。 音楽を通して，音の高低，速度，長短を学ぶ。 つぎにエコーソングや手拍子を学ぶ。
2	1 学年の復習と発展 正しいリズムで歌い，拍を維持する。 楽しく歌を即興する。 リズム，音長，速度，アーティキュレーションを身体反応で示す。
3	以前学習した音楽の概念や技能の復習 強弱の記号に正確に反応したり，音楽の形式や構造についての認識を深めたりする。 歌を通して即興の能力を高める。 リズム，音長，速度，アーティキュレーションを身体反応で示す。
4	以前学習した音楽の概念や技能の復習 歌のレパートリーを増やす。 教室に備えてある楽器の技能を伸ばす。 リズム譜や旋律譜を読めるようにする。 合唱のハーモニーの技能を高め，音楽の理解を深めるためにリズムや旋律パターンを表現する。
5	音楽の表現にふさわしい技能を伸ばす。 それぞれの声域に応じた歌唱技能を身につけ，歌のレパートリーを広げる。 動機やフレーズ，楽節を理解することで，音楽の構造や形式を分かるようにする。 シンコペーションを含む正しいリズム表現をすることで，演奏表現を伸ばす。 さまざまな拍子やその関係について，認識を深める。 演奏の評価の方法について知る。
6	合唱のパートの技能を伸ばし，旋律とハーモニーに対する感覚を育てる。 歌唱と器楽で和音に対する学習を進める。 歌唱や器楽の演奏技能を伸ばしたり，聴くことや楽譜を通してレパートリーを増やしたりする。
7	一般音楽：ギター，キーボード，合唱，楽典，鑑賞など。 バンド：木管，金管，打楽器の技術を伸ばす。合奏 オーケストラ：弦楽器の技術を伸ばす。弦楽アンサンブル
8	一般音楽：キーボード，リコーダー，トーンチャイム，多文化の音楽，演奏，鑑賞，楽典等， 多様な活動の音楽カリキュラム 合唱：読譜や視唱，歌唱力を伸ばす。さまざまな時代，様式の曲を歌う。コンサートやフェスティバルの参加が要求される。 バンド：内容は 7 学年を発展させたもの オーケストラ：内容は 7 学年を発展させたもの
高校	中学校と同じであるが，より専門性が高くなり，バンドはコンサートバンド，マーチングバンドを含む。

⑷　我が国と比較した特色

以上の事例を，日本の場合と比較すると，つぎのような特色が見えてくる。

①音楽の知識と技能育成の色彩が強い。

日本では目標に心情の育成が前面に出されているが，ここでは，児童・生徒に身につけさせるべき理解と，能力のミニマム・スタンダードがはっきり出されている。そのことが音楽科の専門性（いわゆる教科のディシプリン）を強く打ち出し，科目の名称も，「音楽」「一般音楽」の他，「合唱」「オーケストラ」といった活動名称が用いられていることに結びついている。

②カリキュラムの領域の作り方が，表現（歌唱，器楽，創作）と鑑賞といった活動からではなく，音楽と人間のかかわり方に存在するいくつかの側面（認識，演奏，批評等）から考えられている。

③音楽科のカリキュラムが，音楽だけではなく，他の諸芸術や学問との関係，さらには芸術を取り巻く社会も視野に入れて作られている。

カリキュラムの枠組みが，「音楽」「ダンス」「舞台芸術」「視覚芸術」のすべてに共通になっていることで，複数の芸術を関連させた包括的な教育を行いやすくしている。各芸術教科の独自性を尊重し，各々を独立させた教科としながらも，各々の教科で学んだものが芸術という大きな視野に位置づけられることによってより有効に働くように考えられている。

また，さらに，芸術以外の学問分野との関連，社会や生活との関連も考慮され，広い世界の中に音楽を位置づけようとする姿勢がみられる。

④カリキュラムが評価の観点から作成されている。

カリキュラムを作成しそれをどう評価するかという立場ではなく，学習の後に期待される子どもの姿を描くことからカリキュラムを作成する立場をとっている。そのため，何を指導すべきかという指導内容が明確になっており，何を評価したらよいのかがわかりやすい。

⑤アメリカが多文化国家であるため，教材に多様な様式，ジャンルの多彩な音楽が含まれている。

⑥産業界と結びつき，コンピュータやインターネット等の多様なメディアに応じた音楽教育が試みられている。

（筒石　賢昭，小島　律子）

＜参考文献＞

・筒石賢昭「アメリカ合衆国における音楽標準カリキュラム成立・実施過程の研究」『平成 9・10 年度文部省科学研究費研究報告書』1999 年 3 月

・筒石賢昭「アメリカの学校音楽教育」「一般音楽」「概念学習」「アメリカの音楽教育改革」「音楽教育研究団体」「アメリカの音楽教育者の団体」「音楽教育雑誌」『音楽科重要用語 300 の基礎知識』(吉富功修編集)　明治図書　2001 年 2 月

・The Visual and Performing Arts Content Standards for California Public School, Kindergarten Through Grade Twelve, California Department of Education (2001)

・The Visual and Performing Arts Framework for California Public Schools, Kindergarten Through Grade Twelve (1996)
・Sunshine State Standards, Florida Department of Education(2002)

＜Web Page＞
・イリノイ教育協会（Illinois Education Association） http://www.ieanea.org/
・全米音楽教育者会議(MENC) http://www.menc.org/
・カリフォルニア州教育省 http://www.cde.ca.gov/board/pdf/music.pdf
・フロリダ州教育省 http:// www.myfloridaeducation.co

＜注＞

1) イリノイ州第 46 学区はシカゴ郊外北西部にあり，イリノイ州では 2 番目に大きい学区である。イリノイ州関係の資料は，学校区が提供している Web ページによる。http://www.u46.K12.il.us/home.html（2003 年 2 月現在）
2) Visual and Performing Arts Framework for California Public Schools, California Department of Education (1996)
3) Visual and Performing Arts Content Standards for California Public Schools, California Department of Education (2001), p. ix
4) California Department of Education (1996), p. 52
5) California Department of Education (2001), p. x
6) California Department of Education (1996), pp. 55-56
7) サンタ・クララ郡に住む筆者の知人からのメールによる情報 (2002 年 9 月)
8) フロリダ州 Dade School の Arts Facilitator からのメールによる情報(2002 年 10 月)
9) California Department of Education (2001), p. ix
10) California Department of Education (2001), p. x
11) California Department of Education (2001), pp. 42-75
12) California Department of Education (1996), p. 56

イ ギ リ ス

１　学校制度及び教育課程の基準の概要

⑴　学校教育制度

英国にはイングランドと共にウェールズ，スコットランド，北アイルランドという地域が含まれている。これらの地域の教育課程においては多くの共通点があるが，それぞれの教育伝統，および教育制度が異なっている。本項目では中心となるイングランドの音楽教育に焦点をあてている。

第２次世界大戦前後からの英国の教育課程の変遷において重要なのは，1944 年に制定された教育法[1)]と 1988 年に制定された教育改革法[2)]である。英国の学校教育制度は，その本来の発祥が社会的階級性に基づいていたために複線的であったが，1944 年の法令に基づき，労働党政権が多系列化（差別化）されていた中等教育の一本化を推進したために，現在では小学校 Primary School 及び総合中学校 Comprehensive School が主流となっている[3)]。さらに，この法令は，戦時中の不十分な教育提供を改善し，教育の機会均等を骨子とするものであったが，各学校の自由裁量による教育，主として子ども中心主義教育を奨励し，各地方教育当局の管理による教育の地方分権化を可能にしてきた。しかしながら，保守党のサッチャーM. Thatcher 政権下で成立した 1988 年の教育改革法によって，中央集権化という根本的改革が行われ，21 世紀に入った現在も同じ路線で教育政策が進められている。

現在，英国の初等中等教育は，５歳から 18 歳までの 13 年間で，初等学校６年（5～11 歳），中等学校７年（11～18 歳）というのがもっとも基本的な形である。中等学校はさらに義務教育段階の５年間と義務教育後の２年間（シックスフォーム Sixth Form）に区分される。従って，英国の義務教育期は，５歳から 16 歳までの 11 年間である。我が国に比して３年間長く設定されている（学校系統図参照）。

⑵　教科課程の基準

教育課程(カリキュラム)に関しては,1944 教育法の下では,基本的に地方教育当局 Local Educational Authority が定めることとされていたが，実質的には各学校の裁量に任されていた。しかし，1988 教育改革法により，義務教育における必修 10 教科からなる国定教育課程（ナショナル・カリキュラム）の制定と実施が法制化され，教育科学大臣（現，教育技術大臣 Secretary of The Department for Education and Skills）がその内容を定めることとなった。地方教育当局及び学校は，この枠組みの下で，それぞれの地域・学校の特性を考慮した教育方針やカリキュラムについて責任を有することとなった。なお，必修教科については，２回の改訂で変化しているが，最新の 1999 年度版では英語，数学，理科，デザインとテクノロジー，情報コミュニケーションテクノロジー，歴史，地理，外国語，美術とデザイン，音楽，体育，宗教，公民の 13 科目となっている[4)]。

国定教育課程は,義務教育の段階を以下のように,複数学年にまたがるキーステージ Key

イギリスの学校系統図

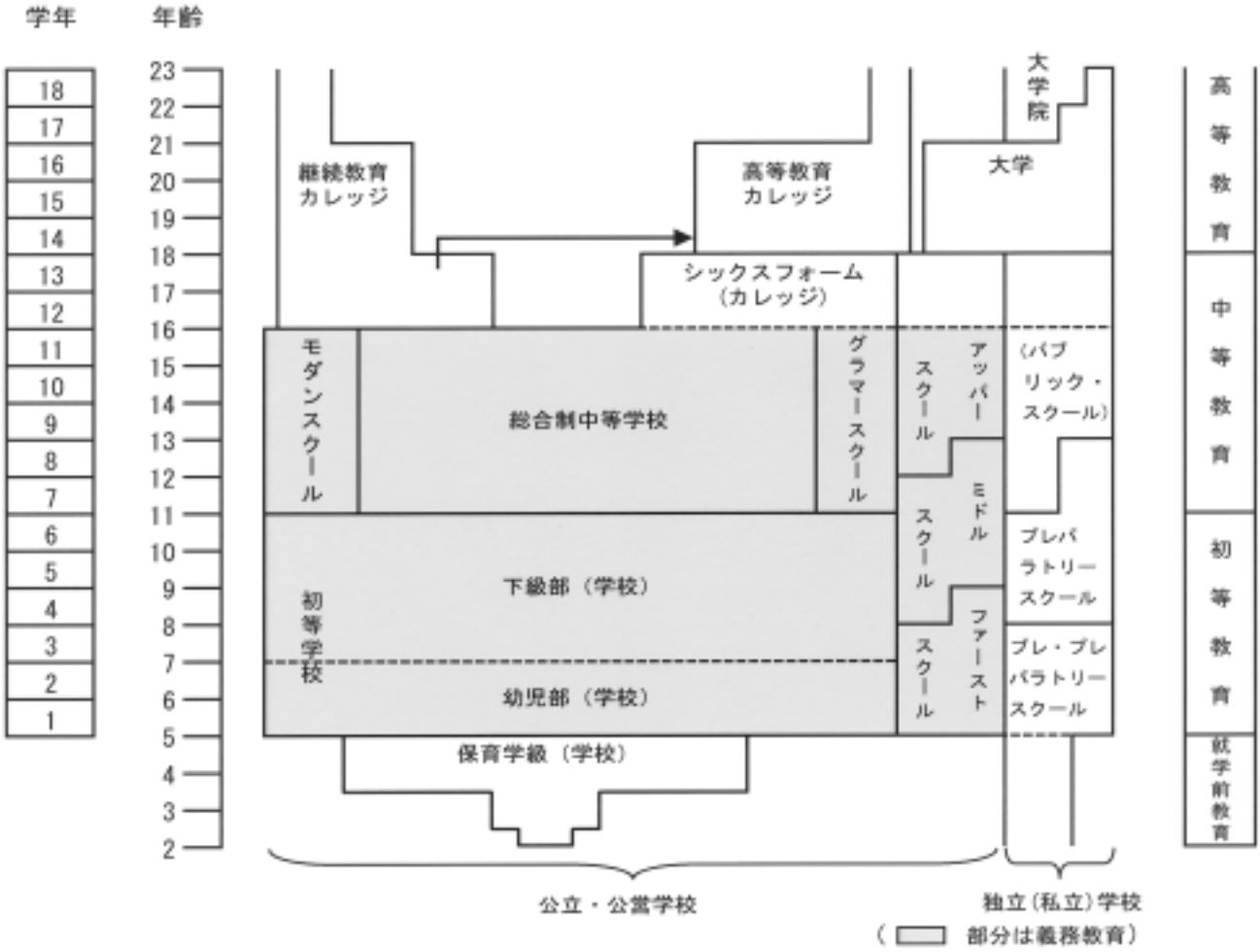

文部科学省生涯学習政策局調査企画課，『諸外国の初等中等教育』，平成 14 年 1 月より

Stages（以下，教育段階）に区分し，その区分に沿って教科を配置している。従って，教員はこの教育段階に沿ってカリキュラムを編成する。各教育段階は，到達目標及び学習プログラムと連動している。

教育段階		学　年	年　齢
第 4 教育段階	中等学校	第 10～11 学年	14～16
第 3 教育段階		第 7～9 学年	11～14
第 2 教育段階	初等学校	第 3～6 学年	7～11
第 1 教育段階		第 1～2 学年	5～7

授業時間等についての指定はなく，各学校の裁量に任されている。四つの教育段階の終わりには，全国テスト等の到達度評価が行われることになっている。それ以外の学年においても教員による評価が行われ，定期的に子どもの学習到達状況に関する報告が親になさ

れる。

教科書に関しては，国定及び国による検定等の制度はなく，民間の出版社から自由に発行されている。基本的にどの教科書も国定教育課程に対応しており，数十社の出版社が競合的に発刊している状況にある。さらに，数多くの団体や協会が，それぞれの教科に関する指導案や教材に関する情報をネット上で公開している。

２　音楽科の教育課程の位置付け

⑴　1970 年代以降の音楽科教育課程の動向

英国音楽教育史において，大きな転機となったのは，ペインターとアストン（1970）による Sound and Silence の出版である[5]。この著書の特徴は，まず第 1 に，現代前衛音楽の手法を子どもに提示することで，子どもがそれを手がかりに自らの音楽をつくるというプロジェクト方式を採用した点であり，第 2 に，音そのものから出発し，全ての音を音楽の素材として用いながら，音を取捨選択し，音楽へと作り上げるという方法を確立した点である。子どもを「音楽を与えられる客体」として見なすのではなく，「自らの新しい音楽を創造する主体」として捉えるという彼らの音楽教育理念は，国内だけでなく，国外の音楽教育にも大きな影響を与えた[6]。

1970 年代半ば以降，カリキュラムに関する理論的背景の多様化傾向が顕著になった。第 1 に，教育社会学的視点の導入であり，第 2 に，教育社会学やカルチュラル・スタディーズの動向と同時進行的な様相を見せつつも，異なった文脈で起こってきた「教材の多様式化」すなわち，現代前衛音楽からポピュラー音楽や多文化音楽への広がりである。さらに，他の芸術科目と音楽との統合の可能性や，教科の枠を超えて音楽が他教科と関わりを持つ可能性についても検討されるようになった[7]。

1980 年代の英国の音楽教育を支える公的な裏付けとして重要なのが，1986 年の GCSE 試験の導入及び 1988 年の国定教育課程の制定である。以前は，中等教育修了試験に GCE(General Certificate of Education) 試験及び CSE(Certificate of Secondary Education)試験の 2 種が存在した。大学へ進学を希望する生徒は，16 歳時に GCE の O レベル Ordinary Level 試験を受け，その後 2〜3 年の大学準備学校を経て，GCE の A レベル Advanced Level 試験を受けた結果によって，大学の選択及び入学許可を受けることができた。一方，大学進学を希望せず就職への進路をとる生徒は，CSE 試験によって中等教育終了証明を受け，その結果次第で就職先を決定した。このような試験制度の複線のシステムが，1986 年より施行されている GCSE(General Certificate of Secondary Education)試験によって統一されたのである。

GCSE 試験の音楽のシラバスは，音楽の教育課程の基準 National Criteria と呼ばれ，「演奏 Performing」「作曲 Composing」「聴取 Listening」の 3 領域で構成されており，国定教育課程の音楽の学習内容もこれらと関連性を持っている。このような領域の設定の中に，作曲が英国の音楽教育に深く根付いていることが見て取れる。GCSE 試験の音楽を受験する生徒は，2 年間の準備コースの中で，演奏，作曲，そして聴取の活動を通してコースワークを準備し，さらに修了時に実技試験を受けることになっている[8]。

⑵　国定教育課程の導入

1988 年の教育改革法に基づき，1992 年から導入された国定教育課程の音楽 Music in the

National Curriculum（以下，MNC と略記）は，他の教科と同様に，教育科学省(Department of Education and Science: DES)大臣の諮問機関である国定教育課程審議会 National Curriculum Council（NCC）と，実際にカリキュラムの草案作成を担当した国定教育課程音楽作成班 National Curriculum Music Working Group（MNC 作成班）に対する諮問とその答申によって作成された。到達目標 1 が「演奏 Performing と作曲 Composing」，到達目標 2 が「聴取 Listening と価値判断（鑑賞）Appraising」となっており，それぞれの到達目標には各教育段階の終了時における生徒の到達を示す内容 End of key stage statements と学習プログラム Programme of study，そして活動例 Examples によって構成されていた[9]。

NCC は 1993 年に教育科学省の諮問機関から，School Curriculum and Assessment Authority（SCAA）という教育科学省内の機関になり，教育省(Department for Education: DFE，教育科学省の後身)は 1995 年に国定教育課程の第 1 次改訂を行った[10]。約 3 年という短い期間の改訂作業の過程において，MNC のすべての項目が簡略化され，内容も精選された。改訂の特徴としては，まず学習プログラムと到達目標が別々に示されたことが挙げられる。先に提示されている学習プログラムには，まず，「演奏と作曲」「聴取と価値判断（鑑賞)」の，双方の領域にわたる内容（学習形態，IT の能力，音楽の諸要素，様々な時代や文化，過去現在の作曲家や演奏家に関する記述）が明記された。「演奏と作曲」「聴取と価値判断（鑑賞)」の領域に関しては，大項目とそれに対応した小項目とで，学ばれるべき内容が記載されていた。到達目標は，学習プログラムに対応しつつも 1992 年版とは異なり，箇条書きではなく文章として記述された。そして，学習プログラムの記述の中には，イタリックで簡単な事例が書かれ，これらの部分は法的拘束力のないものとされた。

⑶　第 2 次改訂国定教育課程の音楽（配当学年，配当授業時数，履修方法）

1997 年に，SCAA と National Council for Vocational Qualifications（NCVQ）が統合して Qualification and Curriculum Authority（QCA）が設立され，新国定教育課程作成の役割を受け継いだ。21 世紀を目前とした 1999 年の国定教育課程の第 2 次改訂は，Curriculum 2000 という名称で 21 世紀のイギリスの教育目標を内外に示すことを目的として提示され，冒頭に，教育技術省（教育省の後身）により「国民の学力標準の向上をめざす国家政策の根幹を担うもの」と書かれている[11]。第 2 次改訂版は，2002 年より全国の公立学校で施行されている。

音楽科は，1992 年の初版，1995 年の第 1 次改訂版，現在施行されている第 2 次改訂版を通して，常に第 1 教育段階（第 1～2 学年），第 2 教育段階（第 3～6 学年），第 3 教育段階（第 7～9 学年）において必修教科として位置付けられている。第 4 教育段階（第 10～11 学年）において音楽科を選択する生徒には，義務教育終了時の 16 歳で行なわれる中等教育資格試験，GCSE(General Certificate of Secondary Education)の音楽のシラバスに則って授業が行なわれる。他の教科と同じように配当授業数・時間数は各学校の裁量に任せて編成される。

⑷　その他の特徴

英国では，1988 年の教育改革法以前，学校の音楽教師をサポートするシステムとして巡回教師制度や音楽アドバイザー制度，そして楽器等の個人レッスン希望者（児童・生徒）のための補助金制度があった。1988 年の教育改革法によって地方教育当局の予算管理権が廃止され，これらのシステムは事実上実施不可能になったものの，専門家によるパートタ

イムや，ボランティアを基調とした音楽教師補助の姿勢は伝統として残り，現在では形を変えてこのような音楽教師の再教育や研修活動が，音楽専門家によって行われている。そして，現在では中央政府が音楽専門家に補助金を出す形で，音楽教師をサポートするシステムへと転換している。このような補助金のシステムは，子どもの音楽活動のサポートや福祉方面での教育活動に対しても使われており，各種団体（例えば，ロンドン・シンフォニエッタ，サウス・バンク・センター，バーミンガム市立交響楽団，ロイヤル・シェイクスピア・カンパニー，ナショナル・オペラ等）の事例にみられるように，英国における教育サポートシステムの伝統の流れをさらに発展させている[12]。これらの諸団体の活動は，そのほとんどがMNCと連動して行われている。従ってその教育活動は，機能的に学校教育現場と連携・連動したものであると言ってよい。

３　目標，内容等の示し方

⑴　学習プログラムと到達目標

現在英国で施行されている，第2次改訂国定教育課程の音楽[13]では，まず各教育段階における学習プログラムが提示され，その後に到達目標が示されている。到達目標は，学年別及び教育段階別ではなく，八つのレベルと発展的レベル Exceptional performance（例外）の九つのレベルで示されており，第1教育段階終了時に望まれる到達レベルは2，第2教育段階では4，第3教育段階では5あるいは6，というように示されている。

学習プログラムは「知識 Knowledge，技能 Skills，理解 Understanding」と，これらの各項目で要求されている内容を，統合的に学習していくための「さらなる学習の発展 Breadth of study（知識，技能，理解）」の二つに大別されている。前者はさらに「演奏技能 Performing skills」「作曲技能 Composing skills」「価値判断（鑑賞）Appraising 技能」「聴取 Listening，及び知識と理解の応用」の四つの項目に区分されている。我が国の音楽科における領域と対応するのは，「演奏」「作曲」「価値判断（鑑賞）」の三つの構成要素である。

⑵　他教科との関連

学習プログラムの欄外に，他教科の教育課程との関連部分が明記されている。

⑶　国定教育課程に共通する事項

国定教育課程におけるその他の科目と共通する事項として，音楽学習を通して，生徒の精神的，道徳的，社会的，そして文化的な発達を促進することが定められており，それを可能にするための事例が示されている。そして，コミュニケーション，数の適用，IT等の技能，他の人と協力し，自身の学習やその成果を高め，問題解決をしていくための技能の習得を促進していくことも明記されている。さらに，思考力の育成や，プロジェクトを企画したりそれらを遂行する技能，そして職業等に関連した学習が奨励されている。

４　内容構成等

⑴　学習プログラム

以下，MNC における「学習プログラム」の全訳を掲載する。

<u>第１教育段階</u>

知識，技能，理解

指導に際して，以下のことを保証しなければならない。すなわち，聴取，知識と理解の応用は，演奏，作曲，価値判断（鑑賞）の技能と関連づけて発展させられねばならない。

歌うことや演奏することを通して音をコントロールする　－　演奏技能

１　生徒は以下の方法を教授されなければならない。

ａ　歌を歌ったり朗唱 chants やリズミックな話し方によって表情豊かに声を使う方法。

ｂ　音程の明確なものや明確でないものを含めて楽器を演奏する方法。

ｃ　他者と練習したり演奏する方法（例えば，共に始めたり終わったりすることや，拍を維持すること）。

音楽的なアイディアを創造したり発展させること　－　作曲技能

２　生徒は以下の方法を教授されなければならない。

ａ　音楽的なパターンをつくる方法。

ｂ　音や音楽的なアイディアを探求したり，選択したり，まとめたりする方法。

反応したり吟味したりすること　－　価値判断（鑑賞）技能

３　生徒は以下の方法を教授されなければならない。

ａ　音楽に対するアイディアや感情を，動きをつけて探求したり表現する方法。

ｂ　自分たちの課題を発展・改良させる方法。

聴取と，知識と理解の応用

４　生徒は以下の内容を教授されなければならない。

ａ　集中して聴くこと，そしてさらに耳で記憶して音を自己のものとし思い出すこと。

ｂ　ピッチや長さ，ダイナミクス，テンポ，音色，テクスチュアー，沈黙等の音楽の結合された諸要素を簡単な構造で表現豊かに構成し使用できること（例えば，開始部，中間部，終結部）。

ｃ　音を様々な方法でつくる（例えば，声を出したり，手拍子をしたり，楽器を使ったり，周りのものを使ったり），与えられたり創意工夫したサインや記号を使って音を表したりすること。

ｄ　特定の目的のために音楽を使う方法（例えば，ダンスや子守歌）。

さらなる学習の発展

５　第１段階の期間，生徒は以下のことを通して知識や技能，理解することを教授されなければならない。

ａ　演奏や作曲，価値判断（鑑賞）を統合化した音楽活動。

ｂ　一定範囲の音楽的そして非音楽的なきっかけに反応すること。

ｃ　個別，グループ，一斉等の様々な形態での作業。

ｄ　様々な時代や文化の生演奏や録音された音楽。

第 2 教育段階

知識，技能，理解

指導に際して，以下のことを保証しなければならない。すなわち，聴取，知識と理解の応用は，演奏，作曲，価値判断（鑑賞）の技能を関連づけて発展させられねばならない。

歌うことや演奏することを通して音をコントロールする　－　演奏技能

1　生徒は以下の方法を教授されなければならない。

a　明瞭な言葉遣いやピッチをコントロールしながら，そしてフレーズや音楽的な表現を意識して，ユニゾンそして二声部で歌を歌う方法。

b　音程の明確なものや明確でないものを含めた楽器を，うまくコントロールしながら正しいリズムで演奏する方法。

c　聴衆を意識して，練習したり演奏したりする方法。

音楽的なアイディアを創造したり発展させること　－　作曲技能

2　生徒は以下の方法を教授されなければならない。

a　演奏の際に，リズミックでメロディックな素材を発展させながら創意工夫する方法。

b　音楽的な構造の中で，音楽的なアイディアを探求し，選択し，結合し，組織化する方法。

反応したり吟味したりすること　－　価値判断（鑑賞）技能

3　生徒は以下の方法を教授されなければならない。

a　音を分析したり比べる方法。

b　動きやダンス，表情豊かな言葉や音楽的なボキャブラリーを使って音楽に関する自己のアイディアや感情を探求したり説明したりする方法。

c　自己や他者の課題が目指す効果に関わりながら課題を発展させる方法。

聴取と，知識と理解の応用

4　生徒は以下の内容を教授されなければならない。

a　細部に注意して聴くこと，そしてさらに耳で記憶して音を自己のものとし思い出すこと。

b　ピッチや長さ，ダイナミクス，テンポ，音色，テクスチュアー，沈黙等の結合された音楽的諸要素を音楽的な構造に組織化すること（例えば，オスティナート），そして様々な方法や効果を使ってコミュニケーションが取れるようになること。

c　音楽が様々な方法でつくられる方法（例えば，ICT 等も含んだ様々な資料の使用を通して）や，音楽を関連性のあるすでに確立された記譜法や創意工夫された記譜法で表す方法。

d　いかにして時代や場所が，音楽がつくられ演奏され聴かれる方法に影響を与えるかということ（例えば，きっかけや会場の効果）。

さらなる学習の発展

5　第 2 段階の期間，生徒は以下のことを通して知識や技能，理解することを教授されなければならない。

a　演奏や作曲，価値判断（鑑賞）を統合化した音楽活動。

b　一定範囲の音楽的そして非音楽的なきっかけに反応すること。

c　個別，グループ，一斉等の様々な形態での作業。

d　音を取り込んだり変えたり結合したりするためにICTを使用すること。
e　様々な時代や文化の生演奏や録音された音楽（例えば，英国の各地の諸島からや，古典的なもの，民俗，ポピュラー音楽等のジャンルから，そしてよく知られた作曲家や演奏家によるもの等）。

第3教育段階

知識，技能，理解

指導に際して，以下のことを保証しなければならない。すなわち，聴取，知識と理解の応用は，演奏，作曲，価値判断（鑑賞）の技能を関連づけて発展させられねばならない。

歌うことや演奏することを通して音をコントロールする　－　演奏技能

1　生徒は以下の方法を教授されなければならない。
a　発声上の技術や音楽的な表現を発展させながらユニゾンで歌ったり多声部で歌ったりする方法。
b　楽器固有の演奏技術をよりいっそうコントロールして演奏する方法。
c　別のパートに注意したり，幾つかのグループの果たす役割に注意したり，聴衆や会場に注意したりしながら練習したり演奏する方法。

音楽的なアイディアを創造したり発展させること　－　作曲技能

2　生徒は以下の方法を教授されなければならない。
a　演奏する際に音楽的アイディアを探求し発展させながら創意工夫する方法。
b　音楽的な構造や所与のジャンル，様式，伝統的な作品の中で素材を選択したり結合させながら，音楽的なアイディアをつくりだし，発展させ拡大する方法。

反応したり吟味したりすること　－　価値判断（鑑賞）技能

3　生徒は以下の方法を教授されなければならない。
a　幾つかの音楽を，分析し，評価し，比較する方法。
b　自己の意見を根拠づけるために表現豊かな言葉や音楽的なボキャブラリーを使って音楽に関するアイディアや感情を伝達する方法。
c　自己の音楽的なアイディアを適用したり，自己や他者の課題を洗練したり創意工夫する方法。

聴取と，知識と理解の応用

4　生徒は以下の内容を教授されなければならない。
a　違いを理解して聴くこと，音を自己のものとし思い出すこと。
b　音楽的な要素や工夫，調性，構造等の表情豊かな使い方を確認すること。
c　選択されたジャンルや様式，伝統的な作品の中で，ICTや五線譜，関連する記譜法を使用しながら，素材や慣習，過程と方法を確認すること。
d　音楽が作られ，演奏され，聴かれる方法に及ぼす，様々なものの影響を確認すること（例えば，意図，使用，場所，機会，素材の発展，ICTのインパクト，文化的な環境，個々人の貢献）。

さらなる学習の発展

5　第3段階の期間，生徒は以下のことを通して知識や技能，理解を教授されなければならない。
a　演奏や作曲，価値判断（鑑賞）を統合化した音楽活動。

b　一定範囲の音楽的そして非音楽的なきっかけに反応すること。
c　個別，グループ，一斉等の様々な形態での作業。
d　音を創造し，操作し，洗練するためにICTを使用すること。
e　様々な時代や文化の生演奏や録音された音楽（例えば，英国の各地の諸島からや，「西洋古典音楽」，民俗，ジャズ，ポピュラー音楽等のジャンルから，そしてよく知られた作曲家や演奏家によるもの等）。

⑵　到達目標

以下，MNCにおける「到達目標」の全訳を掲載する。

レベル1
生徒は，どのように音がつくられ変えられるのかを認識し探求する。生徒は，話したり，歌ったり，朗唱chantsしたりといった様々な方法で自分自身の声を使う。そして，他者を意識して演奏する。生徒は，あらかじめきっかけとして与えられたアイディアへ応答する形で，短いリズムやメロディーのパターンを反復し，音をつくったり選んだりする。生徒は，音楽の様々な雰囲気に反応し，音の明確な変化を認識し，繰り返される簡単なパターンを識別し，音楽の指示することを考慮する。
レベル2
生徒は，どのように音が組織化されるかについて認識し探求する。生徒は，メロディーの抑揚の形を感じ取りながら歌う。そして，簡単なパターンを演奏したり，安定した拍を保ちながら他者と合わせて演奏する。あらかじめきっかけとして与えられたアイディアへ応答する形で，音を注意深く選択しながらそれらを開始部，中間部，終結部といった簡単な構造にまとめる。生徒は，音をシンボル（図形や楽譜等）で表し，音楽的要素が異なった雰囲気や効果をつくりだすものであるということを認識する。生徒は，自分自身の課題を創意工夫する。
レベル3
生徒は，音が結合されて表情豊かに使用される方法を認識し探求する。生徒は，表情豊かに正しい音程で歌い，限られた音の範囲内で，リズム的に簡単なパートを演奏する。生徒は，繰り返しのパターンを即興する。そして音が組み合わされる効果を意識しながら幾つかの音を重ね合わせる。生徒は，様々な音楽的諸要素が結合され表情豊かに使用される方法を認識し，目指す効果に関して批評し，自分自身の課題を改善する。
レベル4
生徒は，音同士の関係を確認し探求するだけでなく，音楽が様々な意図を反映する方法を確認し探求する。耳で聴いて演奏したり簡単な記譜で演奏したりしながら生徒は，様々なパートが互いに調和する方法に気づきながら，そしてさらに全体にわたる効果が達成される必要性を意識して，自分のパートの演奏を保持する。生徒は，メロディックでリズミックなフレーズをグループでの演奏として即興し，音楽的な構造の中でアイディアを発展させることで作曲する。生徒は，適切なボキャブラリーを使って様々な種類の音楽を説明したり，比較したり，評価したりする。自分や他人の作品を改良するための提

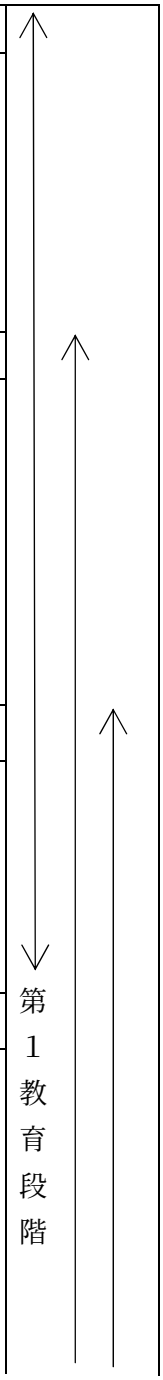

案をし，意図した内容が達成される方法について説明する。

レベル 5

生徒は，音楽の効果を高めるための工夫を確認し探求したり，いかにして音楽が時代や場所を反映しているかについて確認し探求する。リーダーの役目をする，ソロのパートを担当する，あるいはリズムで曲全体をサポートするといった形で，自分が全体に果たしている役割に気づきながら，重要なパートを暗譜で，あるいは楽譜を見ながら演奏する。生徒は，メロディックでリズミックな素材を所与の構造の中で即興する。また，生徒は，様々な楽譜を使ったり，メロディー，リズム，和音，構造といった適切な音楽的工夫を用いて，様々な機会に相応しい曲を作曲する。生徒は，音楽的特性を分析し，比較する。生徒は，音楽がつくられ演奏され，聴かれる方法に，いかにして場所や機会，目的が，影響を与えるかについて評価する。生徒は，自分たちの課題を洗練し発展させる。

レベル 6

生徒は，選択された音楽的ジャンルや様式の様々な成り立ちや背景について確認し探求する。生徒は，テンポやダイナミックス，フレージング，音色を選択し表現豊かに利用する。生徒は，自分自身のパートをグループでの演奏に合わせるという微妙な調節をする。生徒は，和声的，非和声的な工夫を使いながら様々なジャンルや様式で即興し作曲する。そこでは，音楽的なアイディアを関連づけたり，継続させたり発展させたりするし，意図された様々な効果を達成する。生徒は，素材を計画し見直し，洗練するために適切な記譜を使用する。生徒は，音楽がつくられ演奏され，聴かれる前後関係に音楽がどのように反映されているかを分析し，比較し，評価する。生徒は，選択された様式の観点から自分自身の，そして他者の課題を改善する。

レベル 7

生徒は，選択されたジャンルや様式，伝統的な作品における音楽的慣習や影響を識別し探求する。生徒は，アンサンブルで意義のある貢献を果たし，適切な記譜を使用して，様々な様式の音楽を演奏する。生徒は，自己に内在している音の感覚により一貫した作品を創造する。そして，所与の選択された音楽的な構造やジャンル，様式，伝統的な作品の中で，音楽的なアイディアを適合させたり即興したり発展拡大させたりあるいは捨てたりする。生徒は，音楽的な従来のやり方の使用や他の特徴，さらにどのように様々な［音楽の］前後関係が自分自身のあるいは他者の課題に反映されているかに関して，評価したり批評的な判断を下す。

レベル 8

生徒は，選択された音楽的な素材やジャンルや様式，伝統的な作品の表現的な潜在力や特性を識別し，開発する。生徒は，メロディックでリズミックなフレーズと形式全体の中で，音楽の方向性や輪郭に関する感覚を持ちながら，さらに広範囲に渡る音楽を演奏したり即興したり作曲したりする。生徒は，耳で聴いたり適切な記譜を正確に使うことで，様々な様式やジャンル，伝統的な作品を探求する。同時に，従来のやり方に従ったり新たに挑戦することで探求する。生徒は，自己の判断を下し正当づけながら，音楽と

第2教育段階 ↓

↓ 第3教育段階

その音楽の背後にある文化的な関わりについてコメントしながら，音楽的な様式やジャンル，伝統的な作品を識別する。	
発展的レベル（例外）	
生徒は，様々な解釈を識別したり発展させる。生徒は，楽器や声による可能性を開発しながら，自己のスタイルを発展させて，自己の考えや感情を表現する。生徒は，説得力のある演奏を行い，他者と協調して演奏する。生徒は，音楽的なアイディアの一貫した発展や様式の一貫性を示すような，そしてある程度の個性を示すような作品を作曲する。生徒は，選択された幾つかの伝統的な作品の中で，なぜ，どのようにして変化が生じるのかに関して識別したりコメントしたりする。その際，その伝統的な作品は，重要な演奏家や作曲家の特別の貢献といったものを含む。	

５　その他我が国と比較した特色

まず第１に，日本の場合は，学習指導要領において各学年における目標がほぼ２学年ごとに設定され，その学年で到達すべき段階が固定化されているが，英国の音楽教育では，子どもの発達段階を柔軟にとらえ，個々に合わせた進度での学習を可能にしている点である。MNC は一定年齢期で到達すべき到達目標の目安を示しているが，同時に子どもの能力や発達状況に応じて到達のレベルを柔軟にとらえるよう示しているからである。これらの到達目標は，単なる「目標」ではなく「到達の評価基準」の役割も果たしているので，各教育段階での子どもの発達状況を把握することができ，その結果として，子どもが次にどのような教育を必要としているのかを明確にすることができる。

第２に， MNC では「作曲」を独立した領域に設定している点である。作曲を特に１領域として特に取り上げている背景としては，子どもの創造性育成を主眼としながら進められてきた，音楽教育の実践的研究の成果がある。学校での作曲活動を可能にするため，様々な演奏団体や機関が，子どもによる即興や作曲活動を手助けする活動を行っている。このように，学校における作曲活動は，英国の音楽教育の伝統とその環境によるものであり，大きな特色の一つと言ってよい。

第３に，初等教育と中等教育の連結を挙げることができるだろう。MNC の場合，初等・中等教育を四つの教育段階に分けて同一の枠組みで編纂しているため,到達目標の設定(すなわち評価基準の設定）から学習プログラムの設定までが連続した形で示されている。

第４に，MNC が音楽を通して ICT（Information Communication Technology）の育成に力点を置いている点である。我が国においても IT(Information Technology)の重要性が認識され，校種を問わずコンピュータ等の IT 関連の授業が各教科に浸透しつつあるが，英国の場合，IT によるコミュニケーションを重視する ICT という考え方へと発展させてとらえているところに特徴があると言える。

第５に，MNC の到達目標が，中等教育における各種の音楽資格試験の評価基準と整合性のあるものに設定されている点である。GCSE 試験の音楽のシラバスはもとより，GCSE 試験に続く GCE 試験の A レベルや AS レベルの音楽，あるいは音楽テクノロジー，ポピュラー音楽を中心にした職業資格試験である GNVQ やその上級試験の AVCE のパフォーミング・アーツなど，中等教育の後半で取得可能な音楽の資格に関しても，それらのシラバスと MNC の

到達目標との整合性を進める作業が現在進められている。これらの資格試験は中等学校を卒業した後も，継続教育機関 Further Education College などで学びながら受験することができるものであり，英国の音楽教育には，MNC により初等教育と中等教育の連結があるだけでなく，それらが専門教育や職業教育に継続し，さらに生涯学習へとつながっていく系統性と連続性があることが，大きな特色となっている。

（高須　一，塩原　麻里）

＜注及び参考文献，参考 URL＞

１）Education Act 1944

２）Education Reform Act 1988

３）教育科学省の「連合王国教育統計」によれば，1965 年で総合中学校の中等学校に占める割合が 11.9%であったのに対して，1984 年には 91.9%にまで増加している。

４）http//www.nc.uk.net

５）Paynter, J. & Aston, P., *Sound and Scilence*. London: Cambridge University Press, 1970.（邦訳『音楽の語るもの』山本文茂ほか訳，東京：音楽之友社，1982）

６）*Sound and Scilence* の出版以降， Music and the Young School Leaver: Problems and Opportunities (1971),North West Regional Curriculum Development Project(1974), Music in the Secondary School Curriculum Project(1982)等のプロジェクトが行なわれた。

７）音楽を他教科との関わりの中で教える教科書は，Ellis, P., *Out of Bounds, Music projects across the curriculum*. Oxford University Press, 1987 や Wheway, D., & Thompson, S., *Explore Music through Art*. Oxford University Press, 1993 に始まる *Explore Music through* シリーズ等がよく知られている。

８）例えば,Northen Examinations Association や North West Regional Examinations Bord, Oxford University Delegacy of Local Examinations 等，GCSE 試験を作成している機関の刊行しているシラバス等を参照されたい。

９）Department of Education and Science, *Music in the National Curriculum (England)*. London: HMSO, 1992.

10）Department for Education, *Music in the National Curriculum (England)*. London: HMSO, 1995.

11）Department for Education and Employment, *The National Curriculum:Music (England)*. London: HMSO, 1999, p. 3.

12）稲葉麻里子『平成 6 年度文化庁在外研修報告書：英国の演劇・音楽団体における教育プログラムの研究』文化庁，1995.

13）前掲書 11）

フ ラ ン ス

1　学校制度及び教育課程の基準の概要

⑴　学校制度の概要[1)]

フランスの義務教育は6歳から16歳までの10年間と定められており,基本的に5-4-3(2)年制をとる学校体系において実施されている。ただし，フランスで「初等教育」というときの範囲は，就学前の１年（保育学校における最終学年）をも含めている。学校体系は以下の通りである。

保育学校　：日本の幼稚園にあたり２歳から受け入れるところもある。
小学校　　：５年制。
コレージュ：４年制の中学校。選抜試験は行わず全入制。
リセ　　：３年制または２年制の高等学校。「職業リセ」という職業訓練のためのリセもあり，リセ在学者の３割が在籍する。

通常は小学校入学をもって義務教育が始まり，リセの第１学年で終了する。しかし学業が一定の水準に達しなければ，教員や保護者で組織する会議に諮り留年させる。

小学校からリセに至るまで，通学区が定められている。リセの入学に際しても，生徒の進路希望と学校の特色を考慮したうえで，学区内の学校を選択するのが原則である。

私立学校に在籍する生徒の割合は日本に比べるとかなり高く，小学校で約15%，コレージュでは約20%に達する。

⑵　教育課程の基準の概要[2)]

教育課程の基準は,国民教育省が学校種ごとに全国共通のものを定めており,「新教育基本法」(1989年，ジョスパン法とも呼ばれる),「学習指導要領憲章」(1991年）の二つの法令に則っている。教育課程はこの40年ほどの間に，不定期に頻繁に改訂されているが，これは社会変化の必要に応じての改革である。最近では1995年の改訂において，1)児童・生徒の多様性に応じた基礎学力の徹底，2)欧州統合を視野に入れた早期からの外国語教育，3)全教科にわたる教育内容精選，4)学び方の学習，5)新しい市民性の教育，の強化が図られてきた[3)]。さらに2002年，初等教育の新しい指導要領が提示され，ここではフランス語を中心とする言語（地方語＝アルザス語，ブルトン語，オック語，オイユ語，コルシカ語，バスク語など,を含む)の習得,口述･記述の表現力の育成が重点課題として挙げられた[4)]。この指導要領は，初めて現場の教員が参加して作成されたものであり，2002年９月新学期より適用されている。

大きな特徴は，この指導要領が，児童生徒の学習の性質からみた「学習期」という枠組みを採用していることである。特に初等教育は「基礎学習期」,「深化学習期」の２区分で扱い，コレージュの第１学年も「適応期」という特別な区分として扱っている。2002年に提示された指導要領は，学年別ではなく「学習期」別に作成されたものである。指導要領には，各学習期の教科編成および週当たりの配当授業時数も書かれている。１年間の授業

フランスの学校系統図

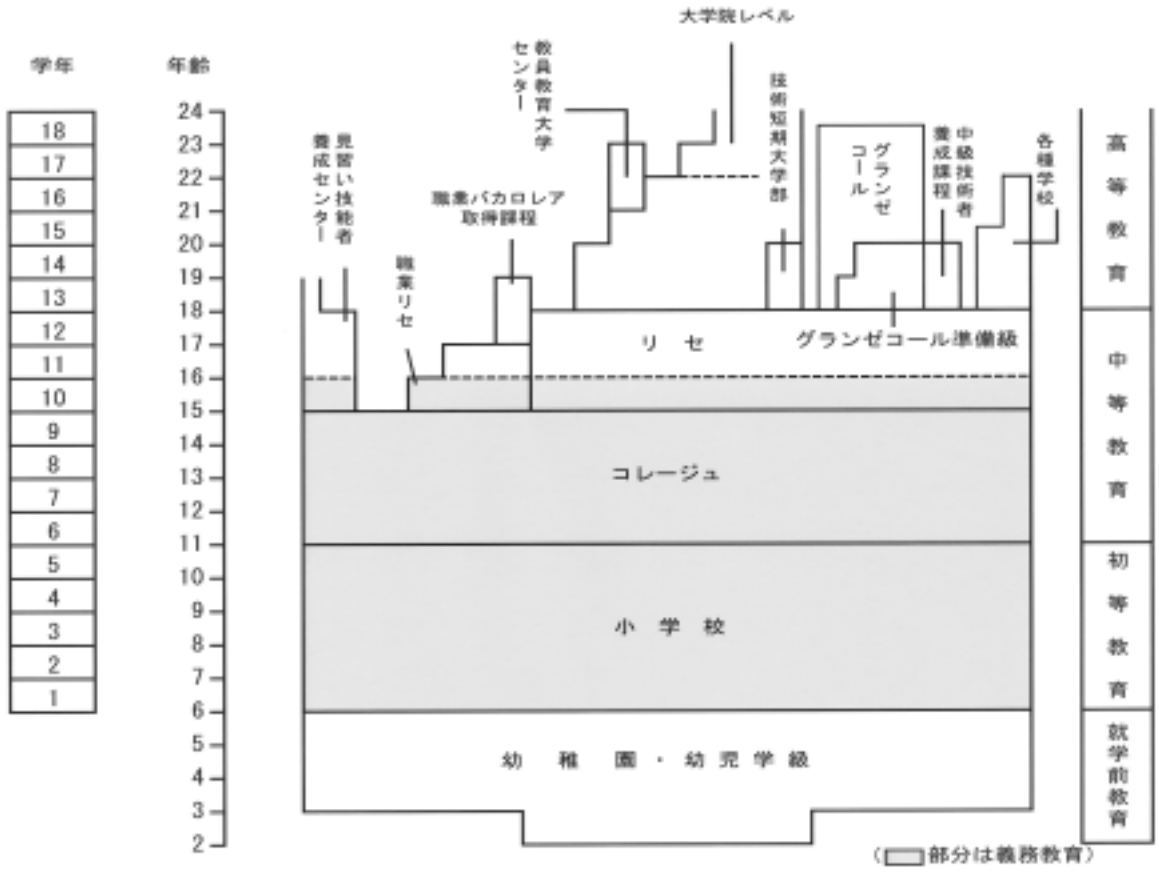

文部科学省生涯学習政策局調査企画課，『諸外国の初等教育』，平成 14 年 1 月より

日数は 180 日，原則的に日・水曜日を休日とする完全 5 日制で，36 週である。

学校制度と「学習期」の関係は，以下の通りである。

	学習期	年齢	学校種／学年
初等教育	①初期学習期	2～5 歳	保育学校最終学年の直前まで
	②基礎学習期	5～8 歳	保育学校の最後の 1 年と 小学校第 1・第 2 学年
	③深化学習期	8～11 歳	小学校第 3，第 4，第 5 学年
前期中等教育	④適応期	12 歳	コレージュ第 1 学年
	⑤中間期	13～14 歳	コレージュ第 2・3 学年
	⑥進路指導期	15 歳	コレージュ第 4 学年
後期中等教育	⑦進路決定期	16 歳～	リセ第 1 学年 リセ第 2・3 学年はコース別になる

新指導要領によって示された，各学習期の特徴，および教科編成と週当たりの配当授業

数の基準は以下の通りである。

ア　基礎学習期

基礎学習期には，保育学校との連続性に配慮した学習の進め方が重要である。学校教育の土台となる，話す・読む・書く・数えるといった能力の基礎はこの時期に形成されることを重視している。

基礎学習期の教科編成と週あたりの配当授業時数（週あたり合計 26 時間）

教科	最低授業時間数	最高授業時間数
フランス語	9 時間	10 時間
ともに生きる	30 分（討論）	30 分（討論）
数学	5 時間	5 時間 30 分
世界の発見	3 時間	3 時間 30 分
外国語または地方言語	1 時間	1 時間 30 分
芸術教育	3 時間	3 時間
体育（体を動かす活動）	3 時間	3 時間

＊ さらに毎日の学習として：読み書き（作文・書写）を最低 2 時間 30 分。

＊ 時間は自然時間。授業時間は学校裁量により 50～55 分で定められていると見られる。

イ　深化学習期

深化学習期にはそれまでに習得したことを，さらに情報を得たり知識を蓄積したり教養を高めたりするための手段として使えるようにする。自立した学習ができるようにすることが重要である。

深化学習期の教科編成と週あたりの配当授業時数（週合計 26 時間）

領域	教科	最高時間数	最低時間数	領域の時数
フランス語 文学と人間科学	文学（話す・読む・書く）	4 時間 30 分	5 時間 30 分	12 時間
	フランス語の規則（文法，動詞の活用，綴り方，語彙）	1 時間 30 分	2 時間	
	外国語あるいは地域言語	1 時間 30 分	2 時間	
	歴史と地理	3 時間	3 時間 30 分	
	集団生活（討論）	30 分	30 分	
科学	数学	5 時間	5 時間 30 分	8 時間
	科学実験とテクノロジー	2 時間 30 分	3 時間	

芸術教育	音楽 視覚芸術	3時間	3時間	3時間
体育		3時間	3時間	3時間

各教科にまたがる学習	時数
フランス語の習熟	全ての教科にまたがり 13 時間 内 2 時間を毎日の読み書きに当てる
公民教育	全ての教科にまたがり 1 時間 そのうち毎週 30 分を討論に当てる

＊ 時間は自然時間である。

ウ　コレージュ（中学校）

2002 年に提示された法令で，新たな時間割を定めているのはコレージュの第 3 学年までであり，第 4 学年については特に指示がない。

中学校（コレージュ）における教科編成と週あたりの配当授業時数

領域	教科	第 1 学年	第 2 学年		第 3 学年	
			共通	選択可能	共通	選択可能
必修	フランス語	4+(0.5)/5	4	5	4	5
	数学	4	3.5	4.5	3.5	4．5
	第 1 外国語	4	3	4	3	4
	第 2 言語（地域言語）				3	
	歴史-地理 -公 民教育	3	3	4	3	4
	科学と技術 ―生物・地学 ―物理・化学 ―テクノロジー	計 3 1+(0.5) 1+(0.5)	 1.5 1.5 1.5	 2.5 2.5 2.5	 1.5 1.5 1.5	 2.5 2.5 2.5
	芸術教育 ―造形芸術 ―音楽	 1 1	 1 1	 2 2	 1 1	 2 2
	体育	4	3	4	3	4
自由配当時数	（学校が指定）		1		1	
選択	ラテン語		2		3	
	地域言語（第 2 言語を外国語にした者）				3	

学級活動	年 10 時間	年 10 時間	年 10 時間

＊ 第 1 学年では指導付き学習の時間が教科あたり 2 時間配当される。
＊ 週合計の授業時数は第 1 学年で 28 時間，第 2 学年で必修 26 時間，第 3 学年で必修 29 時間である（生徒に応じて増やすことができる）。
＊ 生徒は各学校の用意する多様な教育活動に参加できる。
＊ 第 2・3 学年での「選択可能」枠は，自分の興味によって選んだ 2 教科につき各教科 2 時間の枠を振り分けることによって得られる最大時間数である。
＊ 第 4 学年はコース別の時間割となる。
＊ 時間は自然時間である。

２　教育課程における音楽の位置づけ

フランスの教育課程では，教科名のレヴェルでは「芸術 education artistique」と示されている中に，「視覚芸術 arts visuels」（中学校では「造形芸術 arts plastiques」）と「音楽 education musicale」の区分がある。「芸術」は小学校第 1 学年から高等学校にいたるまでのすべての学年に配当されている。小学校では，「芸術」に対して週ごとに 3 時間の配当，中学校では「芸術」の中の「音楽」の区分に週ごとに 1 ないし 2 時間（選択の方式で異なる）の配当である。小学校における「芸術」と，中学校における「芸術」の中の「音楽」は，必修である。音楽が芸術教育の中のひとつとして必修となっているのはコレージュ第 4 学年までである。リセでは「芸術」が必修教科に含まれていない。ただし選択科目としては，進路決定と絡めて多様な選択の方法がある[5)]。高等教育機関への入学資格「バカロレア」には多様な種類があるが，音楽関係バカロレアは 2 種類あり，それを目指す場合は，リセで音楽に関わる科目を重点的に選択することができる。

３　目標，内容等の示し方

第 1 節で述べたように，フランスの教育課程は，学年別ではなく学習期別に教科の目標や内容を示している。

学習期ごとに，まず「芸術」の一般的な目標が述べられている。しかし書式の面では日本の学習指導要領に見られるような統一性がなく，学習期ごとの目標の示し方は，詳しさや構成が不統一である。小学校では，「感受性」と「表現力」を育成すること，中学校では，「感覚的知性（直観力，想像力，創造性）」を育成すること，といった抽象的な文言による目標理念が書かれている。そのほか，芸術教育は学校外のさまざまな機会・場所でも行われるべきものであること，現状としては芸術文化に接する機会の不均等がはなはだしく，学校教育はこの面で大きな役割があること，などが書かれている。

続いて「視覚芸術」（中学校では「造形芸術」）と「音楽」の順で項が立てられている。それぞれは，大きく分ければ，

1)目標，2)プログラム（活動領域と指導内容），3)評価

の三部分によって構成されていることになる。前述のように書式に統一性がないため，見出し項目は少しずつ異なっているのだが，内容はこのように区分できる。

「音楽」の項で述べられている 1)目標は，具体的な行動目標に近いものである。教材についても触れ，具体的な曲名を挙げることはないが，形式や様式の上でこういうもの，という示し方をしている。2)プログラム（活動領域と指導内容）の示し方は，日本の『学習

指導要領』と『学習指導要領解説』の混合型のようなものである。どのように考えてどのような教材を使えばよいかが書かれているが，記述には 1)目標の部分で述べられたこととの重複もみられる。

3)評価のところで挙げられている具体的な到達目標は，完全に行動目標型の記述である。「10 曲以上の歌を暗唱できる」,「合唱の中で自分のパートを保持できる」などといった項目が連なっており，各学習期の終わりまでにそれを達成していることが求められている。

４　内容構成等

⑴　内容の区分について

活動領域の区分は，基礎学習期は「声と歌」「聴取」の 2 領域，その後学習期が進むに従って領域「楽器の演奏」「即興・創作」が加わる。しかし学習内容を読むと，たとえば基礎学習期には「楽器演奏」という区分はないが,「声と歌」のところに，簡単な打楽器などを用いてリズムをつける，といった記述がある。「創作」も，記述上の項目の区分では，義務教育最終学年のコレージュ 4 年生にしかないが,「歌づくり」という学習活動は，それ以前に出てくる。そのような点で,日本の学習指導要領のような書式上の整合性が見られない。指導要領の書きぶりを見る限り，結局は「声と歌」「聴取」の 2 領域を主に，他を従に扱っている。

本稿には,指導要領が目指している水準を明確にするため,各学習期の終了時までの「具体的な到達目標」の項を，以下に全訳の形で載せる。初期学習期は，日本の『幼稚園教育要領』に似て，活動領域の区分も全く異なるので別に扱う。

ア　初期学習期

保育学校の教育内容は①「言語」②「ともに生きる」③「体を使って動き・表現する」④「世界を発見する」⑤「感覚・想像・創造」の５領域で構成されている。

音楽に関わる活動は，⑤「感覚・想像・創造」の領域で取り上げられている。この領域では，感覚を豊かにする体験，何かを生み出す力を付けることが学習の中心におかれている。音を使って遊んだり，歌ったり動き回ったりといった活動を通して，子どもに様々の表現方法を身につけさせること，声を出し，体を使うことによって，リズムとテンポを体得させること，を述べている。

イ　基礎学習期

音楽を楽しむことを目的とした活動と音楽の正しい習得を目的とした活動のバランスを取りながら学習が進められる。記述上の区分としては①声と歌，②聴取，③音楽行事の実現，という３項に分かれている。

基礎学習期の具体的な到達目標は以下のとおりである。

－耳で確認しながら正しく歌うことができる。
－毎年簡単な歌を 10 曲あまり暗誦できるようになる。
－自らまたは他人から言われて，歌うための姿勢や呼吸法など身体的条件を作ることができる。
－他人の出す音を聴くことができる（作品の短い部分を聴くことができる)。
－聴取の繰り返しの中で音楽の構成要素をいくつか識別し，一部を記憶できる。
－楽器を使って簡単なリズムを打てる。身体でリズムを取ることができる。

―身体を使って，音楽を目に見える形に表すことができる。
―自分の好みを知り表現することができ始める。
―一人で，または集団で，音楽の感じ方を表現することができる。

ウ　深化学習期

「深化学習期」の「芸術」は，創造の実践，作品との出会い，技法に関する学習の 3 種類の活動から成る。視覚芸術と音楽が中心となるが，演劇，舞踊，映画，建築などにも触れるよう配慮する。音楽では，記述上の区分は，①声と歌，②聴取，③楽器演奏，④音楽行事の実現の 4 項となっている。

深化学習期の具体的な到達目標は以下のとおりである。

―習ったものの中から 10 曲以上の歌を暗唱することができる。
―歌唱の際に，自分の声と身体の姿勢を自ら統御することができる。
―合唱（特に多声音楽）の中で，自分の声と役割を保つことができる。
―伴奏の中での自分の役割を果たすことができる。
―長い鑑賞に堪えられる，音楽を聴くときのルールを守ることができる。
―特徴的な音楽構成要素を識別し，指し示し，自分の語彙でその構成（ふしの水平的な流れ，音の垂直的な響き，音響の断絶など）について語ることができる。
―学習したレパートリーの中から作品を識別し，作られた時代の中に位置付け，その美に対して個人的な判断を下すことができる。
―個人もしくは集団で音楽作品または舞踏作品をつくりだす際に，習得した知識を応用することができる。
―集団舞踊など様々な舞台において，容易に動くことができる。
―演技者としても観衆・聴衆としても，舞踊，歌唱，演劇作品に対しての評価を表現することができる。

エ　適応期（コレージュ第 1 学年）／オ　中間期（コレージュ第 2・3 学年）／カ　進路指導期（コレージュ第 4 学年）

コレージュの 4 年間については,「具体的な到達目標」は，①音楽の実践に関わることがら，②文化的背景からの理解に関わることがら，③多様な技法の習得に関わることがら，の 3 区分に分けて表されている。一方，学習活動の内容の記述は，①声と歌，②聴取，③楽器の演奏，④即興・創作，の 4 区分となっている。

コレージュ 4 年間を通しての，具体的な到達目標は以下のとおりである。

①音楽の実践

―単声または多声による多様な歌を，伴奏付き／なしで歌うことができる。技術面や芸術面（姿勢，暗譜，正しい音程，声の音色，フレージング，アーティキュレーション，正しいリズム，作品のスタイルに応じたダイナミクスや表情）にも留意することができる。
―楽器（打楽器，シンセサイザー，リコーダー等）を使い，様々の奏法を用いて，複数パートによるアンサンブルの中の 1 パートを演奏することができる。
―獲得した技術的・文化的な知識を投入して音楽をつくり出すことができる。

②文化的背景からの理解に関わることがら

―主要な音楽様式を識別し，歴史的・文化的文脈の中に正しく位置付けることができる。

―20 曲あまりの作品について正しい知識を持ち，その特徴を述べることができる。
―聴取した作品を自分なりに評価し，他者に自分の感じた印象を伝えるために，適切な語彙を用いて注釈をすることできる。
③多様な技法の習得に関わることがら
―自分の声の音色，表現力の可能性を使いこなすことができる。
―音程やリズムを正しく聴き取り，再現することができる。
―合奏曲の中の主要な楽器を，耳で識別することができる。
―主要な音楽要素（モチーフ，和音，変奏，形式等）を把握することができる。
以下に示すのは，2002 年版指導要領の内容の骨子を表に整理したものである[6]。

各学習期における学習内容

領域	基礎学習期	深化学習期	適応期	中間期	進路指導期
声と歌	・声のコントロール ・レパートリー拡充（毎年 10 曲以上）：ヨーロッパや世界の過去の名作，現代音楽 ・多声音楽への初歩のアプローチ ＊全ての学校に合唱団を置く	・歌あそび ・レパートリーの拡充：外国語や地域言語の歌，歴史と結びついた歌 ・カノンや二重唱，小集団合唱 ・モチーフ，音楽の形式，ジャンルの識別や比較 合唱を通しての学習に重点	・声の音色，表現力の追究：ジャンル（現代の歌，伝統的な歌，歌曲，オペラの一部など）や形式（単声，多声，カノン，アカペラ，ピアノ又は他の楽器の伴奏の有無）に応じた表現 ・歌詞の音楽的文学的価値の理解 ・年に８曲以上の歌を学習 ・聴唱法 練習：テンポ，音の強弱，フレージング，アカペラでの練習 伴奏：声と楽器の様式と調和に関する理解 ・歌遊び，歌作りの活動	・年に８曲以上を多様なレパートリーから ・歌の分析：繰り返し，変奏，歌詞と旋律の関わり 歌づくり：音楽構成要素の選択と適合。歌詞の選択（生徒のあるいは他者の詩）テクノロジーの使用， 伴奏づけ	・年に 8 曲以上を多様なレパートリーから 単声，多声，アカペラ，伴奏付き（歌曲，オペラ・聖歌・俗曲の一部） 読譜：音と書かれたものの関連を把握
聴取	・文化的・美的な素養を身につける ・音楽の構成要素を識別，	・分析力：音楽の構成要素を識別，記憶する	・音の空間的配置（クラスター，メロディーライン，水平的進行，垂直的音響など），音色（類似楽器，個々の響き，組み合わせ），ダイ	・聴取と分析の能力の洗練	・作品の様式を形作る音楽的構成要素の識別 ・作品を他者

	記憶 ・自分の好みを把握し，感じたことを表現する	・自分の好みを把握し記憶に留めることができるだけの言語能力 ・レパートリー：現代音楽やポップスも含める	ナミックス（アクセント，ニュアンス，コントラスト，静寂）などへのアプローチ ・最低６作品を学習。音楽的な構成要素，歴史的文化的要素の理解 レパートリー：オーケストラ，小規模合奏，ソロ楽器，合唱，独唱，現代テクノロジーを取り入れた音楽などを含める	・ジャンル，スタイル，制作年代の異なる６作品を学習。この６作品に関連づけて他にも鑑賞曲を選択	に語る能力 ・形式，時代，スタイルの異なる６作品を学習 ・映像（コマーシャル・映画など）と音楽の関係
楽器の演奏		・リズム楽器	・リコーダー 基本奏法と良い音の追究 短い曲（８～１６小節）の演奏 ・多様な打楽器 自分の体を意識して演奏 ダンスのリズムとの関連 ・打楽器から他文化理解へ ・現代のテクノロジー（コンピューター，電子ピアノなど） 音楽言語にかかわる概念を明瞭に把握するのに役立てる	・ユニゾンから複数パートによる作品へ ・歌や創作活動にも関連させる ・各楽器の技術を育成しながら，音の多様性を追求する ・使用する楽器例：各種リコーダー，打楽器（皮革製，金属製，木製等），シンセサイザー，生徒がすでに使用している楽器など	・複数パートによる作品の学習 ・姿勢，音作りの技術の充実 ・様式に応じた演奏表現 ・合奏の中で自分の役割を果たす ・歌の伴奏，前奏，後奏等の機能の理解の促進

即興・創作					・歌唱または楽器演奏での即興 ・歌の創作
音楽行事	・学習成果(合唱, ダンス等)を発表する機会 ・他の芸術分野（演劇，映画, ビデオ等）に触れる機会	・公の場での学習成果を発表する機会			

５　わが国と比較した特色

⑴　具体的な到達目標を示していること

フランスの指導要領の位置づけは，概ねわが国の指導要領と同じで，国の定める教育課程の基準である。音楽科に対応したところでは，芸術的な「感受性と表現力」を育成するという「芸術教育」としての目標理念のもとで,「音楽」の目標が，きわめて具体的な行動目標の形をとっていることが特徴である。「具体的な到達目標」として表された，学習に対する評価の項目は,「○○することができる」という形式で箇条書きにされている。これらの項目には，心情，態度などに関する言及はない。ここに現れている学力観は，意欲・関心・態度などを学力の一環とは考えていない。いわば, テストによって測ることのできる，行動として目に見えるものをもって,「音楽」の学力と考えるものである。

⑵　基本的に「歌唱」「聴取」の 2 領域が中心

「音楽」の学習内容については,「声の涵養＝歌唱」「耳の涵養＝聴取」が一貫して二本柱の位置づけである。わが国のように，4 領域のバランスをとる，という姿勢はみられない。この 2 領域を補完し発展させる形で,「器楽」が取り入れられたり「即興・創作」的な活動が行われたりする，という構造である。

⑶　音楽文化の正しい理解を重要視

小学校から，歌唱活動，聴取活動の両方を通じて，作品の歴史的・文化的文脈を正しく理解し，その様式に応じた表現ができるようになることが目指されている。音楽を特徴づけている構成要素の把握・識別を目指すという点はわが国と同様であるが，音楽を文化として正しく理解することを，より強調している。音楽作品についての理解を表現するための，適切な語彙の獲得，言葉による批評的な表現力についても，指導要領の定める到達目標として重要視されている。

⑷　言語学習との関連

上記(3)と関連するが，2002 年の指導要領では，全体に言語能力の充実を図ることが主眼になった。そのため，学習活動の内容に関しては，フランス語，フランスの地方語，外

国語による歌詞の歌を積極的に取り入れ，言語学習と関連を図るねらいが明確である。

⑸ 現代のテクノロジーに関する特別な言及

小・中学校の指導要領全体を通じて，使用する楽器としては，「リコーダー」「打楽器」以外では，「現代のテクノロジーによる楽器」が特に挙げられている。具体的には，シンセサイザー，電気ピアノへの言及があるほか，コンピューターを使用することにより，音楽的な概念や音楽の構成要素への理解が容易になる，ということが述べられている。この点はコレージュ第１学年にあたる「適応期」の学習プログラムで，特に紙幅を費やし論述している。わが国に比べると，全体的には器楽の領域がそれほどの重みを持たない内容構成であるため，「楽器の演奏」領域におけるこの点の強調は，目立っている。

⑹ 制度としての CHAM[7)]

フランスは，文化省の管轄である音楽学校で行われる音楽教育が早くから盛んであった。1966 年にリセにおいて，CHAM（les classes a horaires amenages en musique 音楽のために時間割が調整されたクラス，シャムと読む）というクラスを設ける試みが始まった。これは国民教育省と文化省が提携し，公教育の中で，音楽学校におけるものと同じ授業が受けられる制度である。その後 1974 年にはコレージュで，1984 年には小学校でもこの制度が始まり現在に至っているが，1997-1998 年度における CHAM の実施率は，小 学校では 0.2%にすぎない。しかし，フランス独自の歴史的文化的背景から生まれた制度として特に記しておく。

（阪井　恵）

＜注＞

１）文部科学省『諸外国の初等中等教育　各国編』及び『同　資料編』，2002 年１月，を主に参照している。
２）注１に同じ。
３）国立教育政策研究所『諸外国の教育課程　アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス』，2002 年 10 月を参照している。
４）Horaires des écoles maternelles et élémentares, Arrêté du 25-1-2002. JO du 10-2-2002.
http://www.education.gouv.fr/ens/default.htm　より
“Qu’apprend-on a l’ecole élémentaire?”
http://www.cndp.fr/secondaire/interdiscipline/quapprend/extraits.htm　より
“Qu’apprend-on au collège?”　を参照している。
５）本稿５節の（6）制度としての CHAM を参照されたい。
６）フランスの指導要領は、各学習期に分けて書かれているが、日本の指導要領のような書式上の統一性がはかられていない。そのため，各期のプログラム（学習活動の領域・内容）の具体性の度合い，詳しさの度合いが少しずつ異なっている。本表は，本稿の目的のために，筆者があえて整理して作成したものであることを記す。
７）吉澤恭子「フランスの小学校における CHAM の学習運営とその機能」,『音楽教育学』31-1 号，2001 年６月，pp7-16 を参照している。

＜参考文献及び参考 URL＞

・文部科学省『諸外国の初等中等教育　各国編』，2002 年１月
・同上　　『諸外国の初等中等教育　資料編』，2002 年１月
・国立教育政策研究所『諸外国の教育課程-教育課程の基準及び各教科等の目標・内容構

成等- （アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス）』，2002 年 10 月
・草場安子『現代フランス情報辞典』改訂版，大修館書店，2003 年 1 月
・文部省『諸外国の学校教育＜欧米編＞』，1999 年
・新倉俊一他『事典　現代のフランス　増補版』，大修館書店，1997 年
・海外カリキュラム研究会『諸外国のカリキュラム基準及びその運用実態に関する調査研究』平成 7 年度文部省委嘱研究，1996 年
・吉澤恭子「フランスの小学校における CHAM の学習運営とその機能」,『音楽教育学』31-1 号，2001 年 6 月
・Programmes pour chaque cycle de l'école primaire, Arrêté du 22-2-1995，及びその一部翻訳：赤星まゆみ「初等学校の各学習期の学習指導要領-保育学校-」，『日仏教育学会年報』第 3 号，1996 年
・Horaires des ecolés maternelles et élémentares, Arrêté du 25-1-2002. JO du 10-2-2002.
・Programmes propgrammes d'enseignement de l'école primaire, Arrêté du 25-1-2002.JO du 10-2-2002.
・Enseignements élémentaire et secondaire, Arrêté du 9-11-2001, JO du 16-11-2001.
・Ensegnements artistiques en classe de seconde générale et technologique, Arrêté du 1-7-2002.
・http://www.éducation.gouv.fr/ens/default.htm　より
"Qu'apprend-on a l'école élémentaire?"
・http://www.cndp.fr/secondaire/interdiscipline/quapprend/extraits.htm　より
"Qu'apprend-on au collège?"

ドイツ

1　学校制度及び教育課程の基準

⑴　学校制度の特色

1990年に再統一された現在のドイツは，16の州（旧西ドイツが11州，旧東ドイツが6州)から構成される連邦国家である。教育における地方分権が確立されているドイツでは，それぞれの州の事情に対応した独自の教育政策が進められている。そのため，州によって学校制度に関しても若干の相違は見られるが,標準的な学校制度は,図1のとおりである。

2学期制をとるドイツの学校は，おおむね学校週5日制を実施しているが，地域や学校の種類によって，若干の違いがある。義務教育の始まりに関しては，どの州も6歳で統一されている。義務教育の年限については，多くの州が9年と定めているが，10年の州もある。

まず，すべての子どもに共通の「基礎学校」(Grundschule）は，通常4年制で，ベルリンとブランデンブルクの2州のみが6年制となっている。そして，基礎学校を終えた子どもたちは，その資質・能力や適性に応じて，3 種類の中等学校のいずれかに進むことになる。これが，中等教育における伝統的な三分岐制度であり，ドイツの学校制度の大きな特色となっている。三つの中等学校は，卒業後に就職して職業訓練を受ける者が主として就学する「ハウプトシューレ」(Hauptschule)，それよりも程度の高い普通教育を行う「実科学校」(Realschule)，大学進学希望者が主として就学する「ギムナジウム」(Gymnasium)というように，それぞれが独自の性格，色合いをもっている。

このような三分岐構造や初等教育修了後の早期振り分けが，教育おける国民の階層差を助長しているという指摘がなされ，1970年代以降，適切な進路選択を可能にするためのオリエンテーション段階（前期中等教育の最初の2年間で，促進段階などとも呼ばれる）の導入や「総合制学校」(Gesamtschule）の設立など，学校制度の改革が図られた。旧東ドイツ地域の一部の州では，ハウプトシューレや実科学校を会わせたような新しい形態の学校も設けられている。そうした学校は，例えば，テューリンゲン州では「通常学校」(Regelschule)，ザクセン州では「中間学校」(Mittelschule）と呼ばれている。

ギムナジウム上級段階（第11-13学年）では，選択制が導入され，教科ごとに基礎的な学習を行う「基礎コース」(Grundkurs)や「重点コース」(Leistungskurs)と，専門的な学習を深める「重点コース」が設けられている。最終学年において実施されるアビトゥア（3教科：筆記試験，1 教科：口述試験）の成績と平常点を総合して修了の合否が判定され，合格者にはアビトゥア（大学入学資格）が与えられる。

成績の評価に関しては,初等教育の基礎学校から中等教育を通して,「秀」(1),「優」(2),「良」(3),「可」(4),「可」(5),「不可」(6）の6段階の絶対評価が行われているが，基礎学校の低学年（第1・2学年）に限っては，数値化は行わずに，学習の態度や進度の状況などを記述する方法がとられている。

図１　ドイツの学校系統図

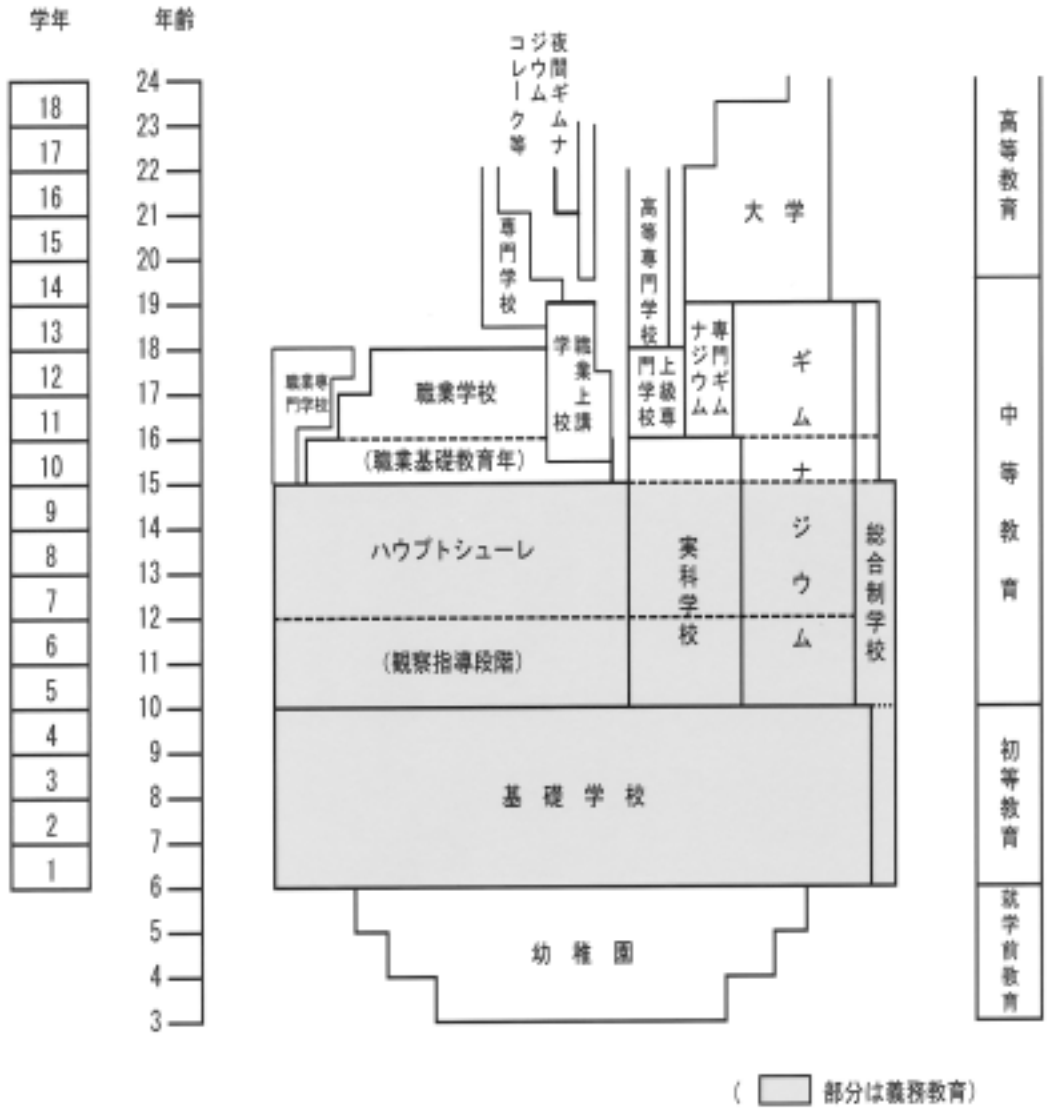

文部科学省生涯学習政策局調査企画課，『諸外国の初等中等教育』，平成 14 年 1 月より

⑵　教育課程の基準

ドイツでは，初等教育や中等教育の教育課程に関しては，各州の学校監督官庁（文部省）が大綱基準を設定し，それに基づいて学校の教育活動が展開されている。そうした州ごとに示される教育課程の基準（わが国の学習指導要領に相当）の名称はさまざまで，教授プラン（Lehrplan），教育プラン（Bildungsplan），大綱プラン（Rahmenplan），指導要綱（Richtlinien）などと呼ばれている。一般的には，「大綱プラン」や「指導要綱」は，教育内容の大枠や全体的な性格を表したものであり，「教授プラン」は教科に関するより具体的な内容が盛り込まれたものといえる。記述の仕方に関しても，学習領域や教材の系統的な配列に重点を置いたものから，行動的な目標を示し，指導の内容や方法を明確に記述したものなど，多様な形態が見られ，州あるいは学校種によって，それぞれの独自性や特徴

が盛り込まれている。

このように，多様な様態を示す教育課程の基準の中から，ドイツ南西部に位置するバーデン・ヴュルテンベルク州を取り上げ，音楽科の教育課程に関して，詳細に見ていくことにする。

２　音楽科のカリキュラム　－バーデン・ヴュルテンベルクの事例－

⑴　バーデン・ヴュルテンベルク州の教育プラン(Bildungsplan)の基本構成

基礎学校，ハウプトシューレ，実科学校およびギムナジウムの教育プランは学校種にかかわらず基本構成を同じくしており，2 部構成をとっている（表 1 参照）。第 1 部分は基礎学校，各学校種の教育と教育の使命，教科ごとの意義と目標等について全学年に対し総括的に示されている。それに対して第 2 部分は学年ごとの教育的指導概念や各教科の年間指導計画が示されているが，教科横断的なものとして「教科間をつなぐテーマ」(Fächerverbindende Themen)が設けられていることは極めて特徴的である。

⑵　教育課程上の位置付け

ア　配置されている学年

基礎学校は第 1-4 学年，ハウプトシューレは第 5-10 学年,実科学校は第 5-10 学年,ギムナジウムは第 5-13 学年である。

イ　配当授業時数

音楽科の週あたりの時間配当数については表 2 に示した。

表 1　バーデン･ヴュルテンブルク州の教育プランの基本構成

内容構成		およそのページ数[*3](参考)			
		GS (1-4)	HS (5-10)	RS (5-10)	Gym(5-13)
1.各学校種の教育と教育の使命 (1) 序		0.5[*4]			
(2) 基本理念		1.0	1.5	1.5	1.5
(3) 課題と目標		0.5	2.5	1.5	1
(4) 授業形成の原則		3.0	1.0	1.0	0.2
(5) 教師への課題		0.5			
(6) 学校と親，校外機関・施設との協働		0.5			
(7) 教科ごとの意義と目標等		1(音楽)			
(8) 使用の手引		1			
2.　各学年の年間計画[*1] (1) 各学年における教育的指導概念		1	1.5	1.5	1
(2) 各学年における教科間をつなぐテーマ		5	5	5	5[*5]
(3) 各学年における各教科の指導計画		3(音楽)	2(音楽)	2(音楽)	2(音楽) [*6]
(4) 付録[*2]		2(音楽)	8(音楽)	6(音楽)	3(音楽)
	教育プラン総ページ数	232	404	433	832

＊1　GS 第 1・2 学年および Gym 第 12・13 学年はまとめて記載されている。
＊2　学年毎ではなく全学年に対しての教材の具体的提示等である。
＊3　A4 版,1 頁あたりおよそ 50 行程度として。
＊4　各学校種とも同内容である。
＊5　Gym 第 12・13 学年にはこの項が存在しない。
＊6　学年によっては選択コース(音楽コースや自然科学コース等)ごとに示されている。

表 2　バーデン･ヴュルテンブルク州の週当たりの音楽科時間配当表

学年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
GS	1	1	1	1									
HS					2	2	1	1	1	1*[1]			
RS					2	2	2	1	1	2*[1]			
Gym 言語･自然科学コース					3	2	2	1	1	1	1	*[2]	
Gym 音楽コース(Musik-Profil)					4	4	4	3	4	4	4		

*1　音楽と美術を合わせた時間数である
*2　Gym 第 12･13 学年は選択コースにより様々である

ウ　履修の方法

基礎学校，ハウプトシューレ，実科学校は必修で，ギムナジウムは必修および選択必修である。

⑶　目標，内容等の示し方

ア　目標，内容等の示し方

教育プラン冒頭に各学校全学年を通しての「教育と教育の使命」が詳述され，その後各教科(音楽)の目標と活動領域ごとの意義が示されている。また，各学年の「年間計画」の最初には「教育の指導理念」が示され，「教科間をつなぐテーマ」(Fächerverbindende Themen)が設定されている。そして各教科(音楽)の活動領域(Arbeitsbereich)や題材･単元(Lehrplaneinheit)の意義と具体的な指導内容が学年ごとに明示されている。なお，評価や方法に関しては詳述されていない。

イ　その他内容等の示し方の特色

指導内容によっては，それが他教科のどの活動領域と関連があるか明示されている。また「教科間をつなぐテーマ」を軸とした，指導内容との関連および他教科との関連が示されている。

次に，初等教育における音楽科カリキュラムの特色を述べる。

⑷　内容構成等

ア　内容の区分

基礎学校，ハウプトシューレ，実科学校は「歌うこと/音楽すること」と「聴くこと」の2領域である。ギムナジウムの第5-7学年は「歌うこと/音楽すること」と「音楽知識の応用」と「音楽を聴取し，理解すること」の3領域で，第8-13学年は題材･単元が設定されている。

イ　内容構成及び内容の配列編成の特色

初等･中等教育における音楽科カリキュラムの特色について述べる。

①初等教育(基礎学校)

ⅰ)初等音楽教育

基礎学校における音楽教育の使命は，歌い演奏し聴くよろこびを深め，子どもたちに音楽の様々な可能性を広げることにある。またそれは，子どもの知覚･感覚能力を発展させ，美的な事柄に思考を向けさせるのにも貢献する。音楽教育の目的は，子どもを音楽面で支援し音楽の過剰な供給の中で，自分自身で音楽と関わっていけるようにすることであるとされている。

ⅱ)活動領域

活動領域は「歌うこと/音楽すること」と「聴くこと」の 2 領域である。

「歌うこと/音楽すること」では，歌曲の習得と表現を中心とする。その際，伝承されてきたものを守り，伝え，子どもたちを現代の歌や音楽的財産へと導くことが肝心であるとされ，同時に子どもの声を発達させ育成することを重要視している。また「動き」や「演劇」における表現もさせており，音楽教育のねらいはこの表現能力を進め，発達させることにあるとしている。器楽演奏においては，身体の楽器からはじめられ，簡便な楽器を取り入れて増やしていくことが特徴として挙げられ，外国の歌や音楽に親しむことは国際理解の視点から文化の多様性への理解や寛容な共生に繋がるとされている。

「聴くこと」の活動領域では，範例となる音楽作品について表現の豊かさと形式の世界を学習させている。また，音楽から動き，演劇や絵画表現に置き換えることも行われているのは特徴的である。表 3 は基礎学校における音楽科カリキュラムの中心的な指導内容項目を示したものである。

表 3　基礎学校の音楽科カリキュラム

領域/学年	歌うこと/音楽すること	聴くこと
1 ・ 2	両学年とも各 22 時間 （年間授業時間目安，以下同じ） ･歌曲習得 ･暗譜による歌唱 ･歌唱表現 ･発声法 ･音楽表現 ･動き，演劇，ダンス ･基本的な概念と記号の習得	両学年とも各 8 時間 ･様々な楽曲に活動的に関わる ･音楽の記号を知る ･楽器を知る ･様々な行事の為の音楽
3	20 時間 ･歌曲習得 ･暗譜による歌唱 ･歌唱表現 ･発声法 ･音楽表現 ･動き，演劇，ダンス ･基本的な概念と記号の習得	10 時間 ･様々な楽曲に活動的に関わる ･楽語や記号を知る，概念を用いる，他の形に置き換える ･楽器 ･様々な種類の音楽 ･音楽家や作曲家について知る
4	20 時間 ･歌曲習得 ･暗譜による歌唱 ･歌唱表現 ･発声法 ･音楽表現 ･動き，演劇，ダンス ･基本的な概念と記号の習得	10 時間 ･様々な楽曲に活動的に関わる ･楽語や記号を知る，概念を用いる，他の形に置き換える ･楽器 ･特定の用途のための音楽 ･音楽家や作曲家について知る

では次に，中等教育について主要な三つの学校種(ハウプトシューレ，実科学校およびギムナジウム)の特色を述べる。

②ハウプトシューレ

ⅰ)ハウプトシューレの音楽教育

音楽教育は，生徒の音楽的環境を広げるものであり，情緒面の体験のみならず音楽への理解も育てなければならないとされている。「歌うこと/音楽すること」，「聴くこと」，また「動き」や「理解して聴くこと」といった積極的な音楽との関わり方により，生徒の創造力を解き放ち，体験の可能性や感性を高め，それによって自尊心を強めることをもねらいとしている。

ⅱ)活動領域

活動領域は「歌うこと/音楽すること」と「聴くこと」の 2 領域である。歌唱や演奏は，出身地や言葉の違う人々を結びつけ,社会的融合を促進するものとしても位置付けられている。また，様々な歌や演奏や聴取のための楽曲を与え，その由来，状況，効果，規則等を学習させ，生徒達に知識と実践的能力を身に着けさせることが音楽的環境を広げることとされている。学年ごとに学習する項目は徐々に増加あるいは細分化・深化していく。具体的な内容としては，第 7 学年で「音楽と広告」，第 8 学年で「音楽劇」，「ポップスとロック」，第 9 学年で「音楽以外の表現を音楽に置き換える」，「ポピュラー音楽」，第 10 学年で「教会音楽」，「ジャズ」，「ポップスとロック」等が含まれているなど，幅広く多岐にわたるジャンルでの音楽教育がなされている。しかしながら，ギムナジウムの同学年に見られるような音楽史的な専門知識の習得は比較的少なく，テーマ学習等も見られない。

③実科学校

ⅰ)実科学校の音楽教育

音楽教育の使命は音楽への喜びを呼び覚まし，生徒の音楽的興味や体験能力を伸ばすこととされ，そこでは，生徒に共に歌い，演奏し，聴くことを指導し，その関連で音楽的知識を伝え，よく考えて判断することや評価する能力の育成を目指している。ハウプトシューレに比べて理性的認識としての判断や評価能力の育成が示されているのが特徴的である。

ⅱ)活動領域

活動領域は「歌うこと/音楽すること」と「聴くこと」の②領域である。歌唱指導においては学年ごとに歌曲教材のテーマが決められている。例えば，第 9 学年では「愛の歌」，「歴史の歌」「ブルース」等，第 10 学年で「瞑想曲」，「宗教曲」等である。「聴くこと」においても第 7-9 学年に「ポップスとロック」，第 8-9 学年に「オペラ」，第 10 学年に「宗教・世俗声楽曲」のテーマ学習がある。その他に，「電子楽器の音楽」，「映画と広告の音楽」等を含む六つのジャンルの選択肢から二つ選んでテーマ学習を行うように設定されている。テーマ学習の導入はハウプトシューレには見られないものである。

④ギムナジウム

ⅰ)ギムナジウムの音楽教育

音楽教育の第一義的使命は，直接的な音楽体験によって音楽の喜びを呼び起こすこととされ，歌うこと，音楽すること，舞踊と聴取の能力を育成し創造的表現で音楽と取り組む

喜びを促すことで，音楽を理解し判断する基準の育成を目指している。一方で文化的遺産を伝え，他方では現代の新しい音楽に目を開かせることも重要な役割の一つとされ，民謡と民族音楽の授業への導入を必須とし，郷土の伝統音楽を守る為の貢献として位置付けている。ここでは実科学校よりも更に高度な専門知識の会得に関しての記述があり，実体験を通しつつ音楽的な事柄を理解させ，音楽用語を専門的に使えるようになることを目指している。

ⅱ)活動領域

第 5-7 学年は「歌うこと/音楽すること」と「音楽知識の応用」と「音楽を聴取し，理解すること」の 3 領域であり，第 8-13 学年には題材･単元(Lehrplaneinheit)が設定されており，第 8 学年で 3 題材・単元，第 9 学年からは概ね 6 題材･単元程度である(表 4 参照)。活動領域に「音楽知識の応用」が加わることや題材･単元の導入は他の学校種には見られなかったことである。

第 5-7 学年の「歌うこと/音楽すること」では発声法，器楽奏法の学習に加え，動きやその他の表現領域との結びつきも包括させており，その際には創造的で教科を超えて見通すような観点が必要であると述べられている。他の学校種には見られなかった活動領域「音楽知識の応用」の意義に関しては，実践の経験と音による範例のみを通して指導されることが強調されており，高度な演奏や専門的な聴取に必要な記譜法の確かな知識と発達した聴取能力として示されている。第 3 の活動領域の「音楽を聴取し，理解すること」では，直接の音楽的体験から始まり，音楽的特徴の関連，音楽の成立と歴史，その条件と効果などについて生徒が専門的に聴取し，興味を持ち，それについてよく考えるように企図されている。第 12･13 学年では基礎コースと重点コース等の選択式となっている。基礎コース･重点コースの内容は現代までの全ての時代の音楽に及び，生徒は作品への考察と楽曲分析の様々なメソッドを学び，音楽の意味･内容を自分の力で解釈し，音楽史とも関連した活発な考察を行うことが必要であるとされている。

具体的には，「宗教声楽曲」，「交響曲」，「オペラ」，「芸術歌曲」，「変奏曲」，「印象派」等の西洋の伝統的な音楽において，高度に専門的な内容を含ませて取り扱っている。また，「地域の音楽」，「前衛音楽」，「ポピュラー音楽」，「ジャズ」，「ポップス，ロックンロール音楽」や「映画音楽」，「商業広告における音楽」へと幅広いジャンルにまで拡がっており，「音楽批評」や「演奏解釈の比較」等を含むテーマ学習も極めて特徴的である。

表 4　ギムナジウムの音楽科カリキュラム

学年	「歌うこと/音楽すること」	「音楽知識の応用」	「音楽を聴取し､理解すること」
5	・ 地域と様々な言語圏，文化圏の歌 ・ 暗譜による歌唱 ・ 声の能力を伸ばす ・ クラス器楽 ・ 簡単な楽器の自作 ・ 楽器・斉奏 ・ 演奏の表現手段としての演奏 ・ 音楽と動き	・ 拍節，拍子，リズム，テンポ ・ 音楽の決まりごと ・ 3 和音 ・ 音楽の記号	・ 自分と音楽の関係 ・ 環境音楽 ・ 各時代の音楽家 ・ 音楽と形式 ・ 音楽と他の表現分野

6	・ 様々な言語や時代の歌曲 ・ ドイツ国歌 ・ 暗譜による歌唱 ・ 発声法 ・ コミュニケーション，表現の手段としての声 ・ 声の異化，オペラ ・ 朗読劇プロジェクト	・ 拍節，拍子，リズム ・ 音楽の決まりごと ・ 和声	・ 今日の音楽と生活 ・ 過去の音楽と音楽家 ・ 音と形式
7	・ 単声および多声歌唱 ・ 暗譜による歌唱 ・ 民謡 ・ 歴史的歌曲，民族譚詩 ・ フォークソング，ポップソング，エヴァーグリーン ・ 〈グレゴリオ旋法の旋律〉 ・ 宗教改革のコラール ・ 霊歌，ゴスペル ・ ブルース ・ バラード ・ 〈芸術歌曲〉 ・ レチタティーヴォとアリア ・ 発声法 ・ 〈声による新しい響き〉 ・ 器楽曲と歌曲伴奏 ・ 学級奏用のアレンジ(編曲) ・ 舞踊	・ 拍節，拍子，リズム ・ 音楽の決まりごと ・ 和声 ・ 楽曲作法　楽式	・ 音と形式 ・ 様々な時代における音楽 ・ 〈音楽とプログラム〉 ・ 〈過去・現代の舞踊〉 ・ 商業広告における音楽

第 8 学年	
題材・ 単元 1	器楽の知識の応用 ・音響の基礎　・総譜と響　・作曲史における器楽合奏　・楽器群ごとの響の特色
題材・ 単元 2	ポピュラー音楽 ・各国の民謡　・ポップス，ロック音楽の由来と始まり ・現代のポップス，ロック音楽とプレゼンテーション
題材・ 単元 3	オペラ ・歌詞と原典　・音楽表現　・〈演劇上の解釈〉　・オペラを上演する機関

第 9 学年　/　理系コース		
題材・ 単元 1	交響曲 ・今日のコンサートにおける交響曲　・交響曲(やソナタ)における基本的な形式	
題材・ 単元 2	ジャズ ・ジャズ・ワークショップ　・ジャズの根底にあるものと過去における形態　・ジャズスタイル ・〈ジャズ・ロック・芸術音楽との関連〉　・〈ジャズダンス〉	
題材・ 単元 3	ポップス，ロックンロール音楽 ・ポップス，ロックの音楽的表現手段(ビートから現在の方向まで)　・若者文化　・メディアの美的感覚 ・〈ポップス・ロックへのヨーロッパ以外の音楽からの影響〉　・〈ロック音楽における前衛音楽のテクニック〉	
題材・ 単元 4	標題音楽 ・原本と作曲家にとっての意味　・音楽以外の内容を音楽で表現する可能性	
題材・ 単元 5	ポップス・ロック分野のプロジェクト a)歌を作り上げる　b)ビデオクリップの制作　c)舞踊の振付に取り組む	(備考) 単元 5 か 6 を一つ選択必修
題材・ 単元 6	演じる或いは解説する音楽 a)映画音楽　b)オルフ「カルミナ・ブラーナ」　c)ミュージカル	

第 9 学年　/　言語系コース		(備考) 内容は上記の理系コースにほぼ同じ 単元 4 か 5 を一つ選択必修
題材・単元 1	交響曲	
題材・単元 2	ジャズ	
題材・単元 3	ポップス・ロック	
題材・単元 4	ポップス・ロック分野のプロジェクト	
題材・単元 5	演じる或いは解説する音楽	

第 10 学年		(備考)この基礎資料には第 10 学年のデータが欠落している

第 11 学年	
題材･単元 1	J. S. バッハ ・バロックにおける人生の喜びと死への郷愁　・教会，宮廷への結びつき　・受難曲
題材･単元 2	L. v. ベートーヴェン ・ウィーン古典派の簡潔性と均衡性　・自由な芸術家への道　・交響曲
題材･単元 3	R. ヴァーグナー ・19 世紀の音楽の文学化　・詩人，作曲家としてのヴァーグナー　・楽劇
題材･単元 4	20 世紀の音楽 ・作曲上の思考の自由　・新しい音楽と構成
第 12 学年	
題材･単元 1	音楽的な関係 ・生活の中の音楽　・聴取
題材･単元 2	バロックのコンツェルタント様式 ・〈コンツェルタンテ合唱音楽〉　・合奏協奏曲とその様式によるカンタータ　・コンツェルタンテフーガ
題材･単元 3	古典派の器楽曲 ・18 世紀の精神　・「古典派」の概念　・音楽の中心地，マンハイムとパリ　・弦楽四重奏 ・器楽コンツェルト　・〈ミサ曲〉　・〈貴族と市民の音楽と音楽文化〉
題材･単元 4	芸術歌曲とリーダーチクルス ・第 2 ベルリン歌曲楽派　・シュバーベン歌曲楽派　・シューベルトのリート類型　・リーダーチクルス ・フーゴー・ヴォルフ
題材･単元 5	印象派 ・世紀の変わり目におけるパリ　・音楽的文体論　・様式の比較　・未来に意味するもの
題材･単元 6	新しい音楽とその始まり ・調性の限界　・解決の傾向　・境界を越えるもの　・革命的変換　・新しい秩序　・過去への回顧
題材･単元 7	1950 年以降の新しい音楽の占める位置 ・セリー操作　・セリー様式に対する反動としての偶然性の音楽　・音群作法，トーンクラスター ・ミニマルミュージック　・最新の前衛，ポストモダンの様式の多様性
第 13 学年	
題材･単元 1	音楽劇 ・オペラの始まり　・〈オペラ史概観〉　・作品観劇
題材･単元 2	19 世紀の交響楽 ・論争　・絶対音楽，標題音楽
題材･単元 3	宗教声楽曲 ・グレゴリア聖歌　・〈多声音楽の始まり〉　・古典的声楽ポリフォニー　・バッハの教会カンタータ ・〈ロマン派の宗教音楽〉　・〈20 世紀の宗教音楽〉
題材･単元 4	選択テーマ　(少なくとも一つ選択) 映画音楽　ビデオクリップ　オペレッタ　ジャズシーン　ロック音楽　地域の音楽　音楽批評 他題材･文化圏の音楽　音楽作品　文学の中の音楽　演奏解釈の比較　卒業祝典における音楽の役割
第 12･13 学年(重点コース)	
題材･単元 1	ポリフォニーの形式 ・モテト　・オルガンコラールとカノン　・バロック音楽における和声　・フーガの基本に遡る ・〈バッハの作品を受け継いで〉
題材･単元 2	シンフォニー ・18 世紀の精神史の展望　・「古典派」の概念　・古典派の特徴　・ソナタ形式　弦楽四重奏曲の形式 ・ベートーヴェンにおける個人的芸術としてのシンフォニー　・19 世紀における発展 ・新しい音楽の傾向　・古典･ロマン派の和声 ・〈公開コンサートでのシンフォニー〉　・〈音楽美学論争　新ドイツ派－保守派〉
題材･単元 3	協奏曲 ・19 世紀の交響協奏曲　・20 世紀の独奏協奏曲の改革と伝統
題材･単元 4	変奏曲 ・シャコンヌとパッサカリア　・ベートーヴェンの変奏曲の評価　・ロマン派の交響的変奏曲 ・12 音技法の基本としての変奏
題材･単元 5	音楽と演劇 ・オペラの歴史

題材･単元 6	宗教声楽曲 ・グレゴリア聖歌　・パレストリーナ　・ストラヴィンスキー　・レクイエム　・受難曲　・オラトリオ
題材･単元 7	世俗の合唱曲 ・ネッサンスから 20 世紀
題材･単元 8	民謡･芸術歌曲 ・民謡　・ロマン派のピアノ伴奏歌曲からヒンデミットまで
題材･単元 9	1950 年以降の新しい音楽 ・セリー音楽　・電子音楽　・偶然性の音楽　等
題材･単元 10	選択テーマ　(少なくとも一つ選択) 音楽と社会　音楽作品の文献･著作　ジャズと前衛の相互作用　音楽レポートと批評　体系的な解釈の比較　ヨーロッパ外の音楽　生徒達の共同上演プロジェクト　合奏指揮

＊〈　〉内は省略可能項目である

⑸　その他内容構成等の特色

ここでは，この州の初等教育と中等教育の教授プランにおける全般的な特徴を述べる。

ア　教科横断的内容の指示

①「教科間をつなぐテーマ」の設定

「教科間をつなぐテーマ」は，初等教育と中等教育に一貫して各学年ほぼ 5 テーマが設定されている。その意義については教授プラン内に言及されている。そこでは，このようなテーマのもとでの学習により，全体的で網の目のように結合した考え方やものの見方が強化されることは，将来的な展望から言っても，学校教育において中心的な必要性を有するものとされている。「教科間をつなぐテーマ」による活動は一貫した教育上の原則とされ，年間計画では，教科の指導計画に先立ちそのことについて記されている。それらは範例として挙げられており，とりわけ自由な活動や企画指向の活動により，指導計画や実生活からのテーマに関して教科間を結びつけて学習することが可能となっている。また，テーマは絶対的なものではなく，柔軟性を持ち，変更や削除あるいは新たにまとめ直したり，他のものに置き換えたりすることも可能であるとされている。また，そのようなことにより参入する教科が増え，別のテーマ観点が生まれ出る可能性をも示唆している。

そのおよその内容に関しては表 5，6，7 および 8 に示した。実生活とかかわるものとしては「春」(表 5-3)や「お金」(表 5-9)，「余暇の過ごし方」(表 7-3)等があり，音楽科との関わりがある場合はその指導内容が明示されている。また，指導内容に直接関連しているものとしては，「アメリカ合衆国」(表 6-3)や「イスラムの世界」(表 8-1)，音楽科に関わるとしては「振動から音へ」(表 8-3)や「オペラと劇」(表 8-5)等である。

各テーマに対しては，そのねらい及び関連している教科名と指導内容が示されている。例えば，基礎学校第 1・2 学年のテーマ第 8 番「素材を使って自分を覆う」には国語科，美術科，被服科，音楽科，体育科の教科名の表示と活動領域および内容項目が記載されている(表 9 参照)。また各教科の年間計画の中にも指導内容のどの部分がどのテーマに関連しているのかを明示してある。

②他教科との関連に配慮した構成

各学年の年間計画の中には「教科間をつなぐテーマ」に関わる内容以外の指導内容についても，他教科との関連がある場合はその教科名と活動領域が記載されている。例えば，基礎学校第 1・2 学年の年間指導計画において，活動領域「聴くこと」の[様々な楽曲に活動的に関わる]の項には，体育科，国語科，美術科の教科名と活動領域が記載されている(表

10 参照)。

以上のように，教科横断的な学習の意識・展開が容易となるような構成がとられていることは極めて特徴的である。

イ　音楽教育における特徴

①「音楽と動き」の重視

初等教育において全学年に「音楽と動き」が，中等教育においても学校種に関わらずほぼ全学年において「パントマイム」,「音楽から動きに置き換えること」や「動きから音楽を体験すること」，「舞踊」,「演劇」,「ジャズダンス」等，音楽と身体の動きを関連させる学習が企図されていることが特徴として挙げられる。

②「音楽以外の表現に置き換える(umsetzen)」活動の設定

音楽について言葉で話し合うこと，身体表現すること，絵画に置き換えること，音楽に合わせて話や筋書きを作ること等，他分野と関連させた指導内容が含まれていることが特徴として挙げられる。

表 5　基礎学校第 1・2 学年における「教科間をつなぐテーマ」の項目と音楽科との関連

テーマ	音楽科が関係する項目と指導内容等の提案
1.わたし，ぼくには名前がある	初期の学校生活〈自分自身の認知を発達させる〉 歌ったり踊ったりすることで自分自身を体験する
2.まわりにある数字と形	
3.春	〈音楽の「言葉」;春の歌〉 声，楽器，動き，体を使った楽器，記譜法，絵画表現について伝える。 〈音楽作品における鳥の声，自然の音，春の気分〉 鑑賞曲　ヴィヴァルディ，ヘンデル，ベートーヴェン，ヨハン・シュトラウスの作品
4.灯りをシンボルにアドヴェントとクリスマスを体験する	〈アドヴェントでの慣わし〉　アドヴェントの歌など 〈クリスマス　キリスト誕生の祭り〉 クリスマスのお話，歴史，伝説，詩，歌
5.本を作る	
6.収穫への感謝	
7.空間での活動	〈形，色，音，音楽を空間で感じ相互の影響を知る〉 仕上げた空間で雑音や音楽を鳴らしてみる
8.様々な素材が我々を包み,我々を変える	〈演劇〉 覆う，かぶることで我々の外見，動き，表現，感覚が変わる
9.お金;換える－支払う－ねがう－必要とする	
10.聴く－分かる－分かり合う	〈聴こえること－世界と出会う〉 雑音，音楽，音の連なり，家庭で，学校で，周りで，自然の中で 〈聴こえること－世界を理解する〉 メロディー，音など情報を受け入れる　音楽を楽しむ

表 6　ハウプトシューレ第 9 学年における「教科間をつなぐテーマ」の項目と音楽科との関連

テーマ	音楽科が関係する項目と音楽に関する内容の指示
1.平和をもたらし守ること	
2.ヨーロッパ統合への道	〈自然領域，文化圏としてのヨーロッパ〉音楽，ヨーロッパの歌曲
3.アメリカ合衆国	〈エスニック・グループ〉 ジャズ，ブルース，カントリー&ウェスタン，ロック…
4.家庭生活	
5.文化的な時代ごとの特徴	〈当時の音楽〉

表 7　実科学校第 5 学年における「教科間をつなぐテーマ」の項目と音楽科との関連

テーマ	音楽科が関係する項目と音楽に関する内容の指示
1.新しい場所でのオリエンテーション	
2.環境との責任あるかかわり方	

3.余暇のすごし方	〈余暇の週間，生徒同士で共に余暇をすごす〉 読書，歌唱，演奏……音楽鑑賞，ディスコ
4.歴史について	〈様々な形の劇〉人間或いは人形の演劇，パントマイム，舞踊，音楽，絵を取り入れる
5.動物とのくらし	

表 8　ギムナジウム第 8 学年における「教科間をつなぐテーマ」の項目と音楽科との関連

テーマ	音楽科が関係する項目と音楽に関する内容の指示
1.イスラムの世界	
2.生態系としての森	
3.振動から音へ	楽器学からの応用 〈単純な音の発声〉音，雑音，破裂音 〈音についての物理的な説明〉音－振動，音量－振幅，音高－周波数，音色－倍音 〈様々な楽器の奏法と音の特色〉音高，音量，音色をグループで即興 多様な倍音の実演 〈音響とうなり〉楽器の発音 〈音程〉周波数の関係
4.北アメリカの開拓	〈今日の文化的状況の根底にあるもの〉 ウェスタン映画，カントリー&ウェスタン･ミュージック
5.オペラと劇	〈ドラマツルギーの企図〉〈戯曲とオペラ台本の比較〉 〈歌詞の研究〉〈言葉と音楽の構造上と内容の類推〉 〈音楽的ドラマと劇における動きの関係〉 〈劇場という機関〉〈上演を見に行く〉

表 9　「教科間をつなぐテーマ」に関する記載例

テーマ	様々な素材が我々を包み，我々を変える		
目　標	様々な素材が我々を包み，そのことにより外見，動き，表現において変化が生じる。児童の布素材に対する感覚が磨かれ，意識的に様々な種類の素材の質を知覚するようになる。		
テーマの観点			指導内容等
覆う，かぶせることの様々な可能性を試す 覆いの中に隠れて守られること 意識的に様々な素材を知覚する 動きと体験的余地を経験する 演劇			巻きつけたり，まとったり，結んだり，くくったり，貼り付けたりすることで素材の中に包まる 人間生活の基本的体験：保護と安全 知覚の発達と洗練 狭いあるいは広い，硬いあるいは柔らかい，また他の特徴を持った中で体を動かす(着用感) かけっこ遊び，障害物競走，なぞなぞ等 音の合図で体を動かす 覆う，かぶることで我々の外見，動き，表現そして感覚が変わる 短い演劇作品を見つける
関連教科	国　語	活動領域 1	互いに話し合う
	美　術	活動領域 4	遊び/行動
	被　服	活動領域 5	包む/覆う
	音　楽	活動領域 1	歌うこと/音楽すること
	体　育	経験学習領域 2	道具を用いて，或いはなしで身体を動かす

表10　指導内容における関連教科の記載例

指導事項	様々な楽曲に活動的に関わる
指導内容等	なるべく短く，旋律的，リズミカルで響きが印象的な聴取曲を選択 音楽に合わせて1人または皆で身体を動かす(大小の布，リボンなどの素材を用いても) (ムソルグスキー:「展覧会の絵」より「ひよこの踊り」) 動きの型を作り出す　→体育　経験学習領域 2　合図を変える 聴取曲とともにリズミカルに動く 表現を通して音楽聴取の準備をする 音楽に合わせた話や筋書きを作って演じる　→国語　活動領域 1　話し合う 音楽を絵画に置き換える　→美術　活動領域 1　スケッチ/グラフィック　活動領域 2　色彩

3　ドイツの特色とわが国への示唆

くり返すが，教育に関する大幅な権限を各州がもち，教育課程の基準を示す教授プラン

も州ごとに作成，編纂されているドイツでは，連邦としての統一性と各州の独自性との間に固有な緊張関係が生まれている。

ここでは，２．で取り上げたバーデン・ヴュルテンベルク州，さらにバイエルン州やヘッセン州，ベルリンなど各州の音楽教授プランの特徴的な事柄を踏まえながら，ドイツの現状と特色から，わが国の音楽科教育にとってどのような示唆が得られるのかについて，以下の 4 点に焦点化して指摘することにしたい。

⑴　多様なカリキュラム，教育内容

ドイツの教育全体としての大きな特色が，その「多様性」にあることはまちがいない。各学校の目指す教育目標，そこに学ぶ子どもの資質・能力，興味・関心などに即した教育の可能性を開くことは，ドイツ教育の根本方向であり，個々の児童・生徒に対応した学習の多様化ならびに個別化は，ドイツ教育の重要な柱となっている。

このことは，音楽科の各教授プランにも浸透しており，各州，学校種ごとに独自の音楽科カリキュラムが構成されている。ただし，同じ学校種ごとに比較すれば，枠組みやネーミングは多様でも，実際の内容には，全体の統一性という点からも，ある一定の共通性が保たれている。

基礎学校の教授プランを例に取れば，バーデン・ヴュルテンベルク州（4 年制）は，学習領域が「歌うこと/音楽すること」と「聴くこと」の 2 領域から構成されているのに対し，バイエルン州（4 年制）は，「音楽する」「音楽をつくる」「音楽を聴く」「音楽を転換して創造する」の 4 領域から成っている。しかも，バイエルン州は他の州と異なり，教科名に「音楽教育」（Musikerziehung）を使用している。ちなみに，ヘッセン州（4 年制）では，「音楽」は「美術」とともに，「美的教育」（Ästhetische Bildung）の一領域として位置づけられている。

ベルリンの基礎学校（6 年制）では，三つの学習領域の構成要素（「音楽とのかかわり方」「音楽様式」「音楽用語」）の下に，様々な領域が組み込まれている。例えば，「音楽とのかかわり方」は，「音楽する」「音楽を聴く」「音楽を転換する」「音楽を理解し学習する」の 4 グループから構成されている。

また，1970～80 年代にかけて大きな変革を遂げたギムナジウム上級段階（第 11-13 学年）では，基礎コースと重点コースが設けられ，かなり高度なレベルにまで至るさまざまな学習内容が提供されている。

音楽科の授業時間数に関しても，州ごとに若干の違いが見られる。例えば，中等教育段階の実科学校を見ると，バーデン・ヴュルテンベルク州では，第 5-7 学年が週当り 2 時間，第 8-9 学年が 1 時間，第 10 学年が美術とあわせて 1 時間となっている。バイエルン州では，これとほぼ似たような時間数が配当されているが，ヘッセン州の実科学校は，美術と隔年交替で，第 6・8・10 学年において音楽が週 2 時間必修となっている。

⑵　教科間の連携，内容・活動の総合化

初等・中等教育を通じて，「教科間をつなぐ（fächerverbindend）テーマ」や「教科をこえた（fächerübergreifend）教育課題」が設定されている点も，90 年代以降のドイツの教育課程の大きな特色である。しかも，各州の多くの教授プランにおいて，諸活動や教科，テーマや課題などそれぞれの関連・連携が具体的に明示されている。教科間の関連，教科横断的な取組みが，カリキュラム及び授業を構成する重要な原則のひとつとなっているこ

とが明らかである。

一方，音楽科の教科内においても，各領域やさまざまな活動内容を関連付ける必要性が強調されている。例えば，「音楽する」「音楽をつくる」「音楽を聴く」「音楽を転換して創造する」という四つの学習領域を設定しているバイエルン州基礎学校の教授プランでは，「指導上の留意点」の冒頭において，「子どもは音楽を全体的に体験するために，これらの領域は授業において結び付けられるべきである」と述べられている。ベルリンの基礎学校においても，音楽の学習領域は複合的な現象であり，そのために「音楽へのかかわり方」「音楽様式」「音楽用語」を学習領域の構成要素として結び付けることが明示されている。

⑶　音楽学習の系統性，発展性

バーデン・ヴュルテンベルク州の基礎学校教授プランにおいて，「音楽教育の目的は，子どもを音楽面で支援し，音響・音楽の過剰な供給の中で，子ども自らが音楽とかかわっていくことができるようにすること」と示されているように，ドイツでは，生涯学習を視野に入れた，系統的で発展的な音楽教育が目指されている。同州の基礎学校とギムナジウムの教育内容を比較すれば，学校段階間の関連性，各領域内の発展性は明らかである。

また，ベルリンでは，「音楽へのかかわり方」「音楽様式」「音楽用語」という基礎学校における学習領域の構成要素が，中等教育段階においては，次の三つの授業設計の要素へと関連，発展している。すなわち，①「音楽の種類と様式」（ここには「芸術音楽」「ロックとポップ」「ジャズ」「民俗音楽」などが含まれる），②「音楽へのかかわり方」（「享受」「再創造」「原創造」「転換」「省察」から構成），そして③「音楽の観点」（ここには「音楽の要素」「音楽の表現，内容と意味」「音楽の機能と作用」などが含まれる）である。

この教授プランでは，以上の三つの構成要素がさまざまに結び付いて，A「素材」，B「形式と表現」，C「機能と作用」，D「音楽生活」，E「時代の変化における音楽」という五つの活動領域（Arbeitfelder）を設定することになる。しかもそれらの活動領域は，第 7 学年から 10 学年に向かうスパイラルカリキュラムにおいてくり返し組み込まれることが提案されている。

⑷　創造性や総合的な表現能力の育成

バーデン・ヴュルテンベルク州をはじめ各州では，音楽科の教育内容として，また他教科とも関連させながら，動きやダンス，演劇，絵画表現などと音楽を結び付ける活動，音楽をそれらに置き換える活動がしっかりと組み込まれている。これは，音楽科を中核に総合的な表現能力を育成することが目指されているためである。さらに，バイエルンやヘッセンなどの各州において，音楽を「つくる」（erfinden）活動として，即興的な演奏や実験的な試みなどが積極的に取り入れられている。創造性の育成が，ドイツの音楽科教育の眼目となっているのである。

この点に関して，バイエルン州基礎学校の教授プランでは，音楽教育の評価は，音楽的な知識や実践的な技能のみに限定されず，創造的な領域も考慮すべきである，と明記されている。

（中島　卓郎，佐野　靖）

＜参考文献及び参考 URL＞

1) 文部科学省生涯学習政策局調査企画課，「諸外国の初等中等教育（ドイツ，2002 年 1 月）」

2) KULTUS UND UNTERRICHT,AMTSBLATT DES MINISTERIUMS FÜR KULTUS UND SPORT, BADEN-WÜRTTENBERG Stuttgart,den21.Februar 1994
3) http://www.leu.bw.schule.de/allg/lp/index.htm(バーデン・ヴュルテンブルク州教育プラン)
4) http://wwww.bildungsserver.de/zeigen.html?seite=400（ドイツの教育制度・教育課程)
5) 天野正治・結城　忠・別府昭郎　編著,「ドイツの教育」, 東信堂, 1998

中　　国

1　教育制度及び教育課程の基準の概要

⑴　学校制度

中国は，22 省・5 自治区・4 直轄市（北京，天津，上海，重慶）・2 特別行政区（香港，マカオ）から構成されている。行政形態としては中央集権的な体制を採り，香港，マカオを除き中央政府が全国統一の制度を制定している。しかし，広大な国土と多くの人口を抱え，各地方の経済，社会，文化状況が異なることから，制度面の画一的施行を求めることをせず，各地方の実情にあった弾力的な運用を認めている。

学校制度は，1922 年の学校制度改革以来，一時的な変化はあったものの，初等中等教育については 6-3-3 制を基本とした制度が維持されている。しかし，現在でも財政的な理由から，依然全日制普通小学校は 5 年制をとる地域も少なくない。

⑵　教育課程の基準

教育課程の基準については，国（国家教育委員会，現在教育部）が教育課程の編成や授業時数を規定した「教学計画」（1992 年以降は「課程計画」に改称），及び各教科の目的，任務，内容，範囲，体系を定めた「教学大綱」を策定し，この基準を基に各省，自治区，直轄市がそれぞれの地域の実情に合わせて運用している[1)]。

日本の学習指導要領に当たるものとしては，1950 年～51 年に全日制普通小学校（日本の小学校に相当し,以下小学校と記す。)と全日制普通初級中等学校(日本の中学校に相当し，以下中学校と記す。）の「各科課程暫行標準」が制定され，1952 年には「教学大綱」と改称され，以降 1956，63，78，86，92 年と改訂が行われた。現在の「教学大綱」は，1992 年に制定されたもので，1993 年に第 1 学年から学年進行で導入された。その後，1995 年から全国の小学校や中学校で学校週 5 日制が実施されたことに伴い，授業時数や内容が若干調整された。なお，2000 年度には，それまでの「教学大綱」が「課程標準」と改称され，2002 年度まで（2003 年 8 月まで）この「課程標準」の試行期間となっている[2)]。

教育課程は，国が定める課程と地方が定める課程に分けられ，その主要部分は国が定めるもので占められ，必修となる。これに対し，地方が定める課程は，地方の実情によって独自に定めるもので，必修でも選択でもよいとされている。これによって，地方独自の教育課程編成が一部可能となっている[3)]。

2000 年度に発表された「課程標準」よると，教育課程は，小学校，中学校とも徳育・知育・体育・美育・労育の内容によって編成されている。そして，これに対応する教科は，小学校は思想品徳・国語・算数・社会（4～6 学年）自然・体育・音楽・美術・労働技術（3～6 学年）から編成され，いずれも必修となっている。

中学校は，思想政治・国語・数学・外国語・歴史・地理・物理・化学・生物・体育・音楽・美術・労働技術で編成され，いずれも必修となっている[4)]。

中国の学校系統図

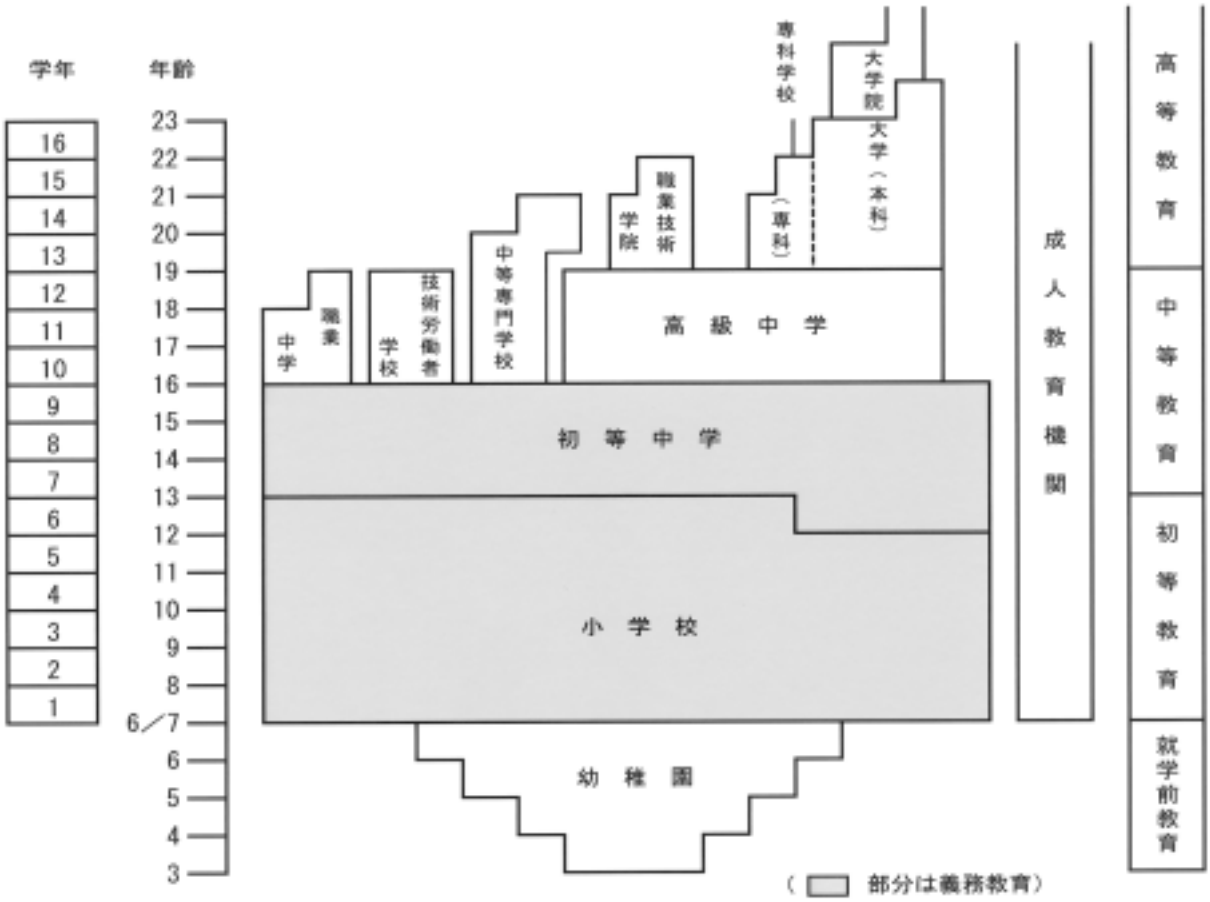

文部科学省生涯学習政策局調査企画課，『諸外国の初等中等教育』，平成 14 年 1 月より

2　音楽科の教育課程における位置づけ

⑴　音楽科の位置づけ

教育課程の中で音楽科は，小学校と中学校とも「美育」（音楽・美術・映画及び舞踊）の一つの教科として位置付けられている[5)]。

⑵　音楽科の時間数

音楽科の時間数は，1992 年の大綱によると，小学校の 6 年間は週 2 時間，中学校の 3 年間は週 1 時間となっている[6)]。

⑶　音楽科の特性と価値

音楽科の特性と価値については，次のように示されている。音楽は，人類の基本的素質と能力の一種の反映である。それゆえ，音楽科は人文学科の一つの重要な領域であり，情操教育の主要な手順の一つとなり，基礎教育段階の必修科目の一つとなる。そして，音楽科の価値は，主に次の方面によって実現されるとしている[7)]。

１．審美体験の価値

２．創造性発展の価値

３．社会的コミュニケーションの価値
４．文化伝承の価値

⑷　音楽科教育の基本理念

さらに，このような音楽科の特性と価値を実現するための教育の視点からの理念について，次の 10 項目があげられている[8]。

１．音楽審美をもって核心とする。
２．興味愛好をもって原動力とする。
３．全ての生徒を満足させる。
４．個性の慎重を重んじる。
５．音楽実践を重視する。
６．音楽の創造を奨励する。
７．学科の総合を提唱する。
８．民族音楽を高揚する。
９．多文化理解
10．評価構造（メカニズム）を完全なものにする。

３　目標，内容構成の示し方

音楽科の目標については，次に示すように「教科目標」と「学年目標」から示されている。

⑴　教科目標

「音楽の教科目標の設置は，音楽科の価値の実現をよりどころとする。教授および各種の生き生きとした音楽実践活動を通じて，生徒の音楽を愛好する趣向を培い，音楽の感受性と鑑賞力，表現力および創造力を伸長させ，音楽文化の素養を高め，情感体験を豊かにし，高尚な情操を陶冶する。」[9]

そして，この教科目標は，以下の三つの側面（情感態度と価値観，カリキュラムと方法，知識と技能）を含むとしている。

「(一) 情感態度と価値観

１．情感体験を豊富にし，音楽の学習を通じて生活に対する積極的かつ向上的態度を培い，生徒の情感世界に感化および薫陶を受けさせることにより，知らず知らずのうちに感化し，身内の人，他人，人類また一切の好ましい事物への親愛の情を打ち立て，一歩進んで生活に対する積極的かつ向上的な態度，そしてよりよき未来への向上心と追求心を養う。
２．音楽への興味を培い，生涯学習の願望を樹立すること。
３．音楽の審美力を高め，高尚な情操感を陶冶すること。
４．愛国主義と集団主義の精神を培う。
５．芸術を尊重し，多文化を理解する。

（二）カリキュラムと方法

１．体験
２．模倣
３．探究

４．合作（集団意識と協調性）

５．総合

（三）知識と技能

１．音楽の基礎知識

２．音楽の基本技能

３．音楽創作と歴史背景

４．音楽と関連文化」[10)]

⑵　学年目標

次に，学年目標については，小学校は 1～2 年生と 3～6 年生の 2 段階とし，中学校は 7～9 年生の 1 段階とし，全体を三つの段階に分けて示している。そして，各段階の発達特性とそれに則した指導方法を示している[11)]。

（一）1～2 年生

この学年の生徒は，具体的思考を主とするよう十分に注意しなくてはならない。好奇心旺盛で，よく動き，模倣力が強いのが心身の特徴である。児童の自然な声と軽便な肉体をうまく利用する。歌，踊り，絵カード，遊戯などを相互に結合させた総合的方法を用いて，直観教授を行う。音楽教材は，短くて楽しく，具体的で鮮明なものを聞くようにする。

生徒の音楽に対する興味を引き出し，培う。

音楽的感知力（知覚力と感受力）を開発し，音楽的美感を体験させる。

自然に表情豊かに歌唱でき，気軽にその他音楽表現及び即興創造活動に参加できるようにする。

積極的かつ向上的態度と友愛精神を育成する。

（二）3～6 年生

生徒の生活範囲と認知領域が一段と拡張する。体験感受力と創造的活動力の探索が増強する。そこで，生徒の音楽全体の感受性に注意して指導しなければならない。豊富な教授曲目の体裁と形式をとり，器楽演奏及び音楽創造活動の分量を増加させ，生き生きとして活発な教授形式と芸術的魅力をもって生徒をひきつける。

生徒の音楽への興味・関心を保持し，生徒を音楽活動に気軽に参加させる。

音楽の感受性と鑑賞力を養う。

音楽の表現力を養う。

芸術の想像力と創造力を育成する。

積極的かつ向上的態度と友愛精神を育成する。

（三）7～9 年生

形式的芸術実践活動を通じて，音楽の基本技能を強固に高めなくてはならない。音楽鑑賞の範囲を拡大し，さらに音楽の人文教学中に内包融和することを意識する（意識的に音楽的な修養・価値・文化・知恵を教授・学習の中に取り込むこと)。7～9 年生の生徒はまさに変声期に当たっており，歌唱の数量を適切に減らし，声を守ることにも注意しなければならない。

生徒の音楽への興味・関心を増進させ，気軽に音楽活動へ参加させるように注意する。

音楽の感受性と評価鑑賞力を高め，初歩的な良好な音楽鑑賞の習慣を身につけさせる。

音楽の表現力を伸長させる。

豊かな想像力と創造力を高める。

豊かな生活趣向及び積極的かつ向上的態度を培い，集団意識を増進させ，チームワークと協調性を鍛錬すること。

⑶　内容の示し方

次に内容については，領域を感受と鑑賞，表現，創作，音楽と関連文化の四つに分け，それぞれの領域で扱う事項が示されている。そして，各領域の内容の事項に則して学年ごとに指導内容が具体的に示されている。各領域で扱う内容の柱は，次のようになっている[12)]。

1．感受と鑑賞（音楽表現の要素，音楽情緒と情感，音楽様式と形式，音楽ジャンルと種類）

2．表現（演唱〈歌唱と演技〉，演奏，総合的な芸術演出，読譜）

3．創作（音響と音楽の探索　即興創作　創作実践）

4．音楽と関連文化（音楽と社会生活，音楽と姉妹芸術，音楽と芸術外のその他学科）

領域の4「音楽と関連文化」の内容としての柱は，「音楽と社会生活・音楽と姉妹芸術・音楽と芸術外のその他学科」から構成されていて，音楽を他の学科や文化と関連させ指導するようになっている。そして，柱としての「音楽と社会生活」の中では，音楽会や地域社会の音楽活動に参加し，音楽家や民間人の活動を評価するという内容が示されている。

4　内容構成

小学校，中学校の各学年における指導内容を，活動領域に対応させて示すと次のようになっている[13)]。

⑴　音楽科内容構成表

小学校中学校の音楽科内容構成表

領域一　感受と鑑賞			
	1～2学年	3～6学年	7～9学年
音楽表現の要素	自然とか生活の中の各種音声を感受する。自分の声または打楽器でそれらを模倣できるようにする。 歌声をきくとき，それに見合った情緒あるいは身体表現を作り出すことができる 。 子どもの声 ，女声，男声を聞き分けることができる。 楽器の音を感受。打楽器の音色を聴き分けることができ，打楽器で強弱，長短のちがう音を演奏できる。音楽中の強弱，速度	自然界と生活における各種音響に対する好奇心と興味・関心をもち，自分の声もしくは楽器をもってそれを模倣できる。知っている歌曲または楽曲を鼻歌で歌える。あるいは身体で表現できる。 ちがう種類の女声と男声を聞き分けることができる。よく見る中国民族楽器と西洋楽器が分かると共に，その音色を聞き分けることができる。 音楽のリズムとメロディーの過程を感知する。初歩的なリズムの	各種の音響を聴き，探索する興味・関心と願望を持ち，ちがう物を用いてちがう音を探索できるようになる。 歌声，楽器への理解と体験と深める。人の声とよく見かける楽器の分類及び音色の特徴を説明できる。 強弱，速度，音色，リズム，メロディーと音など音楽表現の要素の過程を感知して，その音楽表現の作用を理解及び評価できる。 音楽のしくみを感知し，聴いた音

	の変化を感受し表現できる。	ちがいを識別し，メロディーの高低，速い遅い，強弱を聞き分けることができる。 音楽の主題，フレーズ，段落の変化を感知すると共に，身体もしくは曲線，色彩を運用してそれと見合った反応ができる。	楽のちがった段落の対比及び変化について簡単に記述できる。
音楽の情緒と情感	情緒の違う音楽を体験し，自然と流露するそれにふさわしい表情あるいはポーズをもって反応ができる。 体験と合わせて音楽の情緒と同じもしくは違いについて言える。	情緒のちがう音楽を聞き分け，言語でもって簡単に表現できる。 音楽の情緒の変化を体験すると共に簡単に述べることができる。	主体的に音楽の表現するところの情感を体験すると共に，音楽表情の専門用語を運用して表現することができる。 音楽情感の発展・変化を感知し，簡潔に述べること，もしくは多様な形式をもって表現できる。
音楽様式と形式	わらべうた，童謡，行進曲や舞曲を聴いて， まねて歌い，きいた音を打楽器で表現すること，行進曲や舞曲に合わせて歩いたり，踊ったりすることができること。 独唱，斉唱，斉奏を区別できること。	少年子どもの歌，賛歌，余情歌曲，叙事歌曲，芸術歌曲，通俗歌曲等各種様式と種類の歌曲を聴き，歌曲に合わせて小声でハミングもしくは黙唱できる。 様式と種類の器楽曲を聴き，リズムあるいは打楽器を通じて，きいたところの音楽に反応する。 斉唱と合唱，斉奏と合奏を区別できること。 小型の音楽様式と形式の初歩的識別ができ，音楽の主題をきいて各学年ごとに 2～4 曲の曲名を言える。	大合唱，組曲，室内楽，協奏曲，交響曲，歌劇，舞踊劇，音楽及びその他様式の歌曲と楽曲，あわせて各種形式を用いて，きいたところの音楽に対して表現する。 様式と形式のちがった音楽を鑑賞し，音楽の主題をきいて各学年ごとに 2～4 曲の曲名を言える。
音楽のジャンルと種類	国家，地域，民族のちがうわらべうた，童謡及び小型楽器の曲あるいは楽曲の 部分，初歩的なちがった風格のものを感受する。	中国の民族民間音楽を聴いて，いくつかの代表的な地域と民族の民謡，民間歌舞，民間器楽曲と劇曲，曲芸音楽等を知り，それらの風格のちがいを理解する。 世界各国の民族民間音楽をきき，いくつかの国家と民族音楽の風格のちがいを感受する。	中国の民族民間音楽をきいて，いくつかの代表的な地域と民族の民謡，民間歌舞，民間器楽曲と劇曲，曲芸音楽等を知り，それらの風格のちがいを理解する。 世界各国の民族民間音楽をきき，いくつかの国家と民族音楽の風格のちがいを感受する。

領域二　表現

	1～2 学年	3～6 学年	7～9 学年
演唱	各種歌唱活動に参加する。 歌唱の正しい姿勢を知る。指揮の動作及び伴奏にあわせることができる。 自然な声でリズムとメロディーに合わせて，表情豊かに独唱もしくは斉唱ができる。 強弱，速度のちがいを用いて歌曲の情緒を表現できる。 各学年ごとに4～6曲の歌曲を覚えて歌える。	楽しく各種歌唱活動に参加する。 歌唱の正しい姿勢及び呼吸法を知ると共に，歌を歌う実践において次第に習得し，それを運用ができるようになること。指揮の動作及び前奏に適切にあわせられる。 自然な声で正確にリズムとメロディーに合わせて表情豊かに独唱あるいは斉唱，合唱に参加できる。 自分と人の歌唱に対して，簡単な評価ができる。 各学年ごとに 4～6 曲の歌曲を覚えて歌える。	主体的に各種歌唱活動に参加し，良好な歌唱習慣を身につける。 自信をもって表情豊かに歌曲を歌える。積極的に斉唱，輪唱及び合唱に参加すると共に指揮の静止，表現等に対し正確に反応できる。 変声期の生徒は，のどを守る知識を理解し，のどを保護する方法が分かる。 歌曲の特徴と風格を簡単に分析し，歌曲の情緒と境地が表現できる。 自分，他人，集団の歌唱に対して簡単な評価できる。 各学年ごとに 3～5 曲の歌曲を覚えて歌える。
演奏	よく見かける打楽器を学習する。 打楽器あるいはその他の音源による合奏，あるいは歌曲のための伴奏ができる。	楽しく各種演奏活動に参加できる。 授業用の楽器の演奏方法を学習し，歌曲，楽曲の表現に参加する。 適切な演奏方法を選択して，楽曲の情緒を表現すると共に，自分と他人の演奏に対して簡単な批評を行う。 各学年ごとに 2～3 曲の楽曲が演奏できる。	主体的に各種演奏活動に参加し，良好な演奏習慣を身につける。 適切な演奏方法を選択して楽曲の情緒を表現できる。 自分，他人もしくは集団の演奏に対して評価を行える。 各学年ごとに 2～3 曲の楽曲を演奏できる。
総合的な芸術表現	総合的な芸術表現活動に参加することができる。 歌曲，楽曲に合った身体動作ができる。 リズム，集団舞踊，音楽遊戯，歌演出等の活動を他の人と協力してできる。	主体的に総合的な芸術表現活動に参加すると共に，その中で楽しさを享有する。 筋のある音楽表現活動の中で一つの役柄を担当する。 自分，他人の表現活動に対して簡単な批評が行える。	自信をもって表情豊かに総合的な芸術表現活動に参加できる。 学んだところの歌曲，楽曲を結合させて，簡単な表現情景あるいは形体動作をつくり出せる。 簡単な歌劇，劇曲，曲芸の部分の表現を学習すると共に，自分及び他人の表現に対して評価ができる。

読譜	簡単なリズム符号が分かる。 声，言葉，身体動作をもって簡単なリズムを表現できる。 ドレミファ音階を用いて簡単な音符をまねて歌える。	すでに学んだところの歌曲を楽譜で歌える。 学んだところの歌曲の音名，音符，休止符及びいくつかの音楽記号が分かり，実際の音と結合できる。 簡単な楽譜を読みとれる。	知っている歌曲，楽曲を楽譜で歌える。 ピアノまたはテープに合わせて，楽譜を見て歌える。 楽譜の理解及び運用能力を強固に高める。
領域三　創作			
	1～2 学年	3～6 学年	7～9 学年
音響と音楽の探索	人の声，楽器の音及びその他音源の材料を運用して自然界または生活の中の音を模倣する。 打楽器あるいは自分で探してきた音源を用いて，音の強弱，音色，長短及び高低を探索する。	自分で簡単な楽器がつくれる。 人の声，楽器の音及びその他音源の材料を運用して自然界または生活の中の音を表現できる。	人の声，楽器の音あるいはその他音源素材を運用して一定の情景を表現できる。 自分あるいは他人の声に対して探索活動をして評価を行う。
即興創造	四字熟語，短い句，詩歌及び歌詞などをリズム，速度，強弱のちがい等を用いて表現できる。 歌唱あるいは音楽をきいて即興的な動作ができる。 授業中よく使われている楽器あるいはその他音源を用いて音楽物語や音楽遊戯に即興的に合わせられる。	歌曲の情緒に一致したリズムや舞踊を即興的に創編すると共に，表現に参加できる。 各種音源及び音楽表現の形式をもって，音楽物語，音楽遊戯を即興的に創編すると共に表現に参加できる。	生活上の短い語句あるいは詩の短い句を即興的に歌える。 歌曲，楽曲の内容及び情緒に基づいて，即興的に創作活動ができる。
創作実践	線，色，図形を運用して音または音楽を記録する。 人の声，楽器あるいはその他音源を運用して，1～2 小節のリズムあるいはメロディーを創作できる。	2～4 小節のリズム短句を創作できる。 2～4 小節のメロディーを創作できる。 コンピューターで音楽の創作を試みる。（注：その条件のある地域では選択する。）	独立あるいは人と創作して 8 小節くらいの短句を創作できる。 歌曲のために前奏あるいは間奏を選んで編集する。 コンピューターで音楽の創作を試みる。（注：その条件のある地域では選択する。）
領域四　音楽と関連文化			
	1～2 学年	3～6 学年	7～9 学年
音楽と社	生活の中の音楽を感受し，楽しく他の人と共同して音楽活動に参加する。 ラジオ，テレビ，テープ，CD 等	日常生活の中の音楽に関心をもつ。 ラジオ，テレビ，テープ，CD 等の放送メディアの中から音楽の素	音楽に関心をもつ習慣を養い，音楽の社会生活における作用について実例を用いて説明できる。 放送メディアからの音楽をきい

会生活	の放送メディアを通じて音楽を鑑賞する。 コミュニティーまたは村落の音楽活動に参加する。	材を収集すると共に，よく聴くことを好む。 主体的にコミュニティーまたは村落の音楽活動に参加すると共に，他の人と音楽交流ができる。 音楽会や現地民俗活動の音楽表現を楽しくきける。	て音楽情報を理解し，蓄積することを好みできる。クラスメイト達と収集した音楽素材を交換し合い，音楽感受の交流ができる。 音楽会に出席したり，コミュニティーの音楽活動に参加する過程において，音楽家や民間芸人の活動を観察し理解するとともに自分なりの評価ができる。
音楽と姉妹芸術	音楽のリズムに合った簡単な形体動作ができる。 簡明な表現動作で音楽情緒が表現できる。 色あるいは線を用いて音楽の共通とちがいを表現できる。	戯劇，舞踊等の芸術表現形式にふれ理解し，音楽のその中における作用を認識する。 知っているところの映画，テレビドラマ等を結合して，音楽のその中における作用を簡単に描き述べることができる。	芸術作品を通じて，聴覚芸術と視覚芸術の表現素材と表現特徴方面の共通と相異について比較する。知っているところの映画，テレビドラマ等を結合して，音楽背景または主題音楽についての理解を記述できる。 総合的な芸術表現手段を用いて，学級での文芸活動の創意と設計を行う。
音楽と芸術以外のその他学科	音と日常生活現象及び自然現象との関係について理解する。 リズム，メロディー，情緒のちがう音楽にあった簡単な韻律体操をする。	わらべうた，童話物語あるいは詩の朗読に合わせて適切なバックミュージックを選択して用いる。 いくつかの歴史時代，地域や国家の代表的なわらべうたを知る。	音楽の情緒への影響を知り，適切な音楽をもって自我の調整ができる。 音芸術と語言芸術の関係を知り，適切な音楽（BGM）を選択して，詩詞，散文の境地をひきたたせることができる。 学んだところの社会科学及び自然科学の知識を結合し，音楽作品に対する理解を深め，中国と世界のその他のいくつかの国の代表的な歌曲または楽曲及び関連する風土や人情について理解する。

⑵ 音楽科実施のための注意事項と方針

以上の指導内容を実際に実施するための注意事項として，以下に示すように，ア，教授のための注意事項，イ，評価のための注意事項，ウ，カリキュラム資源の開発と利用，エ，教材編集についての注意事項と方針の 4 項目が述べられている。

ア．教授のための注意事項と方針 [14)]

ここでは第 1 に，教授における注意しなければならない幾つかの問題として，次の 6 点が述べられている。

１．聴覚芸術の感知方法に従って，音楽教科の特徴を明確に出すこと。
２．音楽教授の各領域間の有機的関係に注意すること。
３．全生徒に向けて，その人に適した教育を実施すことに注意すること。
４．平等で共に活動する教師と生徒の関係を作ること。
５．現代教育の技術手段を運用すること。
６．『標準』は，その土地に適した方法で実施すること。

第２に，教授内容として，次の五つを提示することの必要が述べられている。
１．感受と鑑賞
２．演唱
３．演奏
４．読譜
５．創造

イ．評価のための注意事項と方針 [15)]

ここでは第１に，音楽科評価の原則として，次の４点があげられている。
１．導向的原則（評価することによって音楽的な潜在能力の発揮させ，自信を持てるように導く。）
２．科学的原則
３．全体的原則
４．可操作的原則（評価の明瞭さ簡易さを高め，それによって評価の方針を普及する。）

第２に，評価内容として，次の三つが対象とされることが述べられている。
１．生徒
２．教師
３．カリキュラムの管理と発展

第３に，評価の方法として，次の３点があげられている。
１．形成的評価と総括的評価の結合
２．特質の記述評価と量的評価の結合
３．自己評価，相互評価及び他者評価の結合

ウ．カリキュラム資源の開発と利用 [16)]

ここでは音楽科のカリキュラムの扱い等について,次の七つの視点から述べられている。
１．『標準』とこれに基づいた編集された教材は音楽科の最重要な基本資源である。
２．国家，地方，学校それぞれの３段階のカリキュラム管理を実行し，国のカリキュラム以外にも地方及び学校が自主開発したカリキュラムも一定の比率を占めるべきである。
３．音楽教授施設は，カリキュラム目標の実現を保証すべきである。
４．学校放送室，テレビ室，端末室は，音楽教育の一つの重要な資源であり，キャンパス精神文化を建設する窓口の一つである。
５．生徒の課外芸術活動は音楽カリキュラム資源の重要な部分をなすものであり，音楽教師はこれの任務と責任をもつ。
６．学校外各種音楽カリキュラム資源の開発及び利用。その地域民族民間音楽資源を上

手に音楽教授において運用し，生徒が小さい時から民族音楽文化の薫陶を受けるようにさせる。

7．積極的に現代の情報技術を開発及び利用し，インターネットを利用してカリキュラムの資源を交流するべきである。

エ．教材編集についての注意事項と方針 [17)]

ここではまず教材編集の前提として，教材編集は『標準』を依拠とすることと，音楽教材は生徒用の教科書，教師用参考書及びこれに合わせて編集された音響教材を含むものであることを述べた後，

第1に，教材編集の原則について，次の6点から述べられている。

1．教育的原則
2．生徒中心の原則
3．科学的原則
4．実践的原則
5．総合的原則
6．開放的原則

そして，『標準』に基づいて編集した教材が教材総量の80～85%を，その他15～20%を地方教材及び学校教材に当てるとし，教材に地方のものを入れてもよいことが述べられている。

第2に，教材内容編集の方針として，次の4点があげられている。

1．教材に選択したところの曲目の中にあって，民族伝統音楽，専門的創作性をもつクラッシック作品，優秀な新しい作品等は，いずれも一定の比率を占めるべきである。
2．音楽基礎知識と基本技能の教授内容は，有機的に音楽活動の中に浸透する必要がある。音響教材には模範演唱，歌曲伴奏，鑑賞曲，実践範例及び教師が選択できる一定数量の予備楽曲を含むべきである。
3．選択するところの教材の難易度，分量は適度にすること。
4．教師用参考書は，教授目標，教材分析，教授建議及び関連参考書目録を含むべきである。

第3に，教材に現れる形式の方針として，次の3点があげられている。

1．生徒用教科書には，豊富で生き生きとして活発な図と文が必要である。文字は簡単明瞭で，趣向が豊かで読みやすいものがよい。
2．教師用参考書は，文字による表述の教師用の本以外にいろいろな媒体の教授補助ソフトの開発を強く提唱すること。
3．音響教材は，教科書の選曲にぴったりと合ったものでなくてはならない。それと共に，いろいろな形式のものを用いる（例えば，カセットテープ，ビデオテープ，VCD等）。演唱，演奏と録音効果は，規範性を備えたものであること。

5　我が国と比較した特色

⑴　教育課程は，小学校，中学校とも徳育・知育・体育・美育・労育の内容から編成され，音楽科はこの中の美育（音楽・美術・映画及び舞踊）の一つの教科として位置付けられている。

⑵　内容の示し方として，まず例えば「感受と鑑賞」というように領域を示し，次に，その領域の内容として例えばこの「感受と鑑賞」であれば，「音楽表現の要素・音楽の情緒と情感・音楽様式と形式・音楽のジャンルと種類」というように内容としての柱を示し，そして，この柱に則して各学年ごとに指導内容が発展的に示されている。
⑶　「音楽と関連文化」の中の内容，「音楽と芸術以外のその他学科」の柱では，音楽芸術と言語芸術の関係を知ることや音楽作品を社会科や自然科学の知識と結びつけて理解することなどが内容として示され，音楽を他の学科や文化と関連させ見ることで総合的に理解するような内容となっている。

（西園　芳信，董　芳胜）

＜注＞

１）顧明遠主編『教育大辞典・1』上海教育出版社，1990，p.282

２）中国の教育課程について，「教学大綱」から「課程標準」への転換の理由として，国の教育方針（《中共中央国務院関于深化教育改革全面推進素質教育的決定》[中発 1999 年 9 号]，《国務院関于基礎教育改革与発展的決定》[国発 2001 年 21 号]）の転換があったからである。この転換の理由について，理論的に述べているものは，中国の教育雑誌『教育発展研究』(2002 年第 4 期，李建平著）に掲載された「从教学大綱走向課程標準」の論文である。そこではこの転換の理由について，以下の 6 点から論じている。(以下その箇所をそのまま訳す。)

１．国家課程標準の表している特徴は，未来の国民の素質の目標と要求を規定している。
２．「知識と技能」，「過程と方法」，「情感態度と価値観」という三つの側面が一体となっている課程の目標を確立し，「素質教育」の理念を課程標準の中に表す。
３．教科中心の教育方式を打破し，生涯発展に必要な基礎知識と基本技能を精選する。
　例：歴史の「課程標準」では，「主題的な方式で，歴史発展の脈絡を具体的に感受し，歴史の知識を獲得する」と強調している。これは以前の知識暗記の方式を変えている。
４．学生（生徒・子ども）の学習方式を変え，学習の過程と方法を強調する。
　例：「教学大綱」では，知識の理解と応用を規定しているのに対し，「課程標準」では，「何か体験したか・何を感受したか」等を強調している。
５．評価と注意事項は指導性と操作性をより一層高め，多種多様な評価方法の取り入れを望み，学生の発展（成長）を促進する。
６．目標と要求を統一し，選択できる教学の設計モデルを多く提供する。
　例：国語の「課程標準」では，1～2 学年の常用漢字 1600～1800 字，7～9 学年の常用漢字 3500 字というように規定しているが，これは，以前の各学年ごとに文字数を定める「教学大綱」よりも，授業の柔軟性が表れ，教科書への依頼性が薄くなる。

さらに，本論文では，2003 年まで学校の全ての教科は義務教育の 9 年間の試用期間

であることを述べている。したがって，この期間中，各教科の指導基準は，以前の各教科の「教学大綱」を参考にしながら，現在の「課程標準」を準じると述べている。このことについては，さらに以下の中国の教育部（文部科学省）の通知で確認した。

A. 教育部办公庁関于貫徹《関于推進素質教育調整中小学教育教学内容，加强教学过程管理的意見》(教基［1998］ 1号)
B. 教育部関与印発初級中学物理，化学，生物，歴史，地理等五科教学大綱（試用修訂版）的通知 （2000年8月23日） 教基［2000］ 29号
C. 教育部関与印発義務教育階段体育与健康，音楽，美術三科教学大綱（試用修訂版）的通知 （2000年11月1日） 教体芸［2000］6号
D. 教育部関于全国使用《全日制普通高級中学課程計画（試験修訂稿)》和各学科教学大綱（試験修訂版）的通知 （2001年1月20日） 教基函[2001］3号
E. 教育部関于印発《基礎教育課程改革綱要（試行)》的通知 （2001年6月8日） 教基[2001］17号

以上の五つの教育部の通知(特にE通知)によると，1999年第4期から各教科の「教学大綱」を修訂し，2003年秋の新学期までに使用されるこの（試用修訂版）の「教学大綱」をつくったこととなる。そうだとすると，中国の多くの地方では，現時点で「教学大綱」(試用修訂版)を使っていると伺える。この(試用修訂版)の「教学大綱」は，「課程標準」への橋かけのような役割を果たし，最終的に国が望んでいるような「課程標準」へと転化していくものと理解される。そこで，教育現場では，現在この「教学大綱」(試用修訂版）と「課程標準」のどちらを基準にしているか，広東省の小学校の教師に確認した。彼らによると，経済が発展している沿岸の地区，例えば，広東省と上海市では，既に「課程標準」を使用しているのが現状であるという。したがって，中国の現在の教育は，「教学大綱」から「課程標準」へ移行する時期と言えよう。

3）唐寅「中国教育体制改革における権限分担変容の一考察」『九州大学教育学部紀要』（教育学部門)，第38集，1992年，pp.47～59
4）教育部関于印発《基礎教育課程改革綱要（試行)》的通知 （2001年6月8日） 教基[2001］17号
5）教育部関与印発義務教育階段体育与健康，音楽，美術三科教学大綱（試用修訂版）的通知 （2000年11月1日） 教体芸［2000］6号
6）中華人民共和国国家教育委員会（当時，現在教育部)『九年義務教育全日制普通小学音楽教学大綱（試用)』人民教育出版社，1992
7）中華人民共和国教育部制訂『全日制義務教育 音楽課程標準（実験稿)』人民教育出版社，2002，pp.1～2
8）同上（前掲)，pp.3～4
9）同上（前掲)，p.6
10）同上（前掲)，p.5
11）同上（前掲)，pp.8～9
12）同上（前掲)，p.10
13）同上（前掲)，pp.11～21

14）同上（前掲），pp.22～25
15）同上（前掲），pp.25～27
16）同上（前掲），pp.27～28
17）同上（前掲），pp.29～30

＜参考文献＞

1）王炳照他編『簡明中国教育史』北京師範大学出版社，1990，（1987，初版）
2）陳逖先・紀芝信主編『中国農村教育体制改革研究』人民教育出版社，1998
3）朱永新・徐亜東主編『中国教育家展望 21 世紀』山西教育出版社，1999
4）郝克明主編『面向 21 世紀我的教育観』総合巻，広東教育出版社，2000，（1999，初版）

韓　　国

１　韓国の学校教育制度及び教育課程の基準概要

⑴　学校教育制度の概要

韓国の教育，教育制度はきわめて日本に類似している。35年におよぶ日本の統治（1910-45）や大戦後のアメリカの影響を考えれば当然のことかもしれない。しかし，教育制度改革のプロセスは日本とかなり違っている。例えば，日本がアメリカの学校教育制度にならって6-3-3-4制を導入した（1947 学校教育法）のに対し，韓国は1949年に教育法を公布，これによって学校制度を小学校6年，中学校4年，高等学校2-4年（2年と4年の二つのコース），大学4年という6-4-2(4)-4制とした[1)]。それが翌年の1950年には早くも修正され，高等学校が3年に統一され，師範学校についても2年が3年に延長されている。あまりに早い修正だが，1951にはさらに修正がおこなわれ，中学校が4年から3年に短縮された。結果的に，6-4-2-4制は実現されぬまま6-3-3-4年制に移行したということになる。そういう意味では，大戦後の韓国の教育は日本と同じような制度をとったと言ってもよいだろう。ただし，教員養成の高等教育に関して言えば，2（3）年制の師範学校が4年制の教員養成大学となるのは1981以降のことであり，また，義務教育制度は1984まで初等教育の6年間とされた。1984年以降は中学校3年間を含めた9年間が義務教育であるが，農・漁業地域を除いて中学校は有料である。現在の韓国の学校制度（段階システム）を表1に示す。

日本では近年急速に6-3-3-4年制の見直しがおこなわれるようになり，私立学校だけでなく，公立校でも中学校と高校を一緒にした中高一貫教育制度，さらには小学校をも含めた小中高一貫教育制度を導入しようとの試みが進んでいる。韓国の場合，制度改革が具体的に動きだしているわけではないが，しかし，教育・人材開発省は単線型の6-3-3-4制度が現代の状況に合わなくなっていると表明し，複線型学校制度への改革を唱えている[2)]。実際，英才児にのみ認められた小学校での5歳入学や，飛び級制度は1996年に始まり，その後急速に拡大してきている。6-3-3-4年制という韓国の単線型学校制度も近い将来複線型に向けて改革がなされることだろう。

⑵　教育課程の基準の概要

韓国には日本の「文部（科学）省学習指導要領」にあたる「教育省教育課程」があり，1945年の大韓民国建国以来7回の改訂がおこなわれてきた。現行の第7次教育課程は1997年に公布され，2000年から学年を追って順次実施されている[3)]。前回第6次の改訂では「教育の民主化と地域化」の推進が打ち出されたが，第7次改訂はこの方向をとされる。つまり，国の示す教育課程をできるだけ柔軟にし，それぞれの地域，個別の学校が特色を活かし，状況に応じた独自の教育課程を実施できるように配慮した，ということである。しかし，後述するように第7次教育課程に盛りこまれた内容自体は日本の学習指導要領と比較した場合必ずしも簡素とは言えず，かなり具体的で細かい指定がなされている。表2は，小学校から高校までの教育課程の概要を示す一覧表である。

表１　韓国の学校系統図

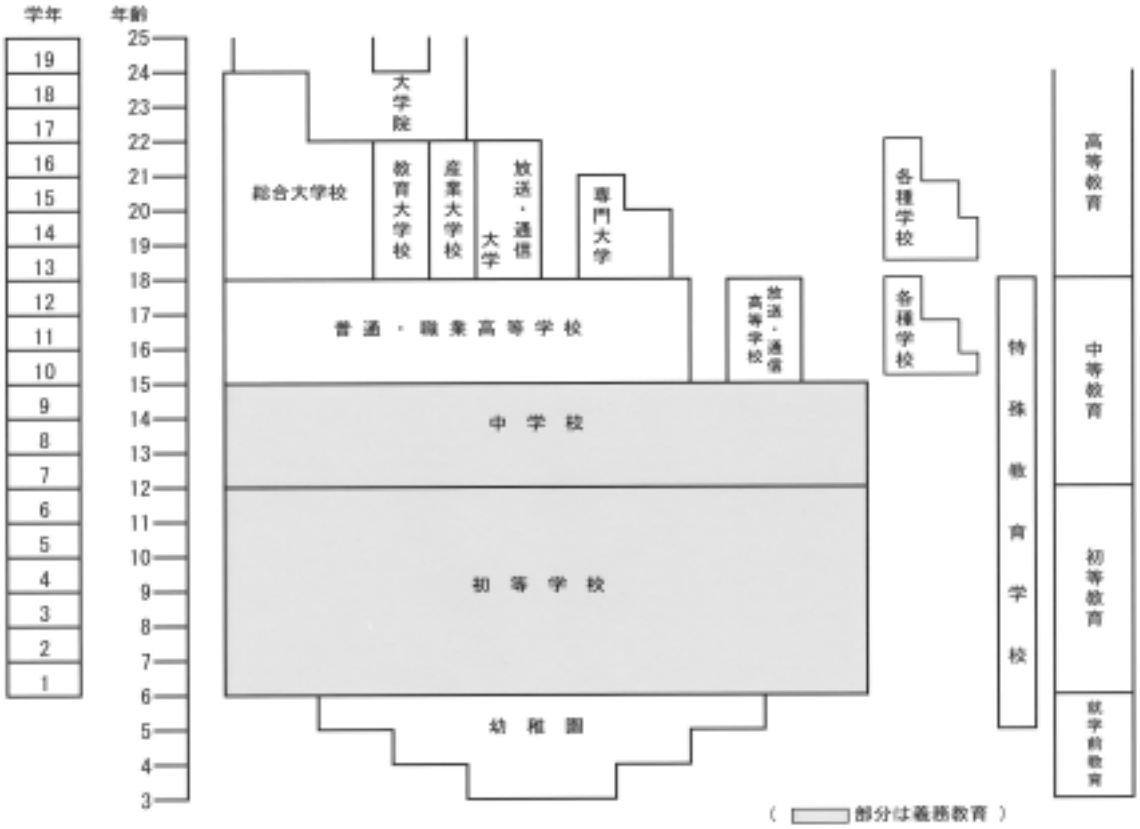

文部科学省生涯学習政策局調査企画課，『諸外国の初等中等教育』，平成14年1月より

表2　第7次教育課程：教科名と授業時数[4)]

学年 / 学科	小学校						中学校			高等学校	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
国語	国語		7	6	6	6	5	4	4	4	
道徳	7	7	1	1	1	3	2	2	1	1	
社会	正しい生活		3	3	3	4	3	3	4	5	
数学	2	2	4	4	4	3	4	4	3	4	選
理科	数学		3	3	3	2	3	4	4	2	択
技術家庭	4	4			2	3	2	3	3	3	
体育	賢い生活		3	3	3	2	3	3	2	2	科
音楽	3	3	2	2	2	2	2	1	1	2	目
美術	楽しい生活		2	2	2	2	1	1	2	2	
英語	6	6	1	1	2	2	3	3	4	4	
学校裁量	2	2	2	2	2	2	4	4	4	6	
課外活動	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	4
合計	25	25	29	25	32	32	34	34	34	36	36

表の中の数字は週当たりの授業コマ数を示す。一コマの時間は小学校が40分，中学校が45分，高等学校が50分である。韓国の労働日数は週5日に移行しつつあるが，学校に関しては6日制で，土曜を休日とする週5日制度の導入は現在のところ（2003年の時点において）計画されていない。日本の教育課程と比べて注目されるのは，まず第1に英語が小学校3年から正規の教科として導入されていることだろう。日本でも英語科を小学校に導入しようとしているが，この点では韓国の方が一歩先んじたことになる。

韓国の教育課程で次に注目されるのは，小学校1－2年に置かれた統合教科である。国語と算数（数学）以外の伝統的な教科はこれを排し，代わりに3種類の＜生活＞教科，すなわち，「正しい生活」，「賢い生活」，「楽しい生活」という統合教科としている。統合教科への思い切った改革は前回第6次教育課程の改訂（1995）で示されたものであるが，第7次改訂でもそのまま踏襲された。また，上記の表には示されていないが，小学校1年次に関しては「私は一年生」という授業科目も設定されており，低学年における総合的な学習という方針が明確に示されていると言えよう。

この他第7次教育課程で注目されるのは，学科名の中に「学校裁量」という枠組を設けていることである。これは，各学校の自由裁量であり，地域の実情に応じて教育科目を設定することができる。たとえば，地域の伝統文化をテーマとしたり，英語や数学など特定分野をより深く追及するように授業科目を増やすこともできるわけである。地域，学校，生徒の自主性，自律的な教育を促進させたい，という第7次教育課程改訂の方針を具体的に示すものと言えよう。

２　音楽科の教育課程における位置付け

⑴　「楽しい生活」における音楽

前節で述べたように韓国では第6次教育課程以降，音楽科が教科として位置づけられているのは小学校3年以降である。しかし，1-2年次に音楽の学習がないわけではない。音楽は美術や，体育など他の教科と一緒に主として「楽しい生活」という統合教科の中で取り扱われる。教科統合のキーワードになっているのは「生活」である。「楽しい生活」における音楽の学習は生徒の日常生活に関連づけておこなわれる。例えば，生徒が毎日通学する道路をテーマとする。通学路を横断するには信号に従わなければならない。そこで，信号の色彩とその意味，ルールを学び，学んだことと関連づけながら「道路横断の唄（Crossing Roads)」を歌う[5)]。こうした「楽しい生活」における音楽の扱い方は，音楽性や音楽表現力の発達という視点から見た場合には問題が少なくない。逆に，地域や学校のカリキュラムによっては音楽教育が前面にでてしまい，読譜という音楽科固有の指導内容が組み込まれた「楽しい生活」というものもある[6)]。いずれにしても，合科授業の伝統的な問題であると同時に，運用，実施上の問題として改善策が模索されている。

⑵　音楽科の性格と目標

韓国では音楽中心教科は小学校3学年から高等学校1年に配置される。小学校1-2年は前述したように「楽しい生活」であり，また高等学校2-3年は選択教科で「音楽と生活」という統合的な教科となるからである。音楽科という場合にはこの「音楽中心教科」を指す。

ア）音楽科の性格

第7次音楽科教育課程[7)]には各学校に共通した「音楽科の性格」が次のように述べられて

いる。

音楽科教育の目的は，生徒の音楽的な潜在力と創意性を啓発し，音楽をとおして自分の感情と考えを表現し，豊かな情操を養い，そうすることによって人生の質を高める全人教育を目指すことにある。音楽科は，歴史的，社会的，文化的な脈絡の中で音楽を理解・愛好し，享受する態度を育てる。多様な楽曲を体験して音楽の概念を理解し，歌唱，器楽，創作，鑑賞の音楽活動を通して創意的な表現と思考力を培い，音楽に対する審美的な眼目と価値観をも育成する。それとともに我が国の音楽文化遺産を比較してその特質と価値を理解し，これをもとに我が音楽文化を継承・発展させ新しい音楽文化創達に寄与する。

学校別の音楽科の目的は以下のとおりである。

初等学校音楽科は，基礎的な音楽概念の理解，多様な音楽活動の経験，音楽に対する興味と楽しく参加する態度を培うことに重点を置く。理解と活動の領域は統合的に運営して音楽活動を通じて音楽概念を理解し，創意的な思考力と表現力を培うようにする。

中学校音楽科は初等学校で扱われる基礎的な音楽概念を基にこれをさらに深化させ，音楽概念に対するいっそうの理解と多様な楽曲と音楽活動をとおして創意的に表現できるような能力を啓発することに重点を置く。また，音楽生活に積極的に参加して音楽に対する愛好心と肯定的な態度を身につけるようにする。

高等学校音楽科は，多様な楽曲と音楽活動を通じて音楽性と創意性を養い，豊富な音楽的感受性と望ましい価値観を培うことに重点を置く。また，多様な時代と文化圏の音楽を聴き，演奏，分析し，日常生活の中で音楽の役割と価値を理解して音楽を生活化させる。

上記の内容からも明らかなように,「音楽科の性格」の項目の中身は「音楽科の目的」という表現になっている。注目されるのは,「音楽概念」（音楽構成要素）という用語が繰り返し使われ，この概念の理解が「音楽科の目的」の主要な一つとなっていることである。後述するように，第7次音楽教育課程においては「音楽概念の理解」が教育内容の根幹をなすものとして位置づけられている。

イ）音楽科の目標

「音楽科の性格」に引き続いて「音楽科の目標」が設定されているが，ここでは総括目標と三つの下位目標が以下のように記述されている。

多様な楽曲の理解と音楽活動を通して音楽性と創意性を培い，音楽情操を豊かにする。

ア）音楽の構成要素を理解する。

イ）歌唱，器楽，創作，鑑賞活動を通して，音楽性と創意性を培う。

ウ）音楽の役割と価値を理解して，音楽を日常的に生活化する態度を養う。

第7次音楽教育課程の解説書[8)]によるとこの下位目標は次のように説明されている。

三つの下位目標の中で，第一目標（ア）は，音楽を構成する要素，すなわち，音楽で大切に使う基本的な概念を理解させることである。基本概念はリズム，旋律，和声，形式，速度，強弱，音色であり，これらは音楽を形成する基本構造である。このような概念は初等学校3年生に基本的な内容であり，高等学校の生徒にも重要な学習要素となる。ただし，初等学校においては，これら概念に関わる基礎的内容が望ましい。

第二目標（イ）は，多様な活動を通して音楽性と創造性の啓発に関連するものである。音楽性と創造性は多様な内容であり，意味ある活動を通して啓発する。したがって，多様な音楽活動を通した音楽経験は音楽科授業の中核である。多様な時代と文化の音楽を聴き，楽器や声を通して，音楽を創造的に表現したり，自分の音楽的アイディアをもち，音楽を創り，音楽を感じるようになること。また，音楽を聴きながら，音楽的内容を分析したり，議論するなどの学習過程を通して，生徒自ら問題意識を抱き，実践的，創造的，且つ一貫性ある方法でこれを解決できるような能力を育成することである。

第三目標は，音楽学習の情意的領域の目標に関するものであり，児童が音楽に対する積極的な態度と興味をみせることである。音楽は人間の情緒と社会生活に貢献する多様な役割と価値を認識するように支援しなければならない。日常生活において音楽はどのように用いられているか，それを自ら探ること，そして個人的に音楽を活用できるような能力を育てることが必要である。

以上が，音楽科の教科としての性格付け，目的，目標である。次にこうした教科とその目標がどのように具体的な教育内容として描かれているかを見ていこう。

3　音楽科の領域と教育内容

⑴　教育内容選定の方針

韓国の音楽教育課程で示されている「領域」は二つに大別され，「理解」と「活動」となっている。この区分はかなり独特であり，具体的に項目を検討してゆかないとわかりにくい。日本の現行学習指導要領も領域が二つに大別されているが，この場合は「表現」と「鑑賞」であり，字義どおり解釈すれば大要はつかめる。韓国の領域区分の「理解」とは音楽の聴取とか鑑賞を意味するような概念ではない。「鑑賞」は演奏や作曲などとともに音楽「活動」領域の一分野として位置付けられているのである。第7次韓国音楽教育課程では音楽科の内容が次のように分類して示されている。

理解：リズム，旋律，和声，形式，強弱，速度，音色
活動：歌唱，器楽，創作，鑑賞

これからも明らかなように「理解」とは「音楽概念」（音楽の構成要素）の理解である。「理解」，「活動」のそれぞれの具体的な内容については，ともに2年単位の内容体系と各学年単位のものの2種類が示されている。小学校（第3学年）から高等学校（10学年）までの「理解」は次のような内容体系である。

ア　内容体系

区　分		初等学校		中学校	高等学校
		3，4学年	5，6学年	7，8，9学年	10　学年
理解	リズム	・2,3,4拍子 ・基本長短 ・単純なリズム形	・変拍子 ・変形長短 ・色々なリズム形	・混合拍子 ・色々な長短 ・リズム形の変化	・類似拍子 ・色々な長短 ・リズム形の発展と変化
	旋律	・旋律の流れ ・長調 ・民謡音階 ・シキムセ[9)]	・旋律の構成 ・短調 ・民謡音階 ・シキムセ	・音階による旋律の構成 ・色々な調 ・民謡音階 ・シキムセ	・音階による旋律の構成と色々な形態 ・色々な音階 ・民謡音階 ・シキムセ
	和声	・2声部の調和 ・長調の主要3和音 ・和音の変化	・3声部の調和・短調の主要3和音，長調・短調V7和音 ・和音変化	・色々な声部の調和 ・色々な調の主要3和音，V7和音 ・和音進行	・声部の組織 ・色々な調の3和音，V7和音 ・和音進行
	形式	・同じ旋律，異なる旋律 ・簡単な楽曲の形式	・類似旋律 ・多様な楽曲の形式	・旋律の変化 ・多様な時代の文化圏の楽曲形式	・旋律の発展と変化 ・多様な時代，文化圏の楽曲形式
	強弱	・強く，弱く	・だんだん強く，だんだん弱く	・楽曲の流れに影響を与える強弱の変化	・楽曲の流れに影響を与える強弱の変化
	速さ	・速く，遅く	・だんだん速く，だんだん遅く	・楽曲の流れに影響を与える速さの変化	・楽曲の流れに影響を与える速さの変化
	音色	・声 ・楽器の音	・声 ・楽器の音	・色々な唱法による楽器の音 ・色々な奏法による楽器の音	・色々な唱法による声と音質の変化 ・色々な奏法による楽器の音と音質の変化

「理解」の内容に基づく「活動」領域は次のようになっている。

区　分		初等学校		中学校	高等学校
		3，4学年	5，6学年	7，8，9学年	10　学年
活動	歌唱	・正しい姿勢，呼吸で歌う ・聴いて歌う ・リズムと旋律を見て歌う	・正しい姿勢，呼吸，正確な発音，自然な発声で歌う ・聴いて歌う ・基礎的な音楽要素を	・正しい姿勢，呼吸，正確な発音，無理ない発声で歌う ・聴いて歌う ・音楽の要素を理解	・正しい姿勢，呼吸，正確な発音，豊かな発声歌う ・聴いて歌う ・楽曲の特徴を理解し

		・楽曲の特徴を活かして歌う ・覚えて歌う ・指揮に合わせて独唱，斉唱，合唱すること ・多様な楽曲を歌う ・歌を聴いて評する	理解して譜面を見て歌う ・楽曲の特徴を活かして表現力を身につける ・覚えて歌う ・指揮に合わせて重唱，合唱する ・多様な楽曲を歌う ・歌を聴いて評する	して見て歌う ・楽曲の特徴を活かして創意的に歌う ・楽曲の特徴を活かして覚えて歌う ・楽曲の特徴を理解しながら合唱を指揮する ・多様な時代と文化圏の楽曲を歌う ・歌を聴いて一定な基準に従って評する	て譜面を見て歌う ・楽曲の特徴と雰囲気を活かして創意的に歌う ・楽曲の特徴を活かして覚えて歌う ・楽曲の特徴と雰囲気理解して合唱を指揮する ・多様な時代と文化圏の楽曲を創意的に歌う ・歌を聴いて一定な基準に従って評する
	器楽	・正しい姿勢，奏法で演奏する ・リズムと旋律を見て演奏する ・楽曲の特徴を活かして演奏する ・指揮に合わせて独唱，斉唱，合唱する ・簡単な和音を伴奏をする ・多様な楽曲を演奏する ・演奏を聴いて評する	・正しい姿勢，奏法，良い音色で演奏する ・基礎的な音楽要素を理解して譜面を見て歌う ・楽曲の特徴を活かして表現力を込めて演奏する ・指揮に合わせて重奏，合奏する ・和音を伴奏する ・多様な楽曲を演奏する ・演奏を聴いて評する	・正しい姿勢，奏法，良い音色で演奏する ・音楽の要素を理解して譜面を見て演奏する ・楽曲の特徴を活かして創意的に演奏する ・楽曲の特徴を活かして覚えて演奏する ・楽曲の特徴を理解して合奏指揮する ・様々な類型で伴奏する ・多様な時代と文化圏の楽曲を演奏する ・演奏を聴いて一定な基準に従って評価する	・正しい姿勢，奏法，良い音色で演奏する ・楽曲の特徴を理解して譜面を見て歌う ・楽曲の特徴を活かして創意的に演奏する ・楽曲の特徴と雰囲気を活かして覚えて演奏する ・楽曲の特徴と雰囲気を理解して合奏指揮する ・色々な類型で伴奏する ・多様な時代と文化圏の楽曲を創意的に演奏する ・演奏を聴いて一定な基準によって評価する

区　分		初等学校		中学校	高等学校
		3，4学年	5，6学年	7，8，9学年	10　学年
活動	創作	・簡単なリズム形を即興的に表現する ・歌詞をかえて歌う ・旋律をつくること ・周囲環境の音，楽器の音を活用させて表現する ・つくった曲を聴いて評する	・簡単なリズムと旋律を即興的に表現する ・学んだ曲を変化させる ・簡単な曲をつくる ・多様な音源，楽器と声を選んで表現する ・つくった曲を聴いて評する	・リズムと旋律を即興的に表現する ・主題変奏する ・簡単な形式の曲をつくる ・楽器と声を選んで表現する ・つくった曲を聴いて一定な基準に従って評価する	・楽曲を即興的な表現する ・色々な類型を変奏する ・多様な形式の曲をつくる ・楽器と声を選んで創意的に表現する ・つくった曲を聴いて一定な基準に従って評価する
	鑑賞	・楽曲の特徴を識別しながら聴く ・簡単な楽曲の形式を識別しながら聴く ・楽曲の雰囲気に相応しい身体表現する ・楽器の音と声を識別する ・色々な演奏形態の楽曲を聴く ・多様な音楽を聴く ・日常生活の中で音楽の活用を知る ・音楽を聴いて鑑賞を話し合う ・正しい鑑賞態度を習慣つける	・楽曲の構成要素と特徴を理解して聴く ・多様な楽曲の形態を識別しながら聴く ・楽曲に相応しい身体表現する ・多様な楽器の音と声を識別する ・楽曲の演奏形態を識別しながら聴く ・多様な文化圏の音楽を聴く ・日常生活の中で音楽の活用を知る ・音楽を聴いて討論する ・正しい鑑賞態度を習慣つける	・楽曲の性格と構成要素との関係を理解して聴く ・多様な時代の文化圏の楽曲の形式を理解して聴く ・楽曲の特徴に相応しく創意的な身体表現する ・多様な楽器の音と声の調和を理解する ・多様な楽曲の演奏形態と楽曲の特徴との関係を理解して聴く ・多様な時代と文化圏の音楽を聴く ・日常生活の中での音楽の役割と価値を理解する ・音楽を聴いて評価する ・正しい鑑賞態度を身につける	・楽曲の性格と構成要素との関係を理解して聴く ・多様な時代と文化圏の楽曲形式を理解して聴く ・楽曲の特徴と雰囲気に相応しく創意的な身体表現する ・多様な楽器の音と声の音質とその調和を理解する ・多様な楽曲の演奏形態と楽曲の特徴と雰囲気の関係を理解して聴く ・多様な時代と文化圏の音楽を聴く ・日常生活の中で音楽の役割と価値を理解する ・音楽を聴いて評価する ・正しい鑑賞態度を身につける

以上は2学年単位の内容体系であるが，これとは別に各学年別の内容がより詳しく示されている。第3，4学年を例にあげると次のとおりである。

ア　学年別内容

＜3学年＞

⑴　理解

（ア）多様な楽曲の構成要素を理解する

①リズム：4／2，4／3，6／8，チャジンモリ長短，リズム形　②旋律：旋律の流れ，C長調，民謡音階，シキムセ　③和声：2声部の重なりの響き，C長調の主要3和音，和音変化　④形式：同じ旋律／他の旋律，独唱と斉唱，AB形式，童謡／伝来童謡／民謡等の声楽曲，舞曲の器楽曲　⑤強弱：速く，遅く　⑥速さ：強く，弱く　⑦音色：多様な音源による音，男女の声，打楽器／管楽器の音，演奏形態による音の調和　（独唱，斉唱，輪唱，打楽合唱等）

⑵　歌唱，器楽，創作，鑑賞活動

（ア）多様な楽曲を歌う

①正しい姿勢，呼吸で歌うこと。　②楽曲を聴きて模唱すること。　③リズムと旋律の流れを理解して譜を見て歌うこと。　④楽曲の特徴を付けて歌うこと。　⑤簡単な歌を暗唱すること。　⑥指揮に合わせて独唱，斉唱，輪唱，部分2部合唱をすること。　⑦歌を聴いて評すること。

（イ）多様な楽曲を演奏する

①正しい姿勢，呼吸で歌うこと。　②リズムと旋律の流れを理解して楽譜を見て演奏すること。　③楽曲の特徴を活かして演奏すること。　④リズム楽器で伴奏すること。　⑤指揮に合わせて独奏，斉奏，リズム合奏を演奏すること。　⑥演奏を聴いて評価すること。

（ウ）音楽を創作する

①簡単なリズムパターンをつくって即興演奏すること。　②歌の歌詞をかえて歌うこと。　③短い旋律をつくること。　④2音，3音に構成された伝統旋律をつくること。　⑤周囲環境の音，声，楽器の音等を活用して音楽を表現すること。　⑥つくった曲を発表すること。　⑦つくった曲を聴いて評価すること。

（エ）多様な楽曲を鑑賞する

①楽曲の特徴を識別しながら聴くこと。　②簡単な楽曲の音楽形式を識別しながら鑑賞すること。　③楽曲の雰囲気に相応しい身体表現をすること。　④打楽器，管楽器，声と男女の声を識別しながら鑑賞すること。　⑤独奏，斉唱，合唱等の色々な演奏形態の楽曲を聴くこと。　⑥童謡，伝来童謡，民謡等の声楽曲と舞曲の器楽曲を鑑賞すること。　⑦日常生活の中での音楽活用を活かすこと（遊びと音楽）　⑧音楽を聴いて，感じ取ったことを話すこと。　⑨正しい鑑賞態度を習慣つけること。

＜4学年＞

⑴　理解

（ア）多様な楽曲構成の構成要素を理解する

①リズム：4／4，9／8，セマチ長短，リズムパターン　②旋律：旋律の流れ，同形進行，

F長調，民謡音階，シキムセ　③和声：2声部の重なりの響き，F長調の主要3和音，終止和音　④形式：同じ旋律／他旋律，終止の感じ，独唱と斉唱，ABA形式，童謡／伝来童謡／民謡等の声楽曲，サムルノリ／行進曲等の器楽曲　⑤強弱：強く，弱く　⑥速さ：速く，遅く　⑦音色：多様な音源による音，個人とグループの声，弦楽器の音，演奏形態による音の響き（合唱，管楽，合奏等）

⑵　歌唱，器楽，創作，鑑賞活動

（ア）多様な楽曲を歌う

①正しい姿勢，呼吸で歌うこと。　②楽曲を聴いて模唱すること。　③リズムと旋律の流れを理解して譜を見て歌うこと。　④楽曲の特徴を活かして歌うこと。　⑤簡単な歌を覚えて歌うこと。　⑥指揮に合わせて2部合唱をする。　⑦歌を聴いて評価する。

（イ）多様な楽曲を演奏する

①正しい姿勢，呼吸で歌うこと。　②リズムと旋律流れを理解して譜を見て演奏すること。　③楽曲の特徴付けて演奏すること。　④簡単な和音を旋律楽器で伴奏すること。　⑤指揮に合わせて器楽合奏をすること。　⑥演奏を聴いて評する。

（ウ）音楽を創作する

①短いリズムパターンをつくって即興演奏をすること。　②歌の歌詞を変えて歌うこと。　③短い旋律をつくること。　④2音，3音に構成された伝統旋律をつくること。　⑤周囲環境の音，声，楽器の音等を活用して音楽を表現すること。　⑥つくった曲を発表すること。　⑦つくった曲を聴いて評価すること。

（エ）多様な楽曲を鑑賞する

①楽曲の特徴を識別しながら鑑賞すること。　②簡単な楽曲の音楽形式を識別しながら鑑賞すること。　③楽曲の雰囲気に相応しい身体表現をすること。　④弦楽器の音と個人とグループの声を識別しながら鑑賞すること。　⑤合唱，管楽合奏等の色々な演奏形態楽曲を鑑賞すること。　⑥童謡，伝来童謡，民謡等声楽曲とサムルノリ，行進曲等の器楽曲を鑑賞すること。　⑦日常生活の中で音楽の活用を生かせること（遊びと音楽）　⑧音楽を聴き，感じ取ったことを話すこと。　⑨正しい鑑賞態度を持つこと。

このように見てくると「理解」領域は，音楽要素を取りだして系統的に学習指導できるようにした「基礎」領域（かつて日本の学習指導要領に設けられた「基礎」の系統指導）に表面的には類似している。しかし，「音楽概念」という用語が散見されることや，また，指導書や教科書をみるならば，＜系統性＞よりも音楽概念を教育内容として教材，音楽活動を＜体系的＞に構成しようとしている。すなわちアメリカで一時期唱導された「概念学習Conceptual Approach」の方に比較的近いと言えるだろう。

４　音楽の教授・学習の方法

「理解」と「活動」という内容体系は，比較的細かく規定されているものの，実際の教授・学習の場面では地域や学校の特殊性に応じて柔軟であるべき，と断られている。第7次音楽教育課程には，「理解」と「活動」との関係を踏まえて教授・学習の方法が次のように示されている。

教授・学習方法

ア．教授・学習指導計画は，教育課程目標及び内容を中心とするが， 地域の特性，学校の要求と実情，生徒の発達段階と個人差を考慮して体系的で柔軟性あるもくろみをたてる。
教授・学習方法は学年別に考慮して同じ学年でも目標と内容によって多様に適用する。

イ．内容領域は，理解と活動に区分されているが，実際学習においては，両領域を統合して指導する。

ウ．音楽科の全ての学習は，音楽の実体験を中心に行わなければならないし，多様な楽曲活動をとおして音楽性と創意性を育成することに重点を置く。また，生徒達が発表する機会が可能な限り，多く提供されるようにする。

エ．理解領域は多様な楽曲と音楽活動をとおして音楽概念を習得し，学生自ら学習に参加して問題解決と創意的な思考力を育つことに重点を置いて自己主導的な学習能力を高めるようにする。

オ．活動領域は歌唱，器楽，創作，鑑賞に区分され，授業によって領域別に運営されたり，統合的にアプローチする。全ての学習活動は，音楽を創意的に表現し，思考，受容能力を伸ばすことに重点をおく。

(1) 歌唱学習は，正しい姿勢，呼吸，自然な発声を指導し，楽曲の特徴と雰囲気を活かして生徒が感じ取ったものを創意的に表現させる。また，生徒自ら一人で歌を歌ったり暗唱して歌う機会を持つように指導する。中・高等学校では，合唱と重唱に重点置く。

(2) 器楽学習は，正しい姿勢と正しい奏法を身につけさせ，楽曲の特徴と雰囲気を活かして生徒が感じ取ったものを創意的に表現できるようにする。また，生徒が自ら一人で楽器を演奏したり，簡単な曲を覚えて演奏する機会を持つようにする。楽器は生徒の要求と学校の実情によって選べられるように指導し，初等学校3，4学年は，小鼓，長（杖）鼓，大太鼓，小太鼓などのリズム楽器とリコーダ，シローフォン，鍵盤ハーモニカなどの旋律楽器を中心に，初等学校5，6学年は3，4学年で学習した楽器と太鼓，短笛，などを指導する。中・高等学校では学習した楽器を連携させて深化した学習になるように合奏に重点を置く。

(3) 創作学習は基礎的な創作能力を中心に個人別に，グループ別に音楽をつくって歌ったり，演奏する機会を持つようにする。中・高等学校では生徒達が独創的に音楽をつくって演奏できるように指導する。

(4) 鑑賞学習は基礎的な創作能力を中心に個人別，グループ別に音楽をつくったり，演奏する機会を持つようにする。中・高等学校では歴史的，文化的な脈絡から音楽を鑑賞し，分析，議論して音楽に対する理解度を高める。

カ．教授・学習内容によって活動中心，個人別，グループ別授業など多様な方法をとおして学習の興味と参与度を高める。

キ．伝統音楽に関する理解を高めるように，多様で実践的な指導方法を開発し，専門的な人的資源を活用して我が国の音楽文化に対する理解を高める。

ク．オーディオ，ビデオ，マルチ・メディア等多様な教授・学習資料を開発して積極的に活用させる。

ケ．音楽と関連する地域社会の文化行事に参加して音楽の役割と価値を理解して日常生活化させる。

５　評価について

評価に関しては第7次音楽教育課程においても全体的な概要が以下のように示されているだけであり，細かな規定はない。

ア．評価は教育課程の目標，内容，課程に準じて，全領域に対する評価をバランスよくする。

イ．評価目的と学年水準を考慮して信頼性と妥当性ある評価方法と道具を選択する。

ウ．活動領域は実演を中心に活動領域と関連させて留意する。

エ．活動領域の評価は次の事項に留意する。

（1）初等学校歌唱では姿勢，発声，リズム，音程，音楽的な表現，態度などを評価する。中・高等学校の合唱では姿勢，発声，リズム，音程，フレーズ等，全体的に音楽を解釈して表現する能力及び態度を評価する。

（2）初等学校器楽では姿勢，奏法，音程，音楽的な表現力，態度を評価する。中・高等学校器楽では，生徒達が希望する楽器を選んで姿勢，奏法，リズム，音程，音色など全体的に音楽を解釈・表現する能力及び態度を評価し，合奏は全体的な音の響きに留意して評価する。

（3）初等学校創作では，音楽概念に関する理解，表現力及び創意力などを評価する。

中・高等学校の創作では音楽概念についての理解，表現力，創意力，記譜力等を評価する。

（4）初等学校鑑賞では音楽を聴き，作品を理解する能力，感じ取ったものや考えを表現する能力等を評価する。中・高等学校鑑賞では，音楽を聴いて発表したり，感じたことや考えを感想文で評価する。また，音楽作品に対する短編的な知識よりも音楽概念についての理解と適用に留意して評価する。

オ．音楽に関する態度は，学校内外での音楽に対する関心と興味を評価する。

カ．実技評価，観察，児童・生徒の自己評価，児童・生徒の間の相互評価，ポートフォリオなど多様な評価方法と道具を用いる。

キ．評価の結果は，学習指導計画と指導方法改善に活用する。

６　我が国と比較した特色

すでに論じてきたように，我が国の音楽教育課程と韓国のもっとも大きな違いは大別された「領域」の設定のしかたにある。我が国の学習指導要領が「鑑賞」と「表現」という区分であるのに対し，韓国は「理解」と「活動」に二分した。この区分に基づく授業構成は，強いて言えば我が国の「題材構成」の方法の一つである「主題による題材学習」に近い。が，我が国の「主題」が指導内容のまとまり，という広い概念であるのに対し，韓国の「理解」で示されているものは明確な「音楽概念＝音楽構成要素」という考え方である。また、この＜理解＞し，統合的に学習すべき音楽概念の中に韓国の伝統音楽の構成要素が多く盛り込まれている。つまり，伝統音楽の教材の指定をせず，音階，旋法，リズムパターンに関して「伝統音楽の概念＝音楽構成要素」という考え方に基づいて教育内容として組み込んでいるのである。結果的に，韓国ではどの音楽教科書，指導書も伝統音楽の教材，学習活動が全体の30％越える内容となっている。韓国の音楽教育課程の特色は教科書や指導書の中に反映されていると言ってよいだろう。

（村尾　忠広，高　仁淑，朴　成泰）

＜注＞

1）この内容は韓国教育・人材開発省（旧教育省は 2001 年に再編，改称）のホームページに記載されている教育制度の内容を参照した。（http://www.moe.go.kr/English/）他の資料の多くは，日本，韓国国内ともに 1949 年の教育法によって 6-3-3-4 年制が導入されたと記述している。（例えば，ソウル大学の教育行政ホームページにはそうした記述がなされている。http://aped.snu.ac.kr/cyberedu/cyberedu1/eng/eng3-01.html）後述するように，1949 年に公布された 6-4-2(4)-4 制は 6-3-3-4 年制に修正，施行されたわけであるから省略的表現としてこのような記述がなされるのだろう。高等学校を 2(4)というように記述しているのは，2 年制と 4 年制の二つのコースを設けていたためである。

2）前掲 URL（http://www.moe.go.kr/English/）

3）2000 年実施は，小学校 1-2 年，3-4 年は 2001 年，5-6 年と中学-高等学校は 2002 実施である。

4）この表は，韓国教育課程・評価研究所(KICE)の ULR　(http://www.kice.re.kr/NEW2003/)に基づく

5）Auh, M. & Walker, R.　2001　“Korea”, *Musical Development and Leraning*　(Co.ed. Hargreaves.D. & north.A), Chapter　8. P.106. Continuum, London

6）同上

7）韓国教育省：教育部告示　第 1997-15 号　音楽科教育課程

8）韓国教育省：教育部　初等科教育課程　解説　1999

9）韓国伝統音楽の特徴的な要素の一つである。一定な旋律が変奏的，装飾的，即興的な方式で演奏される時に，もとの旋律を維持しながら変形される一種の装飾音である。

シンガポール

１　学校制度および教育課程の基準の概要

⑴　学校制度

シンガポール共和国の学校制度は，基本的に義務教育制度にないが，概ね義務教育と言える程に就学率が高い。というのも，国土総面積 641 平方キロメール，人口約 280 万人弱の小国であり，世界経済，貿易の拠点港として，その国勢を支えるものが人材資源，人材教育の他に，天然資源による産業基盤が弱い社会状況にあるからとも言える。その教育制度は，わが国と比較すると，少々複雑に進路が分けられているが，能力のある者，才能のある者はそれを更に伸ばすという良い意味でのエリート人材育成，また何らかの職業技術の進路をめざすためのコースが設けられており，適材適所の教育理念に基づく複線型教育制度が特徴となっている。尚，小学校は 6 年制と 8 年制の能力別コースとなっていたが，2000 年の告示により，2003 年 1 月より小学校 6 年間が義務教育とされ，8 年制は廃止された。小学校の音楽教科のシラバスは，6 年制用，8 年制用と内容が一部同じものながら，8 年制用に学習内容が加味されたものが示されていたが，2002 年から 6 年制として，学習内容が刷新された。小学校 6 年制，中学校 4 年制，高校 2 年制（ジュニア・カレッジ），ポリテクニック（高校 3 年制），その他，技術教育研修所となっている。小学校は 1 年から 4 年までを基礎教育段階，5 年，6 年を中学校進学へのオリエンテーション段階とし，4 年次の成績によって，この国の多民族社会を反映して英語と中国語，マレー語，タミール語などの語学能力別の 3 コースに振り分けられる。中学校への進級は PSLE という小学校卒業試験の合格により決められ，不合格の場合，14 歳未満まで留年が認められている。中学校は 4 年制の lower-secondary（前期中学校 2 年）と upper-secondary（後期中学校 2 年）で，この 4 年制を 4 コースに複線化された進路が設定されている。その 4 コースは，英語と母国語のバイリンガル能力の特別コース，英語が主で母国語が従の高速コース，標準・普通教育課程コース，標準・職業教育課程コースと別けられ，特別と高速コースは GCE（普通教育修了証）の O レベル（普通）試験，普通コースは GCE の N レベル（標準）試験をまず受けて，次の O レベルの合格をした後に，次の段階のジュニア・カレッジ（高校）ないしポリテクニック（職業教育），技術教育研修所へと進学することになる。尚，大学は国立シンガポール大学（NUS）とナンヤン技術大学（NTU）の二つの国立大学があり，教員養成機関は，この後者の NTU の中のナンヤン教育学院（NTE）に設置されている。

⑵　教育課程の基準

義務教育制度ではないが，教育省による課程基準が定められており，中国系，マレー系，インド系の複合民族国家を反映し，子供の親の出自による言語と，公用語である英語教育に多くの時間を割き，その語学教育の選択による進路分けが特徴となっている。小学校 1 年次～4 年次を，全児童共通の基礎段階と位置づけているが，4 年次の成績によって，中学

シンガポールの学校系統図

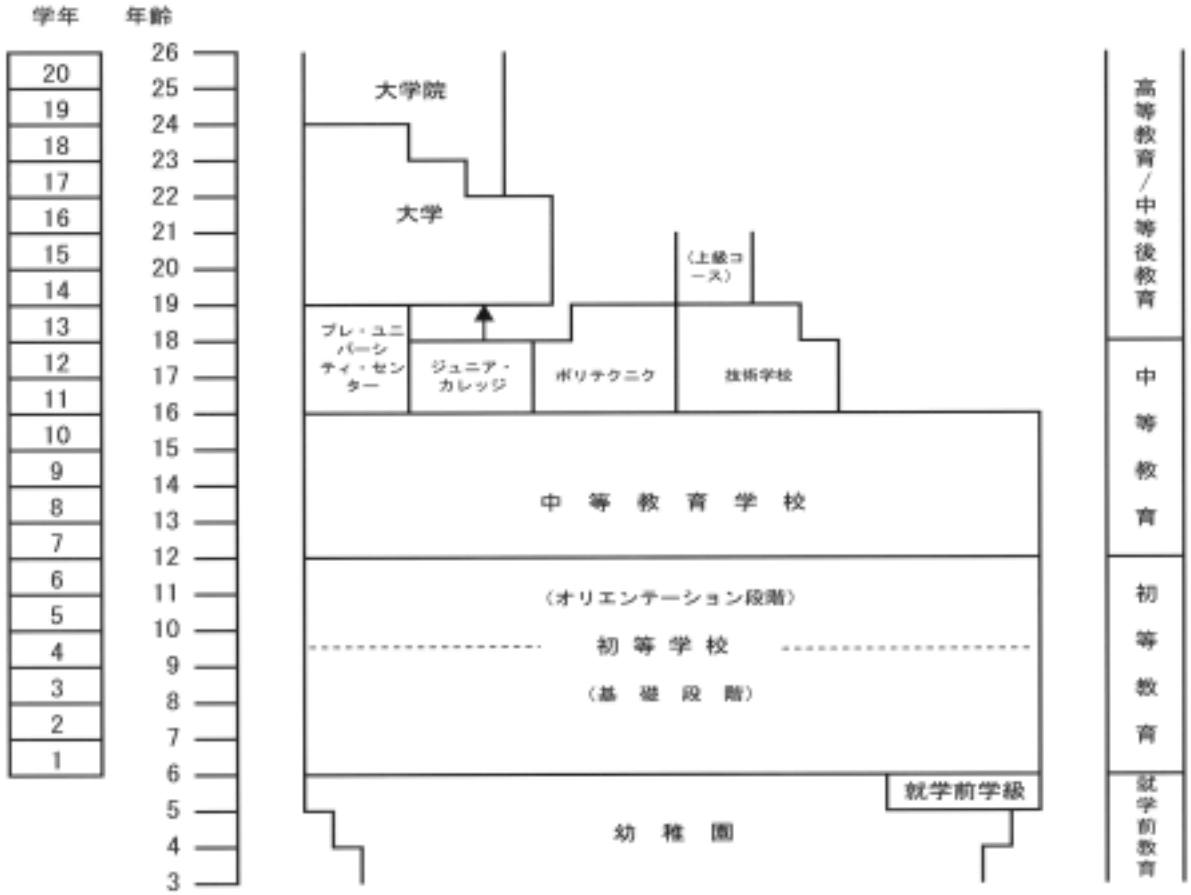

文部省大臣官房調査統計企画課，『諸外国の学校教育』，平成 8 年 9 月より

校へのオリエンテーション段階と位置づけ，5，6 年の 2 年間は，語学選択による能力別コースに振り分けられる。基礎段階科目は英語，母国語，算数，道徳，音楽，美術，手工芸（ハンディクラフト），体育，理科（3 年次から），社会（4 年次から），保健（5 年次から）である。小学校 6 年次に全国共通の初等教育修了試験（PSLE）が行われ，その成績により中等教育段階のコース振り分けがされる。「特別」「高速」「標準・普通教育課程」「標準・職業教育課程」の 4 コースが，語学選択区分けと能力を基準に設定され，教育省のカリキュラム企画開発部（カリキュラム・プランニング＆ディベロップメント・ディビジョン）による各教科に関するシラバスが策定される。「特別」と「高速」コースは GCE（中等教育修了資格試験）の O レベルに合格した後にジュニア・カレッジなどへと進学する。尚，「標準」の 2 コースは GCE の N レベルの合格で修了資格を得るが，その一年後に O レベルの資格試験を合格すれば，その後の進学の進路へと進むことになるが，さもなければ就職の進路を選択することになる。GCE と称される修了資格試験は，コース別に O（上級）と N（普通）レベルに区分けされ，また英語，母語，数学，文学，物理，歴史など，その試験科目数も異なる。音楽教科は，この GCE 科目となってないので，一般的にノン・イグザミネーション科目（修了資格試験に関係しない科目）と呼ばれている。但し，GCE 資格修了科目

に音楽を含めて，音楽の GCE の O レベル（中学校段階），A レベル（高校段階）を与える学校が，音楽科目重点中学校（5 校），高校（3 校）として設けられており，通常の中学校，高校とは別のカリキュラムと試験制度が組まれており，その資格証明試験が何種類かあるが，普通教育の教育課程の基準と異なるので，ここでは省略する。

２　音楽教科の教育課程

⑴　音楽教科の位置づけ

上記の学校制度の項で記述したように，シンガポールの教育課程の基準が GCE の能力証明試験に基づく進路の選択が方向づけられる。その特徴ある教育課程において，小学校，中学校ともに，音楽教科は能力証明試験科目でないという意味でノン・イグザム科目として位置づけられている。そして音楽の教育課程としてシラバスが小学校，中学校とも指示されている。なお，芸術教科とスポーツ教科については，小学校，中学校ともに，教科目支援活動(通称 CCA と呼ぶコ･カリキュラ･アクティビティズ-Co-Curricular Activities)という教育省管轄部局が関わるシステムがとられている。その活動科目は学校により異なるものの，多くの学校で通常授業の音楽学習の支援が，学校行事など，何らかの形で関わらせてなされている。

⑵　音楽教科の時間数

小学校の 1 年-4 年の音楽の時間は，1 枠が 30 分の授業が週 2 回，5，6 年は週 1 回，中学校は 1 枠が 35 分の授業が週 1 回の学校がほとんどであるが，学校によっては上述の CCA 活動科目との関係から，配分時間が異なる場合もある。

⑶　必修・選択の別

義務教育制でないので基本的には必修・選択の指示はないが，音楽シラバスが，小学校と中学校（いずれのコースも），それぞれに示されている。

⑷　その他

音楽教科は，小学校，中学校ともに教科目として扱われているが，教科活動支援局（教育省管轄）の CCA による教科外活動と連動する実状にある。CCA の音楽種目は，各学校により，合唱，スクールバンド，各民族の音楽（中国管弦楽合奏，インド音楽アンサンブル，マレー音楽など）など様々で，生徒は CCA に配備されているスポーツ科目など，何らかの科目を選択するのだが，多くの生徒が音楽に関する種目（小学校では合唱，中学校では，合唱とスクールバンド）に参加している。音楽教科が学校全体の行事と CCA 企画による合唱際やユースフェスティバル（若者の祭典）などの行事と関わって各学校で奨励されているのが特徴である。この CCA は，わが国から見ると課外活動のニュアンスで捉えられようが，音楽に関する CCA の実状は，試験教科でない音楽教科の学習のさらなる強化とその支援の役割を担っている例もあり，小学校，中学校共に，学校によっては教科目としての音楽と連携する取扱いも見られる。

３　目標・内容

⑴　示し方

小学校，中学校共に，それぞれのシラバスに同じ巻頭言を示し，次項目 4 の（1）の領域についてまず記されている（下記 4 の記述を参照）。目的，内容（学習内容），技術（留

意点)，評価（到達目標)，の 4 項目が表の形で示されている。以下に小学校，中学校の訳文を記しておく。

小学校・中学校
・音楽教育の目的
-地域 および世界の文化としての音楽を理解しオープンな精神で，音楽と日常生活との関係を知り，享受する受容姿勢を培う
-創造 性と批判的思考力の育成
-音楽 を通して自己の表現力およびグループ活動に意欲をもって参加し，音楽を生涯にわたって愛好する精神を養う
・内容（生徒は以下の事ができるように指導のこと）
-様々 な文化とジャンルのもの- 特にこの国の民俗音楽のいろいろなレパートリーの音楽を演奏し，経験すること
-次の 2 項目に関する知識を獲得すること
＊音楽要素の基礎的な語彙 ＊いろいろな音楽様式
-楽器 の種類について聴覚と視覚で識別できること
-音楽 の社会的，文化的，歴史的文脈を発見し（・中学校では発見の文言が，よく理解することとなっている)，かつ他の芸術との関係を知ること
・技術（留意点-生 徒は以下の事ができるように指導のこと）
-歌唱 ，楽器演奏，身体表現の基礎的技術を身に付け，それを一人でもまたグループでも演奏できること
-基礎 的な楽譜の読譜と記譜ができること（・中学校では文言が，音楽を正確に記譜できるようとなっている）
-指導 に従って音楽を創作し即興できること
-音楽 を聞き，その基礎的な特徴を理解すること
-音楽 作品と音楽演奏について簡単なコメントができること
・評価（生徒が以下の事ができるように指導のこと）
-音楽 が自分たちの毎日の生活において果たしている役割を理解すること
-音楽 づくりを通して意欲的に他の人と協力できる力を養うこと
-音楽 の様々な演奏を心から味わい，大切に思う心を養うこと（・中学校では，異文化の音楽を受容する態度を養うこととなっている）
-音楽 を聞くことに喜びを見出し，音楽をすることに積極的に取り組むこと

⑵ 学年別か

小学校では，6 年間を 2 学年毎の指導内容として示し，中学校では，前期中学校（特別・高速・標準- 普通教育課程)，後期中学校（特別・高速・標準- 普通教育課程)，前期中学校（標準-職 業教育課程)，後期中学校（標準・職業教育課程）と，2 学年毎に，それぞれの進路別の指導内容が示されている。

⑶ その他

中学校の前期，後期共に，標準・職業教育課程の学習内容が，他の進路課程と多少ではあるが，学習内容の項目が少ない示し方がされている。

４　内容・構成

⑴　領域・分野

音楽シラバスは，小学校，中学校共に，生徒の音楽的技術と知識を培い，発展させる事を焦点としているが，具体的には，「聴取-Listening」と「音楽づくり-Music　Making」の2領域から，生徒が実際に音楽体験を出来るようもくろまれている。この2領域は相互補完されることにより，それぞれの学年で習得される学習内容についてトータルに経験できるように，それぞれの領域の学習展開がはかられている。更に，小学校，中学校共に，シラバスの最後に，全学年の成績評価のポイントが記され，小学校がABCの3段階評価，中学校がABCDの4段階評価で示されている。以下に，小学校，中学校共に，ほぼ同じ文言でまとめられている「聴取」と「音楽づくり」の2領域についての内容と，成績評価のポイントについて記しておく。

「聴取」-生 徒が音楽を受動的にではなく，自ら積極的に聞く態度を養うよう，様々な種類の音楽を聞かせ，鑑賞と理解が確実にできるよう指導。また，音楽の諸要素と様々な特徴に気づき，認識できるよう指導し，そうする事によって，音楽を聞いて，それについての考え，なぜそのように思うかなどの意見が言えるようにする。

「音楽づくり」-演 奏と創作

＊演奏- 適切な表現力と技術に裏づけられた歌唱と器楽実践。これらの活動によって音楽についての豊かな感受性を身につける。器楽実践では，旋律楽器と様々な打楽器の実践をし，様々なアンサンブルをする事によって，正確に聞き分け，かつバランスのとれた音楽づくりが出来るようになる。

＊創作- リズムと旋律および音響効果のある創作と即興演奏を試みる活動。自分の作品を人前やそうでない場合でも演奏する為に，きちんと記譜するか何らかの方法で記すようになる。

成績評価のポイント

小学校

領域- 聴取

A- 音楽について，適切な用語で正しく表現できる

- 音楽の様々な文化と様式について適切に理解できる

B- 音楽について，適切な用語である程度，表現できる

- 音楽の様々な文化と様式について，標準的な理解ができる

C- 音楽について，適切な用語で表現するのに，さらなる指導で理解できる

- 音楽の様々な文化と様式について，さらなる指導で理解できる

- 音楽づくり（演奏と創作）

A- 適切な技術と表現力で演奏できる

- 沢山の音楽要素の知識と沢山の個性豊かな考えをもって創作できる

B- 標準的な技術と表現力で演奏できる

- 幾つかの音楽要素の知識と個性をもって創作できる

C- 限られた技術と表現力で演奏できる

- 限られた音楽要素の知識と個性により創作ができる

中学校

領域- 聴取

A- 音楽について，音楽要素の用語を的確に用いて表現できる

- 音楽の役割が，様々な社会的，文化的，歴史的文脈と関わっていることを，的確に述べることができる

B- 音楽について，音楽要素の用語をある程度的確に表現できる

- 音楽の役割が，様々な社会的，文化的，歴史的文脈と関わっていることを，普通に述べることができる

C- 音楽について，音楽要素の用語を用いて表現するのに，的確さが少しで，さらなる理解が必要である

- 音楽の役割について，様々な社会的，文化的，歴史的文脈と関わっていることを述べるのに，さらなる理解が必要である

D- 前文は上記 ABC と同文で，もっと理解が必要である

- 前文は上記 ABC と同文で，理解が足りない

領域- 音楽づくり（演奏と創作）

A- 演奏技術と表現力がすぐれている

- 音楽要素を的確に用いて，すぐれた個性ある作品を創作できる

B- 標準的な技術と表現力がある

- 音楽要素を用いてある程度の個性ある作品を創作できる

C- 演奏のさらなる技術と表現力が必要である

- 音楽要素を用いて創作するのに，さらなる個性的な能力が必要である

D- 演奏技術と表現力が弱い

- 音楽要素についての知識が弱く，個性ある表現が弱い

⑵ 内容・配列

小学校１・２年

領域-聴 取	
学習内容-音 楽要素-	拍子（拍とリズム）／長さ（短い・長い）／テンポ（速い・遅い・だんだん速くなる・遅くなる）／テンポ（速い・遅い）／ダイナミクス（休符・フォルテ・ピアノ）／フレーズ（同じか異なるか）／ピッチ（高・低）／テクスチャー（ソロ・グループ・重厚か／そうでないか）／音価（4 分音符・4 分休符・2 分音符・符点 2 分音符・全音符・全休符）音階（ドレミソラ）／音色（打楽器類でピッチのあるもの，ないものの識別）
技術（留意点）	- 行進したり，走ったり，スキップなどで，様々な種類の音楽に対して身体表現で表したり，音楽にあわせて，悲しいとか幸せな表情，重いとか軽いなどの特徴を聞き取らせる
評価（到達目標）	- 音楽を聴取する喜びを養う（上記の音楽要素の項目の学習により）-様 々な音楽文化と様式- 音楽を動きで表現／音楽描写／異なる民俗の伝統的な祭りの音楽 -異なっ た民族の様々な祭りに見られる音楽の役割を理解できたか

領域-音 楽づくり	
学習内容-＊ 演奏	- レパートリー（扱う曲種） 6 曲（わが国を歌った教育的な曲）／その他同種の補足曲／子守歌／遊びを伴った歌／シンガポールおよび他国の簡単な伝統的な歌／動きを伴った歌／異なる民族の祭りを歌った伝統的な歌 -留意事 項 歌詞，リズム，オスティナート，また簡単な 2 部輪唱を扱う -楽器 ピッチのない打楽器-タンブリン，カスタネット，トライアングル，ウッドブロック，クラベス等
技術（留意点）	- 次の事に留意して楽しんで歌うこと（優しく，感情豊かに／フレーズ感をかんじて，滑らかに，リズミカルに，伴奏つきあるいは，伴奏なしでテンポにあわせてうたうこと）
評価（到達目標）	- 楽しんで歌い，演奏しているか，　グループで協力できたか
-＊ 創作	- 動き／音の絵図／リズムパターン／旋律パターン／言葉
技術（留意点）	- ボディーパーカッションにより様々な動きをしてみたり，打楽器で歌の伴奏を作ってみたり，新しい歌詞を作ってみる

小学校 3・4 年

領域-聴 取	
学習内容- 音楽要素-拍 子（3 拍子／アウフタクト）／ア・テンポ／アーティキュレーション（休符記号，テヌート記号）／ダイナミクス（クレッシェンド・ディクレッシェンド）フレージング（繰り返し・問いと答えのフレージング）／テクスチャー（ユニゾンと声部別）／音符（符点 4 分音符・8 分音符・8 分休符・符点 8 分音符・16 分音符・16 分休符）／ピッチ（ファシド）／モード（ペンタトニック・長調）／形式（2 部形式・3 部形式，序曲）／音色（木製・金属・皮製の打楽器類）／歌曲／弦楽器類（弓奏・弾奏・撥奏）の曲 -音楽文 化と様々な様式- マレー，中国，インド，西洋文化等の舞曲 例：ジョゲ，ワルツ，蓮華の花の踊り（中国），クチプディ（インド舞曲）
技術（留意点）	- リズム・パターンを理解する - ハンドサインを使って，正しい音程（4，7，1- ファ・シ・ド）を理解し，表現できる - 音楽の形式（2 部，3 部形式，序曲）を識別出来るよう打楽器の音色，材質による異なった音色について，聴覚と視覚で違いを理解する - 声の様々な歌い方を耳で聞き分ける - マレー，中国，インド，西洋の音楽文化の違いを聞き分ける - それぞれの音楽の優美さなどの特徴に留意する
評価（到達目標）	-音 楽における踊りの役割を理解する／わが国の民俗音楽を歴史の観点と文化のルーツと関連させて理解し，自国の音楽として尊重するセンスを持つこと

領域-音 楽づくり
学習内容-＊ 演奏 - レパートリー（扱う曲種） 6 曲（わが国を歌った教育的な曲）／その他，同種の補足曲 民俗音楽／ミュージカルから幾つか学習 - 留意事項 2 声の輪唱／パートーナー・ソング／簡単な 2 部合唱 - 楽器 打楽器類（ピッチのあるもの，ないもの）-例： マラカス・ハンドベル・グロッケンシュピール・シロホンなど 旋律楽器類- 例：リコーダー・ハーモニカ・キーボード -＊ 創作 - リズムと旋律をつくってみる - 序曲とコーダの学習 技術（留意点）- 次の方法で楽しく歌えること（ダイナミクスに注意して表情豊かにまた適切なブレスの取り方，発声，イントネーション，正しい音程 テンポで，互いの歌い方をよく聞く） -ハ長 調の旋律を 5 線楽譜と数字譜で読めること 簡単な 3 拍子，オスティナートに留意。簡単な 2 部合唱をハンドサイン（1 声部をハンドサイン）でやってみる -打楽 器類の適切な奏法を学び，場合によって歌にあわせてみる -楽器 （上記のもの）を，レドシラソファミレド（下降の順）と練習し，簡単なユニゾンや 2 部のメロディーを演奏する -歌の 伴奏をつけ，動きをつけて，ボディーパーカッションが実際に打楽器を使ってつくってみる -歌を 序曲の部分とコーダの部分とに分けリズムと旋律を作る -3 ないし 4 拍子のリズムと旋律を即興で作り，それを正確な記譜か，あるいは自分なりの記譜で表してみる

小学校 5・6 年

領域-聴 取
学習内容-音楽要素-アーティキュレーション（レガート・スタッカート・アクセント）／フレーズ（楽句のまとまりについて）／ピッチ（5，6，7-ソラシ）／音色（管楽器と電気楽器） 技術（留意点） - 2，3，4 拍子の拍子感を確実にとれる - 音楽のフレーズ感とアーティキュレーションを的確に表現できるよう - ハンドサインで音程を正しく取る - 管楽器と電気楽器の異なる音の感じを聞き取り，区別出来る - 弦楽器と管楽器，電気楽器のそれぞれの特徴を理解する -様々な 音楽文化と様式- マレー，中国，インド，西洋文化の音楽（歌曲と器楽を含む標題音楽）を扱う

- 舞台芸術文化としての物語音楽と劇音楽-例 えばミュージカルやワヤンクリット（影絵芝居）や中国劇を扱う 技術（留意点） - 音楽に描写されている様々な情景や情緒を理解し，それについて，意見が言える -音 楽に関する物語と劇について理解する -音 楽劇の様々な特徴（まじめな内容，喜劇，恐怖や平和というような特徴について識別出来る 評価（到達目標）-日 常生活における音楽の役割に気づく -劇 における音楽の役割に気づく -わ が国の民俗音楽を歴史と文化的ルーツと関係させて理解する -民 俗音楽に誇りを感ずる
領域-音 楽づくり
学習内容-＊ 演奏-レ パートリー（扱う曲種について） 6 曲（教育的な歌）／その他の同種の曲を補足 - 留意事項 3，4 声の輪唱／簡単な 2 部合唱と器楽曲 - 楽器 打楽器（ピッチのあるものとないもの）／旋律楽器をひとつ 技術（留意点） - 次の方法で音楽を楽しく歌えること（表情豊かに，感情をこめて適切な呼吸法で，的確によい音をイメージし，テンポ，音程を伴奏つきでも無しでも正確に歌える，また声部ごとの歌い方に注意し，うまくハモニーが調和するよう気をつける -歌 ・演奏・読譜について ヘ長調，ト長調の旋律を 5 線楽譜と数字譜で理解できるようタイの記号のあるリズムを理解する／簡単な 2 声のフレーズをハンドサインで理解する -旋 律楽器で，シ・フラットとファ・シャープの音を正しく演奏する -旋 律楽器で簡単な 2 声の曲を演奏してみる 評価（到達目標）-歌 唱，楽器演奏を楽しくできたか，グループで協力ができたか - ＊創作 学習内容 -リ ズムとメロディーの創作 技術（留意点） - 自分で作った作品を，色々な楽器（伝統的なもの，そうでないものも含む。また電子楽器の音を工夫して）で表現してみる -お 互いの作品について意見を交換し，適切な演奏表現を追求する 評価（到達目標）-グ ループ活動がうまくできたか／音楽的な表現が十分達成でたか

中学校（前期中学校-特 別・高速・普通- 標準教育課程）

領域-聴 取
学習内容-様 々な音楽文化と様式：わが国の民俗音楽，アジアの伝統音楽，西洋のクラシック音楽 -音楽 要素（ピッチ・音価・テンポ・音色・テクスチャー・ダイナミクス・フレージング・形式）

-楽 器演奏の技術（アコースティック楽器・電子楽器）
-音 楽と他芸術（舞踊，劇）
技術　-音 楽が様々な社会的，文化的，歴史的文脈と関わる意味を理解する
（留意点）-音楽要 素が，音楽の雰囲気と効果にいかに関係しているかを理解する
-歌詞， 絵画，動きと音楽の関係を学ぶ
-色々な 楽器を見て聞いて把握する
-色々な 楽器が様々な文脈により異なる音響，効果，音色を出すかを理解
-音楽と 他芸術との関係について討論する
評価（到達目標）-音 楽を聴取する態度があるか
-日 常生活における音楽の重要性に気づいているか
-様 々な文化と音楽が関わっている事について，受容態度があるか

領域-音 楽づくり

学習内容-＊ 演奏　- レパートリー
4 曲（教育的な歌曲）と関連曲を補足／わが国の民俗音楽／民謡／ポピュラー音楽
- 留意事項-オ スティナート／簡単な 2 声の曲／2，3，4 声の輪唱／混声曲
- 楽器-打楽器 類（ピッチのあるもの，ないもの）
-旋律楽 器を一つ-例 ：リコーダー，ハーモニカかキーボード
-＊ 創作-リ ズムづくりと旋律づくり
技術　- 少なくともふたつの異なった文化から，様式とジャンルの異なる様々な組合せで，ソロとグループでの演奏
（留意点）- 次の適切な技術で心込めて演奏すること（正しい姿勢・適切な発声と，はっきりとした発音・呼吸法・表現力・正確なリズム，イントネーション・フレーズ感　ダイナミクス）
-色々な 打楽器（ピッチのあるもの，ないもの），少なくとも旋律楽器を何かひとつ演奏
-音 楽創作を，他の芸術に関わらせて，伝統的な音響素材と伝統とは関係しない音響素材，また電子楽器による音響素材を工夫して試みる
-簡単な 形式の音楽を作曲して，それを記譜するか，また自分なりの記譜をしてみる
評価（到達目標）-音 楽をつくる活動に積極的に参加する意欲あるか
-グ ループ活動がうまくできているか

中学校（後期中学校-特 別・高速・普通- 標準教育課程）

領域-聴 取

学習内容-様 々な音楽文化と様式：世界の伝統音楽，現代音楽
-音楽 要素（ピッチ・音価・テンポ・音色・テクスチャー・ダイナミクス・フレージング・形式）
-楽 器演奏の技術（アコースティック楽器・電子楽器）
-演 奏の形式について（独奏・アンサンブル・オーケストラ演奏）
-音 楽と他芸術（マスメディア・ 視覚芸術）

技術　　-音 楽が様々な社会的，文化的，歴史的文脈と関わる意味について討議する
（留意点）- 音楽要素が，音楽の雰囲気と効果にそのように関係しているか分析する
- 歌詞，絵画，動きと音楽との関係を学ぶ
- 色々な楽器を見て聞いて識別する
- 色々な楽器が様々な文脈により異なる音響，効果，音色を出すかを説明
- 広範囲な音楽文化と様式から，器楽曲，声楽曲の特徴を理解する
- 音楽と他芸術との関係について討議する
評価（到達目標）-音 楽を聞く意欲的態度がみられるか
-日 常生活における音楽の重要性に気づいているか
-様 々な文化と音楽が関わっていることについて，受容態度がある

領域-音 楽づくり

学習内容-＊ 演奏　- レパートリー
3 曲（教育的な歌曲）と関連曲を補足／わが国の民俗音楽／民謡/ポピュラー音楽
留意事項-オ スティナート／簡単な 2 声の曲／2，3，4 声の輪唱／ 混声曲
楽器　　-打 楽器類（ピッチのあるもの，ないもの）
-旋 律楽器を一つ-例：リ コーダー，ハーモニカかキーボード
技術　　- 異なった文化の様々な様式とジャンルから，独奏とグループ演奏のものを，表現の仕方に注意して演奏する
（留意点）-前期中 学校で学んだ技術と表現をもとに，流暢に演奏する
-色々な 打楽器を少なくともひとつ演奏
評価（到達目標）-音 楽をつくる活動に積極的に関わろうとする意欲があるか
-グ ループ活動がうまくできているか
- ＊創作　-短 い音楽作品
技術　　- 音楽創作を，他の芸術と関わらせて，伝統的な音響素材と伝統とは関係しない音響素材，また電子楽器による音響素材を工夫して試みる
（留意点）-簡単な 形式の音楽を作曲して，記譜し，また自分なりの書き方で記してみる
評価（到達目標）　- 音楽をつくる活動に積極的に参加する態度がみえるか
- グループ活動がうまくできているか

中学校（前期中学校-標 準・職業教育課程）

領域-聴 取

学習内容-様 々な音楽文化と様式：わが国の民俗音楽，アジアの伝統音楽，西洋のクラシック音楽
- 音楽要素（ピッチ・音価・テンポ・音色・テクスチャー・ダイナミクス・フレージング・形式）
-音 楽と他芸術（舞踊，劇）
技術　　-各 文化の音楽を識別できるか
（留意点）-音楽要 素が音楽の雰囲気と効果にいかに関係しているかを述べる
-歌詞， 絵画，動きと音楽との関係を学ぶ
-他の芸 術と音楽との関係について討議する

評価（到達目標）-音 楽を聴取する意欲的態度があるか
領域- 音楽づくり
学習内容-＊ 演奏 - レパートリー 4曲（教育的な歌曲）と関連曲を補足／わが国の民俗音楽／民謡/ポピュラー音楽 - 楽器-打楽器 ないし旋律楽器 -＊ 創作 - 簡単な音楽作品 技術 - 様々な文化の簡単な曲で，独奏とグループで演奏 （留意点）- 次のことに注意して演奏（姿勢・発声・はっきりとした発音・呼吸法・表現力・正確なリズム・イントネーション・フレーズ感・ダイナミクス） -色々な 打楽器ないし旋律楽器を演奏 - 音楽創作を，伝統的な音響素材，伝統的でない素材，電子楽器の素材を用いてやってみる - 簡単な形式の音楽を作曲して，それを記譜し，また自分なりの方法で書き記してみる 評価（到達目標）-音 楽づくりに意欲的に参加しようという意欲がみえるか -グ ループで活動がうまくできているか

中学校（後期中学校-標 準・職業教育課程）

領域-聴 取
学習内容-様 々な音楽文化と様式：世界の伝統音楽，現代音楽 音楽要素（ピッチ・音価・テンポ・音色・テクスチャー・ダイナミクスフレージング・形式） 音楽と他芸術（マスメディア・視覚芸術） 技術 - 音楽が様々な社会的，文化的，歴史的文脈と関わる意味について討議 （留意点）- 音楽要素が，音楽の雰囲気と効果に，いかに関係しているかを述べる - 歌詞，絵画，舞踊，劇との関係について理解する - 音楽と他芸術との関係について討議する
領域-音 楽づくり
学習内容-＊ 演奏 - レパートリー 3曲（教育的歌曲）と関連曲を補足／わが国の民俗音楽/民謡／ポピュラー音楽 - 楽器 -打楽 器類ないし旋律楽器 -＊ 創作 - 音楽作品の創作 技術 - 音楽創作を，伝統的な音響素材と伝統とは関係しない音響素材，また電子楽器による音響素材を使って工夫してみる （留意点） - 簡単な形式の音楽を作曲して，それを記譜し，また自分なりの方法で記す 評価（到達目標） - 音楽づくりに積極的に関わろうという意欲がみえるか - グループ活動がうまくできているか

５　その他　わが国との比較

教科としての音楽が，上述の CCA と直接関係するようにという指示がシラバスに示されているわけではないが，多くの小学校，中学校の実状は，音楽教科を CCA と関わらせ，かつ学校行事とも何らかの形で連動させる扱いにある。小学校では合唱，中学校では合唱お

よびスクールバンドの配備が多くみられる。CCA には，合唱，スクールバンド，またこの国の民族構成を反映して，中国，マレー，インドの文化に関するそれぞれの民族の伝統音楽（中国管弦楽，マレー音楽と舞踊，インド音楽と舞踊など）の専門家，更に，かつ教科目と CCA 活動における音楽の扱いが，この国の多民族社会を反映して，異なる文化の人々の相互理解とシンガポーリアンとしての自国文化の意識を培うという意味にあるのが特徴である。

（滝沢　達子）

＜参考文献＞

斉藤里美編著・監訳「シンガポールの教育と教科書」明石書店 2002
T.Takizawa 編「Music Education as Cultural Education in ASEAN Countries」アカデミア音楽出版 1992
http://www.moe.edu.sg

台　　湾

1　学校制度及び教育課程の基準の概要

⑴　学校教育制度の概要

建国以来，教育は立国の根本であると位置付けられている。中華民国憲法は、教育の発展を促し、国民の素質を向上させるため、別個の条項を設けて教育政策について規定，第158 条では国民の民族精神･自治精神･国民道徳･健全な体格･科学および生活技能を発展させなければならないと規定する[1)]。教育方針は，社会の要請に応じて改訂され，様々な変化を経てきた。2000 年度には，台湾全土で 8,071 の学校があり，268,677 名のフルタイムの教員，5,303,001 人が就学している。平均すると 1,000 キロメートル四方に 214 の学校があり，小学に関しては，フルタイムの教員に対する児童の比率は 1：19，中学の教員に対する生徒の比率は 1：16 となっている[2)]。現在の教育課程は 22 年間で構成され，学生の必要に合わせた流動的な体制となっている。一般的には 2 年間の就学前教育，6 年の小学，3 年の中学，3 年の高級中学，2-4 年の工科大学あるいは技術学院，4-7 年の大学，1-4 年の修士課程と 2-7 年の博士課程である。（図 1　学校教育制度参照）

ア 幼稚園：公立と私立がある。公立幼稚園は普通小学校に隣接している。どちらも 4 歳で入園，6 歳の誕生日の直前まで 1-2 年間通う。

イ 義務教育：義務教育は，1968 年にそれまでの 6 年から 9 年に延長され，国民小学 6 年と国民中学 3 年，計 9 年となっている。2003 年度からはさらに充実がはかられ，九年一貫の教育課程が実施されている。

ウ 国民小学：主として県，市町村等によって設置・運営されている。

エ 国民中学：小学と同様に地方行政府の権限内にある。原則的に生徒は 3 年間の就学である。

オ 高級中学：後期中等教育には，高級中学と高級職業学校の 2 種の機関がある。高級中学の教育課程は普通 3 年である。国民中学と高級中学の 6 年間を統合した中等学校は国立か私立である。入学試験か資格試験によって入学が許可される。

カ 専科学校：専科学校は国立か，多くの場合私立である。高級中学か高級職業学校卒業生を対象にした 2 年制と，中学卒業者を対象とした 5 年制の 2 種がある。

キ 工科大学と技術学院：両者とも公的あるいは私的な支援を受けている。職業学校卒業生のための進学機会を保証しており，専科学校卒業生を対象とした 2 年制と，高級職業学校卒業生を対象とした 4 年制の 2 種がある。

ク 大学と独立学院：入学は共通入学試験に合格するか，あるいは数学，自然科学，言語，芸術について関連する学科で資格試験において才能ある学生と認められることである。なお，現在入学資格試験を検討中である。

ケ 師範大学と師範学院：教員養成は，師範大学で行われるものと師範学院で行われるものの 2 種のプログラムがある。師範大学は中等段階の教員養成を，師範学院は幼

図１　台湾の学校系統図

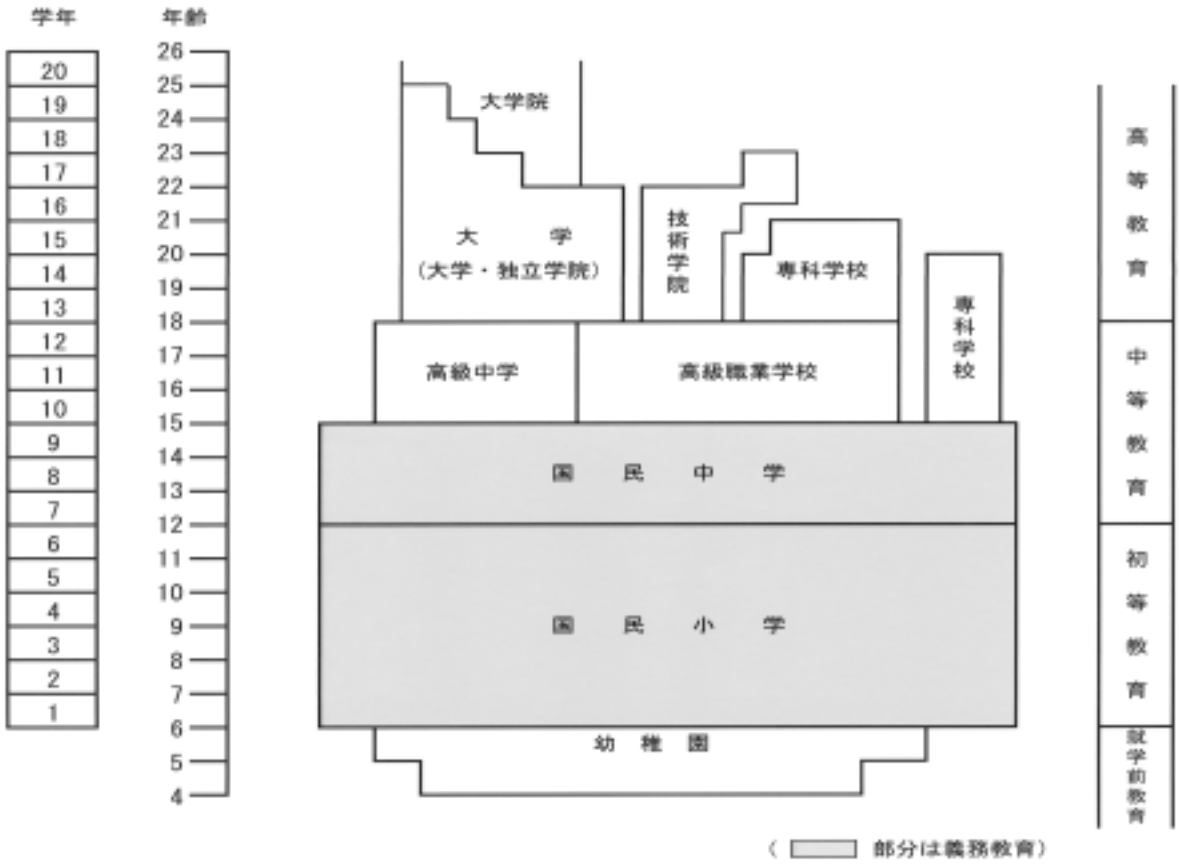

文部省大臣官房調査統計企画課，『諸外国の学校教育』，平成８年９月より

稚園と小学段階の教員養成を行う。どちらの教育機関も４年間の教育と教員養成訓練を受けるために高級中学卒業生が入学できる。

コ　大学院：公立大学，私立大学と独立学院は文部大臣の承認を得て大学院を設置することができる。修士号と博士号は十分な成果を挙げて教育課程を修了した後に授与される。修士課程で卓越した成果を挙げた者は入学試験なしで博士課程へ進学できる。

サ　障害児のための諸学校：身体的に，あるいは精神的に障害を持つ者を対象とした教育課程がある。18の公立と二つの私立，合計20の学校がある。入学要件と教育課程は義務教育法と特殊教育法で定められている。

シ　補習学校：補習学校は，政府によるものと私立の両方がある。現在では公立の方が多い。国民補校，高中補校，職業補校，専科補校，と呼ばれ，全ての教育の段階に対応している。初等，中等教育課程を終えた者は修了証書を得るために資格試験に合格しなければならない。専科学校を修了した者にも修了証書を授与される。独立学院の課程を終えた者は学士号を得る。

ス　開放制大学：国立と地方公共団体によるものの２種が存在する。成人に AV 情報メデ

ィアを用いて更なる教育機会と継続教育の機会を提供している。就学形態にはフルタイムとパートタイムがあり，フルタイムの学生は 20 歳以上で，入学試験に合格することが必要である。パートタイムの学生は，入学時に 18 歳以上であることが必要である。教育課程を修了した者には学士号が授与される。

⑵ 教育課程の基準

1998 年には，急激な経済成長と社会構造，産業構造の多様化に対応すべく，5 カ年計画が実施され，教育課程の抜本的改革が行われた。この新しい教育課程は台湾国民がリカレント教育を受け，21 世紀の様々な変化に対応できるようにすることをめざしたものであり，以下の 12 の課題が挙げられている [3)]。

① K-12 の国家教育プロジェクトの改訂
② 就学前教育と幼稚園教育の助成
③ 教師教育と再教育の刷新
④ 種々の職業教育の推進
⑤ 卓越した高等教育の追究と発展
⑥ 生涯学習プロジェクトの擁護
⑦ 障害者教育課程の強化
⑧ 先住民のための教育プログラムの活性化
⑨ 大学進学の拡充
⑩ 指導とガイダンス，カウンセリングの新システムの構築
⑪ 教育研究進展のための教育経費の増大
⑫ 親教育を通しての家族的価値，道徳推進の加速

この流れを受けて，初等・中等教育課程については，1982，83 年に公布された「国民小学，国民中学課程標準」の見直しが行われた。 2002 年からは「国民中小学暫定課程綱要 」が実施されている。その特徴は，教育課程が小学と中学とを合わせて 9 年間一貫設計されていることにある。それは目的を「人間に本来備わった情緒，統括能力，民主的な素養，郷土意識と国際意識を培うとともに，これらをもって健全な国民の生涯学習の進行を可能にすること」におく九年一貫教育課程なのである。

教育課程には次の 10 の目標とそれぞれに対応する 10 の基本能力が挙げられている [4)]。

ⅰ 自己理解を増進し，個人の潜在的な能力を育成すること。
ⅱ 鑑賞，表現，審美，創作能力を培うこと。
ⅲ 生涯計画と生涯学習能力を高めること。
ⅳ 表現と伝達能力を培い，能力と知性を共有すること。
ⅴ 他人を尊重し，社会に心を開き，共同製作を進めること。
ⅵ 文化学習と国際理解を促進すること。
ⅶ 企画，組織，実践の能力と知識を増進すること。
ⅷ 科学技術と情報の能力を運用すること。
ⅸ 主体的な探索と研究精神を動機づけること。
ⅹ 独立思考と問題解決能力を培うこと。

授業時間は小学では 40 分，中学では 45 分が原則である。学年ごとの週当たり基本授業時数は，1・2 年は 20 時間，3・4 年は 25 時間，5・6 年は 27 時間，7・8 年は 28 時間，9

年は 30 時間となっており，これらに加えて学校と子どもたちの状態で柔軟に対応できる時間が 1・2 年で 2-4，3-6 年で 3-6，7・8 年で 4-6，9 年で 5-7 時間と定められている[5]。

教科構成は，従来の「課程標準」では小学で 11 教科，中学で 21 教科に細分されていたが，「九年一貫教育課程」では言語，健康と体育， 社会，芸術学習と人文，自然と生活科学技術，数学， 総合活動の「七大学習領域」に統合された。表は各学習領域と学年，および学習の段階づけとの対応関係を示している[6]。

表 1　学習領域と学年および学習の段階づけ

<table>
<tr><th>領域＼学年</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th></tr>
<tr><td rowspan="2">言語</td><td colspan="3" rowspan="2">国語</td><td colspan="2" rowspan="2">国語</td><td colspan="3">国語</td></tr>
<tr><td colspan="2">英語</td><td colspan="3">英語</td></tr>
<tr><td>健康と体育</td><td colspan="3">健康と体育</td><td colspan="3">健康と体育</td><td colspan="3">健康と体育</td></tr>
<tr><td>数学</td><td colspan="3">数学</td><td colspan="2">数学</td><td colspan="2">数学</td><td>数学</td></tr>
<tr><td>社会</td><td rowspan="3">生活</td><td colspan="2">社会</td><td colspan="2">社会</td><td colspan="3">社会</td></tr>
<tr><td>芸術と人文</td><td colspan="2">芸術と人文</td><td colspan="2">芸術と人文</td><td colspan="3">芸術と人文</td></tr>
<tr><td>自然と生活科学技術</td><td colspan="2">自然と生活科学技術</td><td colspan="2">自然と生活科学技術</td><td colspan="3">自然と生活科学技術</td></tr>
<tr><td>総合活動</td><td>総合活動</td><td colspan="2">総合活動</td><td colspan="2">総合活動</td><td colspan="3">総合活動</td></tr>
</table>

このような教育課程について，各学校はそれぞれ「課程発展委員会」と「各学習領域課程小委員会」を組織し，評価を行い，各学習領域課程計画と実施内容を決定する。

教材選択に関しては，1989 年に導入された「検定教科書」制度を拡大して，多種な教材を採用することとなった。教材源には，検定教科書，単元式の教材，現行出版物，多種のメディア視聴覚教材，地方公共団体の開発教材，学校独自の教材，教員の講義などが挙げられているが，一方では，課程実施前に学校の年度課程案を主管教育行政機関に報告し，審査を受けることが求められている[7]。

２　音楽科の教育課程

⑴　位置づけと教育理念

「音楽」の学習は，「国民中小学課程暫行綱要」の中で七大学習領域の中の「芸術学習と人文学習領域」に含まれている。「(一)基本理念」によると，この領域は「芸術学習は人文の素養であり，人文の素養は芸術学習を核心とする」[8] ゆえに行われる学習である。学習領域には視覚芸術と音楽，上演芸術の学習が含まれている[9]。その目的は，学生の芸術能力を培い，芸術活動に積極的に参加するよう奨励し，芸術の鑑賞能力を育成し，日常生活における情操を陶冶し，芸術の潜在力を啓発して人格を健全に発展させることにある。

第 3 段には「芸術は人類文化の結晶であり，生活の重心であり，教育の根本を整え全うするものである。芸術はその独特の固有言語をもって一般言語に頼ることのないコミュニケーション，非言語的な構造形式を供給する。かくして人間の直感，推理，連想など創造的な創意や思考能力を高める。生活の思想や情感，とりわけ知識の獲得の源を供給し，価値観をうち立てる」[10] と，謳われており，必修教科である。

⑵　授業時数

この領域に充てられる授業時間は総授業時間の 10.4%であり，弾力的な運用の可能性も含めると，週当たりの授業時数は，1・2 年で 2-3 時間，3・4 年で 2.5-3.75 時間，5・6 年で 2.7‐4.05，7・8 年で 2.8-4.25 時間，9 年で 3.0-4.5 時間となる[11)]。

⑶　目標と内容構成[12)]

ア　主軸目標

「芸術学習と人文領域」の主軸目標は，以下の 3 点である。

①　探索と創作
②　審美と価値判断
③　文化と理解

イ　「芸術学習と人文領域」の学習内容

主要な内容は，「音楽と視覚芸術，上演芸術に関係する学習を含み，児童・生徒の芸術文化の興味と趣好を陶冶し，芸術文化活動に積極的に参加できるようにし，感受力と想像力，創造力などの芸術能力と素養を高める」とされている[13)]。

ウ　学習の段階

全 9 年間の教育課程は，主軸目標順に，複数の学年をまとめた 4 段階に分けて示されている。ここでは音楽関係の項目のみ抽出して記す。なお，表中の数字は，各項目に付された番号である。

表２　各段階の能力指標

段階	①　探索と創作	②　審美と価値判断	③　文化と理解
第一段階・国民小学一―二年	3 声や身体，楽器，また周囲の環境音など多様な音色を体験すること。 4 音楽活動の中で，声や身体の動き，簡易な楽器を用いて創作をすること。 5 言語や身体の動き，音楽を模倣したりして自己を表現し，楽曲を感受すること。	3 大自然や周囲の環境音を体験して自分の感受したことを述べること。 4 子どもの歌を歌ったり聞いたりすることを通して音楽を愛好する態度を培うこと。	1 周囲の環境を観察し，芸術活動に参加して，音楽が生活の一部分をなしていることを理解すること。 4 様々な民族の民謡を鑑賞し，多元的な音楽文化の特質を感受すること。
第二段階・国民小学三	4 リズムを通して歌唱や楽器演奏を行い，音楽的要素を感受する(音高，長短，強弱など) こと。 5 声，身体の動き，楽器を用いて簡単な曲やリズムを即興的に創作し，音楽やリ	4 声や楽器や音楽的要素を弁別し，その特徴を述べること。 5 友だちの音楽表現を観賞して自分の受けた感じを表現し，友だちの成し遂げたものを了解すること。	3 郷土の音楽を認識し，これらを歌ったり，ひいたり鑑賞したりして，郷土を懐かしむ情操を表現すること。 4 様々な音楽文化の表現様式の曲を鑑賞し，多様な文化的特質を理解すること。

一四年	ズムを合わせること。 6 揺るぎない速度，音色，フレーズに適合するダイナミックスを探索し，創作すること。	6 日常生活の中で音楽に興味を持って聞く態度を培い，自分の好きな音楽を表現することを原則とする。	
第三段階・国民小学五―六年	4 多様な音源(電子楽器を含む)を探索し，創作的イメージ力を活性化させること。 5 楽器を用いて歌曲に即興的に伴奏したり，合奏に参加すること。 6 さまざまな音色，速度，フレーズに適合するダイナミックスを用いて，多様な様式の音楽を創作すること。	4 音楽の専門用語を用い，楽曲の構成や特質について述べること。 5 討論や分析，価値判断などを通して，自分の楽曲に対する美的建機や見解を表現すること。 6 音楽活動に参加し，注意深く聞く習慣を育て，自分の感受について表現ができるようになること。	5 様々な音楽文化の特質を比較すること。 6 音楽史上の各時代の作品を認識し，その特色を理解すること。
第四段階・国民中学一―三年	4 伝統楽器や非伝統楽器(電子楽器を含む)を用いて音楽を創作すること。 5 歌唱や楽器演奏を通して音楽の表現活動に参加し，音楽表現力を発展させること。 6 簡単な曲を試作して音楽の形式美を体験すること。	5 楽曲の様式やオーケストレーション，風格などの特色を認識し，美的能力を培うこと。 6 音楽史上の様々な時代の作品を鑑賞し，そこに表現された情感について述べることができること。	4 主体的に音楽活動に興味を持って参加する習慣を培うこと。 5 様々な時代の作品を分析・比較し，それぞれの時代の作品の風格と内容を全て知ること。 6 地域，文化と音楽との相互関係を認識し，文化や歴史が音楽作品に与えた影響を理解すること。

エ　教育課程と十大基本能力との関係

以上の能力指標は，十大基本能力と表 2 のように関係づけられている。なお，表中における①②③は主軸目標を，次の数字は段階を，最後の数字は項目番号を表わしている。この表から，科学技術や情報の運用能力の育成は音楽学習には求められていないこと，独立思考と問題解決能力についても関連する項目がほとんどないことがわかる。これらの能力は「芸術学習と人文」では主として視覚芸術が担っている。

表 2　教育課程と十大基本能力との関係 [14)]

十大基本能力	該当する項目
i　自己理解を増進し，個人の潜在的な能力を育成すること。	①-1-5，②-3-6，
ii　鑑賞，表現，審美，創作能力を培うこと。	①-2-4，①-3-4，①-4-4，②-3-5，②-4-5，

iii　生涯計画と生涯学習能力を高めること。	②-1-4，②-2-6，③-4-4，
iv　表現と伝達能力を培い，能力と知性を共有すること。	①-4-6，②-1-3，②-2-5，②-3-4，②-4-6，
v　他人を尊重し，社会に心を開き，共同製作を進めること。	③-2-3，
vi　文化学習と国際理解を促進すること。	③-1-1，③-1-4，③-2-4，③-3-6，
vii　企画，組織，実践の能力と知識を増進すること。	①-1-4，①-2-5，①-3-5，①-3-6，①-4-5，
viii　科学技術と情報の能力を運用すること。	
ix　主体的な探索と研究精神を動機づけること。	①-1-3，①-2-6，③-3-5，③-4-5，③-4-6
x　独立思考と問題解決能力を培うこと。	②-2-4，

⑷　学習と指導の実践

教育課程実施にあたっては課程設計，教材編成，指導計画，指導方法，評価に関しても芸術と人文 3 分野にわたる共通項目が掲げられている。ただ，教材編成の「内容と範囲」の項目だけは分野別仕立てになっている。

ア　音楽分野の学習内容 [15)]

音楽に関する事項には「音楽の基本的能力（音感と読譜，リズム），楽器演奏（弦楽器，管楽器，リズム楽器等），歌唱（わらべ歌，童謡，独唱，合唱，朗誦，詩の朗唱），創作と鑑賞など」が含められている。また，総合芸術に関する事項において，各種表現や鑑賞について電子媒材による芸術と科学技術の結合が謳われている。

イ　学校における授業実施の現状

九年一貫の「暫行綱要」は各芸術分野の統合と融合を基本に展開されているものの，教員養成が教科別に行われていることによって，授業が常に統合されて行われているとは限らない。現実には，音楽と美術の教員が個別に授業を行っている場合が少なくない。また，上演芸術の教員を配置する学校も少ない。台北市の中学校では「暫行綱要」に沿った教育を行うために，週 1 時間を音楽と美術教員の共同研修時間として，授業の準備や研究に充てている [16)]。

ウ　教材

芸術 3 分野が統合されているために「綱要」の表現は抽象的である。そのような中での手がかりは，具体的な教科書教材である。

「芸術学習と人文」領域の教科書には，視覚，聴覚，上演芸術の学習を総合的に扱った教材が多く見られる。ここでは，その学習内容と指導方法をよく表している例として，9 年用の教科書の中から「四季讃歌」と題する単元の教材「四季の舞」を取り上げ，概略を紹介する [17)]。

用いられる楽曲はビバルディの「四季」，国立馬寶舞劇団演出の視聴覚教材を用いている。学習目標には，舞劇の基本構成，舞踊の形式，バレー，衣装などの項目の他に，環境と密接に結びついた肢体表現の方法について認識することが挙げられている。指導の重点は，劇の編成，音楽，舞踊の編成，ダンサー，衣装，上演などの舞踊の基本概念と，舞踊の知識，舞踊芸術への興味・関心を育成することにおかれている。生徒のレディネスとして，1）舞踊芸術を知り，好んでいること，2）基本概念の比較と分析ができること，3）色彩を応用する基本能力を身につけていること，4）空間を運用する連想力を身につけてい

ることが挙げられている。

指導は，映像を用いて生徒の舞踊芸術への興味を引き出し，舞踊に参加し，感受するよう，また，生徒が周辺環境を観察するよう奨励し，自然に触れ，肢体を使って創作力を発展させることができるように進行する。学習の展開の概略は次のようである。

1) ビバルディの「四季」を鑑賞し，四季変化と舞踊の工夫について説明する。
2) 映像を鑑賞し，舞踊の見どころを提示する。（ダンサーの四肢の動線，柔軟性，ダイナミックス，跳躍・旋回などの技巧および動作と音楽のリズムの相互関係）
3) 衣装，照明，情景表現
4) 討論

このような総合的な視点は小学 1 年から 9 年の教科書まで，歌唱曲，器楽曲に限らずほとんどすべての教科書教材に見られる。

エ　特別に秀でた生徒のための教育

音楽能力が特別に優れた子どもの早期発見のために台湾全体で 31 の小学と 32 の中学に「音楽才能班」と呼ばれる特別学級（1 学級 30 名）が設置されている。カリキュラムの中には西洋音楽の各ジャンルが組み込まれ，個別レッスンやグループ授業を行っている。学校によっては伝統楽器の専攻がある[18)]。

3　日本のカリキュラムと比べた特色

台湾の音楽学習に関する教育課程の特色は以下のようにまとめることができる。

①領域は「芸術学習が人文の核心的な素養である」という理念に基づいて教育課程に取り入れられている。
②「芸術学習と人文」領域に，美術，上演芸術とともに統合されている。
③領域の主軸目標は，芸術 3 分野を総括して設定されている。
④各段階の能力指標は，教育課程全体に共通する十大基本目標と基本能力に密接な関連を持って設定されている。
⑤音楽関係の具体的な学習内容としては，音楽の基本的能力（音感と読譜，リズム），楽器演奏（弦楽器，管楽器，リズム楽器等），歌唱（わらべ歌，童謡，独唱，合唱，朗誦，詩の朗唱），創作と鑑賞などが含まれており，これらと他の芸術分野の学習が関連づけられた指導・学習形態をとっている。
⑥カリキュラム設計，教材選択，指導方法，学習環境，評価などについては，基本方針が示され，具体化は各学校にゆだねられている。
⑦「芸術学習と人文」領域の授業実践のために，台北市の教育局では，音楽と美術の教員に週一時間のミーティングの時間を保証している。
⑧教育課程改訂にあたって，まず「暫行綱要」を試行し，問題点には修正を加えて本実施というプロセスを置いている。
⑨特別な才能を持った子どものための「音楽才能学級」を設置している。

（奥　忍）

＜注＞

1）中華民国・台湾インターネット情報網：「中華民国早わかり　II－5「教育」
http://www.gio.gov.tw/info/nation/jp/handbook/2_5.htm

２）許淑佳：Education in Republic China, 2003, http://140.111.1.22/english/index.htm.
３）許淑佳：同上。p.18 に基づいて奥忍作成。
４）教育部：「参，課程目標」『国民中小学九年一貫課程暫行綱要』2001，p.5
５）国立台湾芸術教育館：『国民教育「芸術与人文」学習領域課程設計手册』，2001，p.10
６）「(三) 各学習領域／段階」『国民中小学九年一貫課程暫行綱要』2002，p.11
７）「(五) 実施要点」『国民中小学九年一貫課程暫行綱要』2002,
８）「芸術与人文学習領域(一) 理念」『国民中小学課程暫行綱要』，2001，p.19
９）「上演芸術」という用語は，『暫行綱要』の「表演芸術」の訳語である。
10）前傾８)，p.19
11）国立台湾芸術教育館：『国民教育「芸術与人文」学習領域課程設計手册』，2001，p.10
12）「芸術与人文学習領域　(三) 分段能力指標」『国民中小学課程暫行綱要』，2001，pp.20-24
13）「伍　学習領域　三，各学習領域主要内容 」『国民中小学課程暫行綱要』，2001，pp.10
14）「芸術与人文学習領域　(四) 分段能力指標と十大基本能力との関係」『国民中小学課程暫行綱要』，2003，pp.25-28 を基に奥忍作成。
15）「芸術与人文学習領域(五) 実施要点」『国民中小学課程暫行綱要』，2001，p.29
16）例えば台北市立興雅国民中学１年では週１時間の音楽と２時間，２年と３年では音楽１時間，美術１時間の授業が行われている。
17）『国中藝術與人文 第一冊』， 康軒文教事業， 2002，pp.120
18）例えば台北市古亭小学校では３年から「音楽小班」が設置され，主科・副科実技の他に，各学年２名の音楽教員によって，音感，読譜，合唱，合奏，鑑賞などのクラス授業が行われている。

＜参考文献および参考 HTML＞

教育部：国民中小学課程暫行綱要　芸術与人文学学領域目録
賴美鈴：従教科諸制度談国中音楽教科書的演進『音楽教育学術研討会―音楽教学的理論与実際論文集』，国立台湾師範大学音楽系，2001，p.109-118
賴美鈴：芸術与人文領域的音楽課程設計探究『国際芸術教育学会―亜州地区学術検討会論文集』，中華民国芸術教育発展学会，2001，p.272-280
賴美鈴：台湾中小学音楽師資培育制度，国立台北師範学院「中小学一般芸術教育師資培育学術検討会」発表原稿，2002
賴美鈴：「我国国民中学音楽教科書的現況」，『中等教育』46 巻 4 期，56-67，1995
賴美鈴：「台湾音楽教育史研究（1945-1995)」，『1995 年度行政院国家科学委員会専題研究計画成果報告』
劉麟玉：『植民地下の台湾における学校唱歌教育の成立と展開（1895-1935)』，お茶の水女子大学大学院人間文化研究 2001 年度学位論文
岡部芳広：「台湾の国民小学音楽科教科書の研究」日本音楽教育学会『音楽教育学』第 21-2 号，p.13-22，1992
Graham Bartle ed. Taiwan, "International Directory of Music and Music Education Institutions, Callaway International resource Centre for Music Education & The University of Western Australia" , 2000, pp.336-337
文部省：諸外国の学校教育　アジア・オセアニア・アフリカ編教育調査第 124 集，1999
http://teach.edu.tw/index.php　（国民中小学綱要新旧比較）
http://teach.eje.edu.tw/other/index.php　（国民中小学暫行綱要）

目標・内容構成等の一覧表

	日　本
1　対応する教科等の名称	小 学 校：音楽 中 学 校：音楽 高等学校：芸術（教科の中の科目として「音楽」が設定されている。）
2　教育課程上の位置づけ (1)　配置されている学年 (2)　配当授業時数（学年当たり、週当たり等の示し方も含む） (3)　履修の方法（必修・選択等） (4)　その他	(1)　小 学 校　：　音楽（1-6） 中 学 校　：　音楽（7-9） 高等学校　：　芸術（音楽）（10-12） (2)　小 学 校　：　第1学年　68 第2学年　70 第3学年　60 第4学年　60 第5学年　50 第6学年　50 中 学 校　：　第1学年　45 第2学年　35 第3学年　35 高等学校　：　「音楽Ⅰ~Ⅲ」2単位 ＊小学校の1単位時間は45分、中学校の1単位時間は50分。 ＊高等学校は1単位時間は50分。35単位時間の授業で1単位。 (3)　小学校及び中学校では、すべての学年で必修。 高等学校では、芸術のうち「音楽Ⅰ」「美術Ⅰ」「工芸Ⅰ」「書道Ⅰ」の中から1科目を必履修とする。「音楽Ⅱ」「音楽Ⅲ」は選択科目となる。なお、専門教育に関する教科として「音楽」があり、七つの科目が設定されている。
3　目標、内容等の示し方 (1)　目標、内容等の示し方（目標、内容、方法、評価等のどこまでを示しているか） (2)　目標、内容等が学年別に示されているか (3)　その他内容等の示し方の特色	(1)　小学校、中学校では、①目標、②各学年の目標及び内容、③指導計画の作成と（各学年にわたる）内容の取扱いが示されている。 高等学校では、①目標、②各科目の目標、内容、内容の取扱い、③各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱いが示されている。 (2)　小 学 校：2学年ごとに示している（1-2、3-4、5-6）。 中 学 校：第1学年と第2、3学年に分けて示している（7、8-9）。 高等学校：科目ごとに示している。
4　内容構成 (1)　内容の区分（領域、分野等） (2)　内容及び内容の配列編成の特色 (3)　その他の内容構成等の特色	(1)　内容は「A表現」「B鑑賞」の二つの領域からなっている。なお、「A表現」は「歌唱」「器楽」「創作」からなっている。 (2)　・小学校では、各学年で取扱うべき教材（共通教材）を定めている。また、「指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い」では、国歌はいずれの学年においても指導することとされている。 ・中学校では、和楽器を1種類以上用いること、高等学校「音楽Ⅰ」では、我が国の伝統的な歌唱及び和楽器を含めて扱うようにすることを示している。
5　その他我が国と比較した特色	

	アメリカ合衆国
1　対応する教科等の名称	音楽
2　教育課程上の位置づけ (1)　配置されている学年 (2)　配当授業時数（学年当たり、週当たり等の示し方も含む） (3)　履修の方法（必修・選択等） (4)　その他	学校教育制度は、日本と同じ 6・3・3 制以外に、4・4・4 制、5・3・4 制、6・2・4 制、6・6 制、8・4 制などあり、それぞれの学校の呼び方も様々である。教育課程は州により異なるので、ここでは 1994 年の「全米芸術教育標準」の「音楽」の項をまとめた。 (1)　『標準』によれば、配当学年は、K-4、5-8、9-12 になっている。 (2)　各州の学校区に任されている。 (3)　各州の学校区に任されているが、K-8 は必修のところが多い。選択科目として「バンド」や「オーケストラ」などの科目名がある。 (4)　アメリカの学校で見られる音楽は、「一般音楽」で、幼稚園から高等学校のレベルまで、学級単位で行う授業や、表現や鑑賞などの総合的な教育のことを指す。日本のクラブ活動等で行われている合唱、吹奏楽やオーケストラなどの活動は、そのままの名称で学校の教育課程に載せられている。
3　目標、内容等の示し方 (1)　目標、内容等の示し方（目標、内容、方法、評価等のどこまで示しているか） (2)　目標、内容等が学年別に示されているか (3)　その他内容等の示し方の特色	(1)　教育目標、内容としてすべてのアメリカの児童・生徒（K-12）にとって、芸術において知るべき事柄と出来るようになるべき事柄を重視している。方法については、「内容及び達成標準」において領域ごとに学年の系統性をふまえて表で示されている。評価については評価の項目で具体的に示されている。 (2)　K-4、5-8、9-12 ごとに大まかな学習経験、技能や知識についての目標があげられている。 (3)　9 学年から 12 学年において、更に熟達レベルと上級のレベルに分けられる。全ての生徒は高等学校を卒業するまでに少なくとも芸術の一つの分野について熟達レベルに達していることが期待される。
4　内容構成等 (1)　内容の区分（領域、分野等） (2)　内容及び内容の配列の特色 (3)　その他内容構成等の特色	(1)　K-4、5-8、9-12 ごとに 9 領域の分野がある。 (2)　内容は、①歌唱、②器楽、③即興、④作曲と編曲、⑤読譜と記譜、⑥鑑賞、⑦評価、⑧音楽と他の芸術・芸術以外の教科との関連性の理解、⑨音楽と歴史・文化との関連性の理解になっている。さらに領域ごとに、内容標準と達成標準に分けている。
5　その他わが国と比較した特色	我が国の場合は音楽愛好の心情の育成が前面に出ているが、標準ではこのような心情的な目標設定はしていない。音楽教育においても知ることと出来ることを重視している。このことが、音楽そのものの持つ概念の把握、形式や様式の理解とパフォーマンス重視の教育に関連している。 科目等の立て方が、いわゆる一般音楽の他に、バンドや合唱、オーケストラといった日本で言えばクラブ活動的な領域が教科名になっている。 多文化国家であるため、教科書教材に多様ジャンルや世界の音楽が含まれたり、コンピュータやインターネットの多様なメディアに応じた音楽教育が試みられている。

	イギリス
1　対応する教科等の名称	音楽
2　教育課程上の位置づけ (1)　配置されている学年 (2)　配当授業時数（学年当たり、週当たり等の示し方も含む） (3)　履修の方法（必修・選択等） (4)　その他	(1)　各学年を四つの教育段階に大別し、各段階で習得される到達目標のレベルを示している。 第1教育段階（5-7歳：1-2学年）　1＜2＞3 第2教育段階（7-11歳：3-6学年）　2　3＜4＞5 第3教育段階（11-14歳：7-9学年）　3　4＜5＞＜6＞7 第4教育段階（14-16歳：10-11学年） ＊＜＞内は、各教育段階終了時に望まれる到達レベルを示す。 ＊第4教育段階は、義務教育終了時の資格試験（GCSE 試験）の評価項目で判断され、特に達成段階や望まれる達成段階は示されていない。 ＊到達目標は、8 レベルまで記載されているが、各教育段階への配当は、第 7 レベルまでである。 ＊1992年版、1995年版においては、各教育段階における到達目標がそれぞれ明記されていたが、1999年版より上記のように複数の到達目標が子どもの状況に合わせて設定された。 (2)　示されていない。 (3)　第1-3教育段階（5-14歳）が必修 (4)　1999年版より、音楽のカリキュラムを通して、精神的発達、道徳心の発達、社会性の発達、文化的背景理解の発達など音楽外的スキルや思考・理解の発達がなされるよう明記された。
3　目標内容等の示し方 (1)　目標、内容等の示し方（目標、内容、方法、評価等のどこまでを示しているか） (2)　目標、内容等が学年別に示されているか (3)　その他内容等の示し方の特色	(1)　①到達目標、②学習プログラム、からなる。 ＊学習プログラムを1.「知識、理解、技能」と2.「さらなる学習の発展（知識、技能、理解）」の2つに大別し、1. を「演奏技能」「作曲技能」「価値判断（鑑賞）技能」「聴取、及び知識と理解の応用」に区分している。 ＊1992 年版、1995 年版においては、日本の領域に相当するものとして２領域（「演奏と作曲」「聴取と価値判断（鑑賞）Appraising」）としていたが、1999年版より、「演奏」「作曲」「価値判断（鑑賞）」の3領域に改められた。 (2)　①到達目標（目標）は、学年別には示されていない。ただし、上記2(1)のように、学年を教育段階にまとめ、それに対応する到達目標を幾つか示し、各教育段階終了時に獲得されるべき目安となる到達度を示している。 ②学習プログラム（内容）は、各教育段階ごとに明記されているが学年別には示されていない。 (3)　欄外に他教科のカリキュラムとの関連部分を明記している。
4　内容構成等 (1)　内容の区分（領域、分野等） (2)　内容及び内容の配列編成の特色 (3)　その他内容構成等の特色	(1)　日本の領域に相当するものとして、「演奏」「作曲」「価値判断（鑑賞）Appraising」の3領域が設けられ、この３領域を通して学ばれる分野を「聴取、及び知識と理解の応用」として設けている。 (2)　到達目標を柔軟に設定している。 教育段階をひとまとまりとして学習内容を提示している。 学ばれるべき具体的な楽曲は示されていない（学ばれるのが望ましいとされる様式やジャンルはある程度示されている）。

5　その他我が国と比較した特色	(1) 日本では、小・中学校ともほぼ2学年ごとの区切りで子どもの発達段階をとらえ、目標を示し、各学年ごとに学ばれる内容を示しているのに対して、ナショナル・カリキュラムでは、2～4学年のまとまりで、目標及び学習内容の双方を示している。 (2) 日本では「歌唱」「器楽」「創作」を「表現」という領域にまとめているが、ナショナル・カリキュラムでは、「創作」を「作曲」という独立した領域として設定している。 (3) 日本では聴取活動を主体とした「鑑賞」領域であるのを、ナショナル・カリキュラムでは積極的に評価しながら音楽を聴く領域として、「価値判断（鑑賞）Appraising」という名称の領域に設定している。 (4) 日本では学ばれる具体的な楽曲（小学校・歌唱）が示されているが、ナショナル・カリキュラムでは示されていない。 (5) ナショナル・カリキュラムでは、ICT（Information Communication Technology）の学習を音楽と合わせて教授するよう求めている。 (6) ナショナル・カリキュラムでは、到達目標を、GCSE 試験、CSE の A レベル試験の評価クライテリアと整合性のあるものに設定している。

	フ ラ ン ス
1　対応する教科等の名称	「芸術教育」（教科名）の中の音楽
2　教育課程上の位置づけ (1)　配置されている学年 (2)　配当授業時数（学年当たり、週当たり等の示し方も含む） (3)　履修の方法（必修・選択等） (4)　その他	(1)　小学校から高等学校までの全学年 (2)　小学校：「芸術教育」として週３時間の配当 中 学 校：「芸術教育」の中の音楽として週１～２時間の配当 高等学校：芸術系コース（音楽）の選択科目として配当 (3)　中学校まで「芸術教育」は必修
3　目標内容等の示し方 (1)　目標、内容等の示し方（目標、内容、方法、評価等のどこまでを示しているか） (2)　目標、内容等が学年別に示されているか (3)　その他内容等の示し方の特色	(1)(2)　学年別ではなく、学習期（幼年長～小 2 の基礎学習期・小 3～小 5 の深化学習期・中 1 の適応期・中 2～3 の中間期・中 4 の進路指導期および高校）ごとに「芸術教育」の目標理念を示した上で、音楽の目標、内容（活動領域と指導内容）、具体的な到達目標を示している。 (3)　学習期ごとに、書き方の抽象度がやや異なる。日本の学習指導要領のように書式が統一されていない。
4　内容構成等 (1)　内容の区分（領域、分野等） (2)　内容及び内容の配列編成の特色 (3)　その他内容構成等の特色	(1)　小学校：基礎学習期→歌唱・鑑賞・音楽行事 深化学習期→歌唱・鑑賞・楽器演奏・音楽行事 中学校：適応期→歌唱・鑑賞・楽器演奏 中間期→歌唱・鑑賞・楽器演奏 進路指導期→歌唱・鑑賞・楽器演奏・創作 高　校：音楽実技（歌唱・楽器演奏・鑑賞・創作）・音楽文化（音楽と言葉の関係、音楽と映像の関係、音楽と社会の関係、音楽の異種交配現象）・自由（研究的）活動 (2)　上記の活動領域の指導内容を示した後に、それぞれ評価（具体的な到達目標）の項を設けている。 (3)　日本の「学習指導要領」相当の詳しさのプログラムの他に、より具体的な指導内容マニュアルを、文書を分けずに詳述している。ただし項目の立て方や詳しさの度合いは、学習期ごとに異なる。
5　その他我が国と比較した特色	フランス語と自国文化の習得を特に重要視しているため、音楽における歌詞の学習は国語、歴史、地理、文化に、歌唱は正しい発音の習得に、と関連付ける扱いをしている。 小学校には合唱団の設置を義務付けている。 使用する楽器として、打楽器・リコーダーを特に挙げた以外では、「現代テクノロジーによる楽器」を明記している。

	ドイツ(バーデン･ヴュルテンベルク州)
1　対応する教科等の名称	音楽
2　教育課程上の位置づけ (1)　配置されている学年 (2)　配当授業数(学年あたり、週あたり等の示し方も含む) (3)　履修の方法(必修・選択等) (4)　その他	(1)　1-10,1-13　ドイツの教育制度は複線・分岐型である。基礎学校(Grundschule;1-4)の後、主に①基幹学校(Hauptschule;5-10)、②実科学校(Realschule;5-10)、③ギムナジウム(Gymnasium;5-13)の 3 種が設けられている。(以下 GS,HS,RS,Gym と表記する。) (2)　カリキュラムは州(2002 現在 16 州)ごとに異なる。以下、バーデン･ヴュルテンベルク州(1994)の週あたりの時数を例示する。 ・GS 1-4:1 時間 ・HS 5-6:2 時間, 7-9:1 時間, 10:1 時間 ・RS 5-7:2 時間, 8-9:1 時間, 10:2 時間 ・Gym 5:3 時間, 6-7:2 時間, 8-11:1 時間, 音楽専攻 5-11:およそ４時間, 9-13 は専攻やコースにより異なる。 (3)　GS.HS.RS; 必修　Gym; 必修および選択必修
3　目標、内容等の示し方 (1)　目標、内容の示し方（目標、内容、方法、評価等のどこまで示しているか） (2)　目標、内容等が学年別に示されているか (3)　その他内容等の示し方の特色	(1)　冒頭に各学校全学年を通しての「教育と教育の使命」が詳述され、その後各教科(音楽)の目標と活動領域ごとの意義が示されている。また、各学年の「年間計画」の最初には「教育の指導理念」が示され、「教科間をつなぐテーマ(Fächerverbindende Themen)」が設定されている。そして各教科(音楽)の活動領域(Arbeitsbereich)や題材・単元(Lehrplaneinheit)の意義と具体的な指導内容が明示されている。なお、方法、評価に関しては詳述されていない。 (2)　学年別に示されている。 (3)　指導内容によっては、それが他教科のどの活動領域と関連があるか明示されている。また「教科間をつなぐテーマ」を軸とした、指導内容との関連および他教科との関連が示されている。
4　内容構成等 (1)　内容の区分(領域、分野等) (2)　内容及び内容の配列編成の特色 (3)　その他内容構成等の特色	(1)　GS.HS.RS;「歌うこと/音楽すること」と「聴くこと」の 2 領域。 Gym; 5-7 は「歌うこと/音楽すること」と「音楽知識の応用」と「音楽を聴取し、理解すること」の３領域。8-13 は題材・単元が設定されている。 (2)　GS.HS.RS; 音楽的知識は二つの活動領域との関連を通して学習。 Gym; 音楽知識が活動領域に独立して存在し、テーマ学習や題材の設定等は GS.HS.RS と異なる点である。 (3)　付録としてテーマ別に「歌唱教材」、テーマやジャンル別に「聴取教材」が示されている。
5　その他我が国と比較した特色	(1)　学校種にかかわらず、「教科間をつなぐテーマ」に各学年にそれぞれおよそ 5 テーマが設定されている。それらは実生活および教科の指導内容に基づくものであり、テーマごとに内容および各教科の指導内容との関連が述べられている。 (2)　指導内容によっては他教科との教科内容との関連が明示され、合科的・総合的な学習活動を容易に編成できる。 (3)　指導内容に「音楽と動き」、「ダンス」、「演劇」、「パントマイム」、「ミュージカル」等の項目があり、学校種にかかわらず“音楽と動き”を関連付ける学習が行われる。

	中　　国
1　対応する教科等の名称	美育の中の音楽
2　教育課程上の位置づけ (1)　配置されている学年 (2)　配当授業時数（学年当たり、週当たり等の示し方も含む） (3)　履修の方法（必修・選択等） (4)　その他	(1)　小学校 1 学年～6 学年 中学校 7 学年～9 学年 (2)　小学校 1 学年～6 学年：週 2 時間 中学校 7 学年～9 学年：週 1 時間 (3)　必修
3　目標、内容等の示し方 (1)　目標、内容等の示し方（目標、内容、方法、評価等のどこまでを示しているか） (2)　目標、内容が学年別等に示されているか。 (3)　その他内容等の示し方の特色	(1)　教科目標については、小学校中学校で一括で示し、学年目標と内容は、小学校を 2 段階で中学校を 1 段階で示す。 内容の示し方は，領域ごとに示す。 方法については、教科の特性に応じた方法を示す。 評価については、音楽科評価の原則、評価内容、評価方法の大枠を示す。 (2)　学年目標と内容は，小学校は 1 学年～2 学年、3 学年～6 学年の 2 段階で、中学校は 7 学年～9 学年の 1 段階で示す。 (3)　内容は，音楽の活動を領域として示し，その領域に含まれる内容を柱として示す。
4　内容構成等 (1)　内容の区分（領域、分野等） (2)　内容及び内容の配列編成の特色 (3)　その他内容構成等の特色	(1)　内容は，次に示すように，領域とその領域の内容としての柱で示す。感受と鑑賞（音楽表現の要素、音楽の情緒、音楽の様式と形式、音楽のジャンルと種類）表現（演唱，演奏，総合的な芸術演出，読譜）創作（音響と音楽の探索，即興創作，創作実践）音楽と関連文化（音楽と社会生活，音楽と姉妹芸術，音楽と芸術外の学科)。 (2)　内容構成は，領域ごとに内容の柱に則して学年段階で発展的に示す。 (3)　領域「音楽と関連文化」内容の柱「音楽と社会生活」においては、地域社会の音楽活動に参加し、人や音楽と交流することで音楽家や民間人の活動を評価するという内容を示す。
5　その他我が国と比較した特色	(1)　教育課程の中で音楽科は、小学校、中学校とも美育の中の一つの教科として位置付けられている。 (2)　音楽を科学や他の文化と関連させ総合的に理解するような内容を示す。 (3)　教材については、標準を示すと共に、標準と地方の割合も示す。

	韓　　国
1　対応する教科等の名称	「音楽」科。「楽しい生活」科（小学校 1-2 年）でも音楽が教えられるが、これは、音楽、美術、体育が総合された教科。
2　教育課程上の位置づけ (1)　配置されている学年 (2)　配当授業時数（学年当たり、週当たり等の示し方も含む） (3)　履修の方法（必修、選択等） (4)　その他	(1)　小学校：3-6 学年、中学校：1-3 学年〈7-9 学年〉、高校１学年（10 学年） ＊小学校１-２学年は上述参照、11-12 学年は「音楽と生活」 (2)　小学校は 40 分授業、週 2 回。中学校は 45 分授業で 7 学年週 2 回、8-9 学年週１回。高等学校は 50 分授業、週 1 回（10 学年） (3)　3-10 学年まで必修、11-12 学年は選択
3　目標、内容等の示し方 (1)　目標、内容等の示し方（目標、内容、方法、評価等のどこまで示しているか） (2)　目標、内容が学年別に示されているか (3)　その他内容等の示し方の特色	(1)　目的、目標、内容、指導法、評価が示される。内容は比較的詳しいが、目的、目標、指導法、評価は非常に簡潔。 (2)　目的と目標はカリキュラムの序文に示されるのみ。教育内容については、2 学年を単位としたものと、各学年別のものの 2 種類が示される。 (3)　内容を「理解」と「活動」に大別している。
4　内容構成等 (1)　内容の区分（領域、分野等） (2)　内容及び内容の配列編成の特色 (3)　その他内容構成等の特色	(1)　「理解」領域は、音楽概念をもとに、リズム、メロディ、ハーモニー、フォーム、ダイナミックス、テンポ、音色の七つに分類されている。「活動」領域は、歌唱、器楽、鑑賞、創作。 (2)　「理解」は音楽概念の理解に限定された用語であり、アメリカで一時期唱道された「概念学習」の考え方に近い。理解と実際の音楽活動を統合して教えるべき、との断りがある。
5　その他我が国と比較した特色	我が国は、教育内容を「表現」と「鑑賞」に大別。韓国は「理解」と「活動」。「理解」領域に伝統音楽の音楽概念を多く導入し、これを教育内容としている。そのため、どの教科書、指導書にも 30%以上の韓国伝統音楽が教材として導入されている。

	シンガポール
1　対応する教科等の名称	音楽
2　教育課程上の位置づけ (1)　配置されている学年 (2)　配当授業時数（学年当たり、週当たり等の示し方も含む） (3)　履修の方法（必修・選択等） (4)　その他	義務教育制度でない。 (1)　小学校 1-6 年、中学校 1-4 年但し、中学校と高校（2 年制）に、音楽重点学校が別に設置（中学 5 校、高校 3 校）されている。 (2)　小学校 1-4 年（30 分）週 2 回、5-6 年週 1 回、中学校は学校により配分時間異なる。 (3)　義務教育制にないので必修、選択の別の指示はないが、教育省の指導シラバスが小学校（6 年間）と中学校（4 年間）示されている。 (4)　2003 年 1 月より小学校のみが義務制となったが、これまでも小学校、中学校への就学率は高かった。 ＊コ-・カリ キュラ・アクティビティ（CCA）教科活動支援局（教育省）が管轄する教科支援科目を選択するシステムが確立され、生徒は必ずいずれかの CCA 活動科目を選択する。小学校、中学校共に、CCA の音楽活動が奨励されており、学校全体の活動として音楽を位置づけている。小学校では合唱が、また中学校は合唱の他に、スク-ル バンドが多くの学校に配備されている。
3　目標、内容等の示し方 (1)　目標、内容等の示し方（目標、内容、方法、評価等のどこまでを示しているか） (2)　目標、内容等が学年別に示されているか） (3)　その他内容等の示し方の特色	(1)　目的、目標、内容、学習項目、評価が小・中学校共に明示されている (2)　目的と目標が小・中学校共に序文に示され、内容、学習項目、評価は以下の通りである。小学校は 1-2、3-4、5-6 年と 2 学年毎にまとめて示されている。中学校（4 年制）は 4 コース（特別／高速／標準の普通教育課程と標準の職業教育課程）あり、前期中学校（1、2 年）、後期中学校（3、4 年）の 2 学年毎に示されている。 (3)　中学校の 3 コ- ス（特別／高速／標準の普通教育課程）は、記載事項学習内容が同じだが、標準の職業教育課程は他の 3 課程より学習項目が少なく設定されている。
4　内容構成等 (1)　内容の区分（領域、分野等） (2)　内容及び内容の配列編成の特色 (3)　その他内容構成等の特色	(1)　小学校・中学校ともに二つの領域（聴取と音楽づくり）から成る。 (2)　小学校：聴取（音楽要素- 音符、拍子、種々の記号等の学年毎の学習と共に低学年より異文化の音楽教材が記載されている） ：音楽づくり（演奏- 歌唱、器楽／創作- 即興等） 中学校：聴取（西洋クラシック、アジアの伝統音楽音楽関連の芸術-舞踊、劇の鑑賞） ：音楽づくり（演奏- 歌唱、器楽／創作- 作曲等）
5　その他我が国と比較した特色	教科としての音楽が、CCA と直接関係するものとは示されてはいないが、多くの学校の実状は音楽を教科と CCA の両側面から実施。殆どの学校が 2 部制で CCA 活動の時間がある事と、能力と興味のある生徒の才能と希望を生かすという、いわゆるエリ-ト教 育の理念が根本にあり、音楽重視の中学、高校設置の所以が分かる。中国系、マレー系、インド系という多民族社会のため、それぞれの音楽文化が教材として奨励されているのが特徴。

	台　湾
1　対応する教科等の名称	芸術学習と人文領域
2　教育課程上の位置づけ (1) 配置されている学年 (2) 配当授業数（学年当たり、週当たり等の示し方も含む） (3) 履修の方法（必修・選択等） (4) その他	視覚芸術、音楽、上演芸術で１領域を形成 (1) 義務教育９年間、すなわち、国民小学１年から国民中学３年まで (2) 各学年総授業数の 10～15%を「芸術学習と人文」領域に充てる。 (3) 「芸術学習と人文」領域として９年間必修 (4) 当該領域に含まれる３活動分野を統合して示されている。
3　目標、内容の示し方 (1) 目標、内容の示し方（目標、内容、方法、評価等のどこまでを示しているか） (2) 目標、内容等が学年別に示されているか (3) その他内容等の示し方の特色	(1) 視覚芸術、音楽、上演芸術について統合、関連させて示されている。 ・主軸となる目標を以下の３項掲げ、その目標に基づいて内容、方法等が示されている。①探索と表現、②審美と理解、③実践と応用 ・評価は、目的、範囲、指導前・中・後の観点、カリキュラム評価、評価方法について行うよう指示されている。 (2) 義務教育 9 年間について、複数の学年をまとめた四つの段階ごとに、それぞれ３種の活動分野で示されている。 第１段階：国民小学 1-2 年　第２段階：国民小学 3-4 年 第３段階：国民小学 5-6 年　第４段階：国民中学 1-3 年 (3) 教育課程で獲得すべき基本能力として以下の 10 項を掲げ、領域間の共通化を図るとともに、領域の独自性によって比重を変えている。 1.自己理解と潜在能力育成、2.鑑賞、表現と創造、3.生涯計画と生涯学習、4.発展、交流と受容、5.グループの尊重とグループに対する関心および協同製作、6.文化学習と国際理解、7.計画、組織と実践、8.科学技術と資料情報の運用、9.主体的な探索と研究、10.独立思考と問題解決
4　内容構成等 (1) 内容の区分（領域、分野等） (2) 内容及び内容の配列編成の特色 (3) その他内容構成等の特色	(1) 三つの主軸目標別に区分し、全４段階について「能力指標」を記す。 (2) 「芸術と人文学習領域課程研究班」を各学校で組織し、「課程綱要」に示された段階別能力指標、学校の状況、社会資源、家庭の希望、児童・生徒のニーズ等を考慮して大単元主題を設定、指導内容や授業時数などを柔軟に編成していくことが求められている。 (3) ・教材選択に関して、検定教科書に限定せず多様化することが求められている。 ・視覚芸術、音楽、上演芸術で１領域となっているので、３種の活動の関連が図られ、総合芸術の各種創作や鑑賞と関係する内容となっている。 ・音楽に関する具体的な活動内容としては、音感、読譜、歌唱、器楽、演奏を含んでいる。 ・教材編成は「国民中小学課程暫行綱要」に依拠するよう求められているが、特定の教材の指示、例示等具体的なものは示されていない。
5　その他我が国と比較した特色	・領域は「芸術は人類文化の結晶であり、生活の重心であり、教育の根本を整え、全うするものである」という理念に基づいて教育課程に取り入れられている。 ・目標は基本的に、技能的視点よりも「人文素養を陶冶し、人間を育成する」視点から設定されている。 ・カリキュラム設計、教材選択、指導方法、学習環境、評価などについては、基本方針が示され、具体化は各学校にゆだねられている。 ・教育課程改訂にあたって、まず「課程暫行綱要」を試行し、問題点には修正を加えて本実施というプロセスを置いている。 ・特別な才能を持った子どものための「音楽才能学級」を設置している。

「教科等の構成と開発に関する調査研究」
研究成果報告書（15）

音楽のカリキュラムの
改善に関する研究

－諸外国の動向－

平成１５(2003)年１０月

発行者　国立教育政策研究所
住　所　〒153-8681
東京都目黒区下目黒 6-5-22
TEL　03-5721-5150（代）